

---

# 戸田市地域防災計画

〔資料編〕

---

令和5年7月

戸田市防災会議



# 目 次

## 【資料編】

### 1 条例等

戸田市災害対策本部条例	1-	1
戸田市災害対策本部を設置する基準	1-	2
戸田市防災会議条例	1-	3
戸田市防災会議運営要綱	1-	5
戸田市防災会議の権限に属する事項のうち会長が専決処理できる事項	1-	6
戸田市防災会議会長職務代理者指名	1-	7
戸田市危機予防対策会議要綱	1-	8
戸田市防災基本条例	1-	10

### 2 連絡先等一覧

戸田市防災会議委員の構成	2-	1
防災関係機関電話一覧	2-	2
市内救急病院・救急診療所一覧（埼玉県知事認定）	2-	3
要配慮者施設等一覧	2-	4
・介護保険施設等	2-	4
・障害者支援施設等	2-	8
・児童福祉施設等	2-	11

### 3 基準等

警報・注意報発表基準一覧	3-	1
被害状況判定基準	3-	3
災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	3-	6

### 4 協定書・資金貸付等

相互応援協定等の締結状況一覧	4-	1
【美里町】災害時における相互応援に関する協定書	4-	8
【川口市他6市1町】災害時の相互応援に関する覚書	4-	10
【和光市】和光市と戸田市との災害時における相互応援に関する協定書	4-	12
【静岡県沼津市】災害時相互応援に関する協定書	4-	14
【福島県白河市】災害時における相互応援に関する協定書	4-	16
【伊丹市・青梅市他14市】大規模災害時の相互応援に関する協定	4-	18
【川口市・草加市・蕨市】避難場所の相互利用に関する協定書	4-	21
【足立区・川口市・草加市・蕨市】災害時における相互応援及び平素における防災基盤整備に関する協定	4-	22
【埼玉県清掃行政研究協議会】災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定書	4-	24
【全国ポータ場所在市町村協議会加盟市町村】全国ポータ場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定書	4-	26

【埼玉県】	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	4- 29
【埼玉県】	埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定	4- 31
	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱	4- 33
	埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱	4- 38
	埼玉県・市町村人的相互応援に関する要綱	4- 42
【福島県田村郡小野町】	災害時における相互応援に関する協定書	4- 44
【静岡県賀茂郡東伊豆町】	災害時における相互応援に関する協定書	4- 46
【山形県最上郡大蔵村】	災害時における相互応援に関する協定書	4- 48
【蕨市】	蕨市（蕨市消防本部）・戸田市（戸田市消防本部）消防相互応援協定書	4- 50
【川口市】	川口市（川口市消防局）・戸田市（戸田市消防本部）消防相互応援協定	4- 53
【さいたま市】	戸田市・さいたま市消防相互応援協定書	4- 55
【朝霞地区一部事務組合】	戸田市・朝霞地区一部事務組合消防相互応援協定書	4- 57
【埼玉県下市町村等】	埼玉県下消防相互応援協定	4- 59
【東京消防庁】	東京消防庁・戸田市消防相互応援協定	4- 62
【埼玉県・埼玉県下市町村等】	埼玉県防災ヘリコプター応援協定	4- 70
【朝霞地区一部事務組合・さいたま市他4市】	東京外環自動車道管内市間の消防相互応援協定	4- 72
【埼玉県・鉄道事業者・消防機関】	鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書	4- 74
【荒川上流河川事務所】	「彩湖自然学習センター」の管理に関する協定書	4- 78
【関東地方整備局】	災害時の情報交換に関する協定	4- 81
【南稜高等学校】	災害時における県立学校等の使用に関する覚書	4- 83
【戸田翔陽高等学校】	災害時における県立学校等の使用に関する覚書	4- 85
【戸田かけはし高等特別支援学校】	災害時における県立学校等の使用に関する覚書	4- 87
【大宮公園事務所】	災害時における避難所等及び防災施設の運営に関する協定書	4- 89
【蕨警察署】	災害時要援護者避難支援計画の取扱いに関する覚書	4- 92
【戸田市消防本部】	災害時要援護者避難支援計画の取扱いに関する覚書	4- 95
【荒川下流河川事務所】	光通信ネットワークを利用した河川情報提供に関する協定書	4- 98
【財務省関東財務局】	洪水災害時における緊急一時避難場所としての使用に関する協定書	4-100
【三国コカ・コーラ】	災害時における救援物資提供に関する協定書	4-102
【イオン北戸田店】	災害時の物資の供給及び防災活動協力に関する協定書	4-104
【アサヒ飲料】	災害時における飲料の提供協力に関する協定書	4-106
【三国コカ・コーラ】	災害対応型自動販売機における飲料提供に関する覚書	4-109
【イトーヨーカ堂】	災害時の物資の供給に関する協定書	4-111
【埼玉ヤクルト販売】	緊急災害時における飲料提供に関する協定書	4-113
【戸田フーズ】	災害時における食料の供給協力に関する協定書	4-115
【伊藤園】	災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定書	4-117
【神戸屋東京工場】	災害時における食料の供給協力に関する協定書	4-119
【NPO法人コメリ災害対策センター】	災害時における物資供給に関する協定書	4-121
【株式会社パン・イェパン・ジャパン】	災害時の物資供給及び被災住民等への情報提供に関する協定書	4-123
【セツカートン株式会社】	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書	4-125
【セキ薬品】	災害時における物資の供給に関する協定書	4-127

【戸田市建設業協会】	災害時における応急対策業務に関する協定書	4-129
【戸田市水道協同組合】	災害時における応急対策業務に関する協定書	4-131
【埼玉県電気工事工業組合】	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	4-133
【東京電力パワーグリッド】	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	4-135
【埼玉土地家屋調査士会】	災害時等における家屋被害認定調査に関する協定書	4-137
【埼玉県トラック協会戸田・蕨支部】	災害における人員、物資等の輸送に関する協定書	4-139
【三ツ和総合建設業協同組合】	災害時における応急対策業務に関する協定書	4-141
【市内 47 町会・自治会】	災害時要援護者の支援に関する協定書	4-143
【戸田環境整備事業協同組合】	災害時におけるし尿の汲み取り及び運搬に関する協定書	4-147
【社会福祉法人戸田市社会福祉協議会】	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	4-149
【戸田環境整備事業協同組合】	A E D（自動体外式除細動器）による応急処置に関する協定書	4-152
【蕨戸田市医師会】	災害時における医療救護活動に関する協定書	4-153
【一般社団法人戸田市薬剤師会】	災害時における応急医薬品供給等の協力に関する協定書	4-155
【埼玉県接骨師会】	災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定書	4-156
【蕨戸田歯科医師会】	災害時における歯科医療救護活動に関する協定書	4-158
【埼玉県獣医師会南支部】	災害時における動物救護活動に関する協定書	4-160
【戸田競艇組合】	災害時における避難に関する協定書	4-162
【三井不動産】	災害時の一時避難場所の提供に関する協定書	4-164
【日本下水道事業団研修センター】	災害時の一時避難場所の提供に関する協定書	4-166
【東日本旅客鉄道】	地震災害時における帰宅困難者対応に関する協定書	4-168
【北戸田ファーストゲートタワー管理組合】	災害時の一時避難場所の提供に関する協定書	4-170
【戸田わかかさ会】	災害時の要配慮者等の受入に関する協定書	4-172
【ヤマト運輸北東京主管支店】	災害時の一時避難場所の提供に関する協定書	4-175
【戸田市社会福祉事業団】	災害時の要配慮者等の受入に関する協定書	4-177
【JA 全農青果センター東京センター】	災害時の一時避難場所の提供に関する協定書	4-180
【ロイヤルホームセンター】	災害時の物資の提供及び一時避難場所の提供に関する協定書	4-182
【ビバホーム】	災害時における防災活動協力に関する協定書	4-184
【ヤフー】	災害に係る情報発信等に関する協定	4-187
【東日本電信電話】	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	4-189
【NTT タウンページ】	防災啓発情報の発信の相互協力に関する協定書	4-192
【ジェイコム川口戸田】	災害時における放送等に関する協定書	4-195
【東京瓦斯埼玉支社】	災害によるガス関連事故に際する緊急速報発信ツールの活用に関する協定書	4-197
【東電タウンプランニング埼玉総支社】	避難場所誘導案内付電柱公告に関する協定書	4-199
【蕨郵便局】	災害発生時における戸田市と郵便局の協力に関する覚書	4-201
【埼玉葬祭業協同組合他】	災害時における葬祭協力等に関する協定書	4-204
【ゼンリン】	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	4-207
【埼玉県LPガス協会川口支部】	災害時におけるLPガス等の提供に関する協定書	4-210
【埼玉県行政書士会】	災害時における被災者支援に関する協定書	4-212
【埼玉県石油商業組合戸田支部】	災害時等における燃料の供給等に関する協定書	4-214
【災害対策建設協会 JAPAN47】	災害時における無人航空機による協力に関する協定書	4-216

【デベロップ・武蔵野銀行】災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書	4-219
【三井住友海上火災保険】災害時における損害調査結果の提供及び利用に関する覚書	4-221
災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領	4-223
戸田市災害弔慰金の支給等に関する条例	4-227
戸田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	4-232
戸田市災害見舞金等支給条例	4-236
生活福祉資金貸付制度要綱	4-239
戸田市自主防災組織防災器材等整備補助金交付要綱	4-252

## 5 被害履歴

近年の風水害による戸田市域の被害履歴	5- 1
主な地震による戸田市域の被害履歴	5- 5

## 6 その他一覧

### 防災行政無線局一覧

・固定系（子局）	6- 1
指定緊急避難場所及び指定避難所に指定される施設の概要	6- 3
浄水場施設一覧（給水能力）	6- 4
耐震性貯水槽（飲料水兼用 100m <sup>3</sup> 型・非常災害用井戸）の設置場所	6- 5
非常災害用井戸の設置場所	6- 5
防災備蓄倉庫一覧	6- 5
市が指定する市内の緊急輸送道路一覧	6- 6
戸田市緊急輸送道路網図	6- 7
ヘリコプター飛行場外離着陸場一覧	6- 8
消防水利の現況	6- 8
現有消防力	6- 8
埼玉県災害ボランティア登録規約	6- 9

## 7 様式・書式

県への報告（様式第1号） 発生速報	7- 1
県への報告（様式第2号） 経過速報	7- 2
県への報告（様式第3号） 被害状況調	7- 3
水防活動実施報告書	7- 5
活動内容報告書	7- 6
緊急通行車両等事前届出書・緊急通行車両等事前届出済書	7- 7
緊急通行車両等確認申請書	7- 8
緊急通行車両標章	7- 9
車両通行止標示	7- 9
市町村行政機能の確保状況の把握フロー及び報告様式	7- 10

# 1 . 条 例 等





# 戸田市災害対策本部条例

昭和38年10月1日 条例第32号  
改正 平成8年6月20日 条例第11号  
平成24年10月5日 条例第24号

## (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、戸田市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

## (部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

## (雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成8年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成24年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 戸田市災害対策本部を設置する基準

昭和39年3月10日 訓令第2号

改正 平成24年9月27日 訓令第10号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第1項の規定に基づいて市長が戸田市災害対策本部を設置する基準は、次の各号のいずれかに該当する災害で防災の推進を図るため必要があると認めるときとする。

- (1) 広範囲な地域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) その他著しい激甚である災害で災害応急対策を特に必要とするとき。

附 則(平成24年訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

# 戸田市防災会議条例

昭和三十八年十月一日 条例第31号  
改正 昭和四十三年三月二十九日 条例第15号 昭和五十三年三月十日 条例第6号  
昭和六十三年三月三十一日 条例第3号 平成十二年三月二十八日 条例第18号  
平成二十五年三月二十七日 条例第17号

## (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、戸田市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

## (所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 戸田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

## (会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員は、それぞれ5人、3人、2人、20人、7人及び3人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

## (専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、戸田市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年条例第6号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第18号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 戸田市防災会議運営要綱

昭和39年3月10日

## (目的)

第1条 この要綱は、戸田市防災会議条例(昭和38年条例第31号)第5条の規定に基づき、戸田市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会議)

第2条 防災会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

3 防災会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

## (異動等の報告)

第3条 委員に異動があった場合、後任者は直ちにその役職、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

## (会長の専決処分)

第4条 防災会議の権限に属する事項でその議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は、次の防災会議において報告しなければならない。

## (専門委員)

第5条 専門委員は、防災会議に出席して意見を述べることができる。

## (会議録)

第6条 会長は、会議録を作成し、次の事項を記録しておかななければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び審議の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他の事項

## (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

## 戸田市防災会議の権限に属する事項のうち会長が専決処理できる事項

昭和39年3月10日 防災会議可決

戸田市防災会議運営要綱第4条により、次の事項は会長において専決処理することができる。

- 1 戸田市の地域に災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- 2 戸田市地域に災害が発生した場合において当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し関係機関相互の連絡調整を図ること。
- 3 その他緊急措置を要する事項

## 戸田市防災会議会長職務代理者指名

平成19年4月13日 防災会議会長訓令第1号

戸田市防災会議条例（昭和38年条例第31号）第3条第4項の規定に基づき、会長の職務を代理する者を次のとおり指名する。

戸田市副市長の職にある者

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

（戸田市防災会議会長職務代理者指名の廃止）

2 戸田市防災会議会長職務代理者指名（昭和39年防災会議会長訓令第1号）は、廃止する。

## 戸田市危機予防対策会議要綱

### (設置)

第1条 市民の安全な暮らしの維持を図るため、戸田市危機予防対策会議（以下「会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新たな社会不安を起こすおそれのある問題についての情報収集及び対応に関すること。
- (2) 当該問題の担当課所に対する他の所属の協力に関すること。
- (3) その他市民の安全な暮らしを維持するため全庁的な対応が必要と認められる事項に関すること。

### (構成)

第3条 会議は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 会長 危機管理防災課長
- (2) 副会長 (消)総務課長
- (3) 構成員 政策秘書室担当課長 庶務課長 財政課長 市民課長 経済政策課長 福祉総務課長 こども家庭課長 都市計画課長 (医)総務課長 教育総務課長 上下水道経営課長

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

### (会議)

第4条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 構成員は、必要と認めるときは、会長に対し会議の招集を求めることができる。

### (報告)

第5条 会長は、会議の開催後必要と認めるときは、その結果について危機管理監を通じ部長会議に報告するものとする。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、危機管理防災課が処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。



附 則

この要綱は、平成 15 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 13 日から施行し、改正後の戸田市危機予防対策会議要綱第 3 条及び第 6 条の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

# 戸田市防災基本条例

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条 第4条）

第2章 責務（第5条 第8条）

第3章 予防対策（第9条 第14条）

第4章 応急対策（第15条 第17条）

第5章 復旧・復興対策（第18条）

第6章 他の地方公共団体等との連携・支援（第19条・第20条）

### 附則

戸田市は、荒川によって形成された沖積平野に位置しているため、荒川の氾濫による市域全体の浸水や、大地震による広範囲での液状化現象が発生し、被害が甚大となることが想定されます。

このため、戸田市においては、被害が広範囲に及びやすいという地形的条件を考慮して、市民の生命、尊厳及び財産を守ることができるよう、災害に対する備えを日頃から整えていくことが急務となっています。

防災には、市民一人ひとりの実践と市民が連携した活動、市の最大限の対策が欠かせません。そこで、防災対策の更なる向上のため、市民や事業者、市及び議会の責務と役割を明確化し、一体となって防災対策に取り組めるよう、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、自助・共助・公助の考え方の下に、市民の生命、尊厳及び財産を守る上での基本理念と、防災対策に関する市民、事業者、市及び議会の責務及び役割を明らかにし、防災に関する基本的事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、被害を最小限にとどめ、災害に強いまちを実現することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（1） 災害 豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

（2） 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害からの復旧及び復興を図ることをいう。

（3） 自助 市民及び事業者が自ら防災に取り組むことをいう。

（4） 共助 市民及び事業者が地域住民と協力して防災に取り組むことをいう。

（5） 公助 市、消防、警察等の行政機関が防災対策に取り組むことをいう。

（6） 地域防災計画 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号口に規定する計画をいう。

（7） 受援計画 災害時に外部からの応援を受け入れて、効果的に活用するために策定する市の計画をいう。

（8） 市民 市内に居住する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。

- ( 9 ) 事業者 市内で事業を営むものをいう。
- ( 10 ) 自主防災組織 防災を目的に、町会・自治会等を単位として自主的に結成された組織をいう。
- ( 11 ) 防災関係機関 消防、警察等の防災対策を実施する国及び埼玉県の行政機関並びに災害対策基本法第2条第3号から第6号までに規定する機関をいう。
- ( 12 ) 帰宅困難者 災害が発生したことにより、外出先からの帰宅又は目的地への到達が困難になった者をいう。
- ( 13 ) 災害時要配慮者 高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人等のうち、災害時の避難又は避難所等において配慮を要するものをいう。
- ( 14 ) 分散避難 被災していない地域の親戚宅、知人宅、宿泊施設等へ避難することをいう。
- ( 15 ) 在宅避難 自宅の安全が確認できる場合に、避難場所、避難所等に行かず自宅にとどまることをいう。
- ( 16 ) 避難場所 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、身を守るために一時的に滞在する市が指定した場所又は施設をいう。
- ( 17 ) 避難所 災害から身を守るために市民等が避難し、一定期間滞在する市が指定した施設をいう。

#### ( 基本理念 )

第3条 市民、事業者及び市は、次に掲げる理念に基づき災害に備えなければならない。

- ( 1 ) 自助・共助・公助一体として災害に立ち向かうこと。
- ( 2 ) 災害による被害を最小限にとどめることを基本に防災に取り組むこと。
- ( 3 ) 災害時要配慮者その他被災者の事情から生じる多様なニーズに配慮し、個人としての尊厳を重んじるよう努めること。
- ( 4 ) 防災に関する知識及び技術を習熟し、災害への対応力を高めるとともに、助け合いの精神を育むことで、常に時代の変化に合わせ、これらを継承していくよう努めること。

#### ( 地域防災計画への反映 )

第4条 市は、この条例の基本理念を地域防災計画に反映させなければならない。

## 第2章 責務

### ( 市民の責務 )

第5条 市民は、災害時において、自身及び家族の安全を確保するために必要な備えを整えとともに、防災に関する知識及び技術の習得に努めるものとする。

- 2 市民は、災害時において、相互に協力し防災に取り組むことができるよう、日常から地域での助け合いに努めるものとする。
- 3 市民は、市、防災関係機関、自主防災組織、事業者等が実施する防災対策について協力するよう努めるものとする。

### ( 事業者の責務 )

第6条 事業者は、従業員、事業所等への来訪者及び地域住民の安全を確保するために施設及び設備に対し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、従業員等が帰宅困難者となった場合の対策を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者は、従業員等が防災に関する知識及び技術を習得するため、必要な研修、訓練等を実施するよう努めるものとする。

4 事業者は、市民及び自主防災組織と連携し、市、防災関係機関等が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第7条 市は、市民の生命、尊厳及び財産を災害から守るとともに、被害を最小限にとどめるため、国、埼玉県、市民、事業者、自主防災組織、防災関係機関、ボランティア等と連携し、総合的な防災対策の推進を図らなければならない。

2 市は、市民及び事業者に対し、防災意識の高揚及び災害への備え等の充実を図るため、必要な情報を提供し、共有しなければならない。

3 市は、自主防災組織の充実に向けて支援を行うとともに、市民及び事業者の自発的な防災の促進を図らなければならない。

4 市は、国及び埼玉県と連携し、道路、河川、公園等の都市基盤の整備その他あらゆる事業を通じて、災害に強いまちづくりを推進するものとする。

5 市は、管理する施設、設備等の安全性の確保を図るとともに、建築物の耐震化の促進について、埼玉県と連携した指導、助言、支援等により、災害に強いまちづくりを推進するものとする。

(議会の責務)

第8条 議会は、市民の生命、尊厳及び財産を災害から守るとともに、被害を最小限にとどめるため、防災に関する調査及び研究を行い、市の防災対策への助言及び提言を行わなければならない。

2 議会は、国及び埼玉県の動向を踏まえ、市の防災対策の執行の監視及び評価に努めなければならない。

3 議会は、災害時に議会災害対策支援本部を設置し、市の災害対策本部と協力して市内の被害の状況に関する情報の収集及び整理をし、災害に関する必要な情報を市民に発信するよう努めなければならない。

4 議会は、国、埼玉県及び市への災害復旧の推進及び支援活動の実施並びに調整を働きかけ、早期の復旧及び復興が実現されるよう努めなければならない。

### 第3章 予防対策

(防災教育の推進)

第9条 市民及び事業者は、災害はいつでも起こり得るという認識の下、日頃の防災意識の高揚とともに、防災に関する知識及び技術の習熟に努めるものとする。

2 市は、市民、事業者及び自主防災組織に対し、学校教育を含むあらゆる機会を通じ、防災に関する知識及び技術の習得に資するための防災教育を支援するものとする。

3 市は、防災活動を支える人材を育成するための防災教育を実施するものとする。

4 市は、市職員等に対し、災害時に適切に対応できるよう、日頃から職務に対応した防災教育を実施するものとする。

(防災訓練の実施)

第10条 市は、自主防災組織及び防災関係機関と連携して防災訓練を実施し、検証によって不断の見直しを行うものとする。

2 市は、自主防災組織が実施する防災訓練に対し積極的な支援及び協力を行うものとする。

- 3 市民及び事業者は、災害発生時にとるべき行動を学び、日頃の備えを確かなものとするため、市、自主防災組織、事業者等が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。
- 4 市は、災害発生時に適切に対応できるよう市職員等に対し定期的に防災訓練を実施するものとする。

(災害への備え)

第11条 市民は、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 家族等の安否確認手段の確保
- (2) 災害情報の入手手段の確保
- (3) 避難所、避難場所、避難経路及び避難方法の確認
- (4) 家族構成、健康状態等を考慮した3日以上の食料及び飲料並びに非常持出品の確保
- (5) 家具等の転倒及び落下防止対策の徹底
- (6) 自宅の耐震性の確保
- (7) 災害時における帰宅経路等の確認
- (8) その他災害に必要な備え

2 事業者は、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 従業員等の安否確認手段の確保
- (2) 災害情報の入手手段の確保
- (3) 避難所、避難場所、避難経路及び避難方法の確認
- (4) 従業員等の人数を考慮した3日以上の食料及び飲料の確保
- (5) 設備等の転倒及び落下防止対策の徹底
- (6) 事業所等の耐震性の確保
- (7) その他災害に必要な備え

3 市民及び事業者は、前2項の規定による取組事項の状況について、定期的に確認するよう努めるものとする。

4 市は、次に掲げる事項に取り組まなければならない。

- (1) 情報の収集、整理及び提供並びに共有体制の充実及び強化
- (2) 備蓄体制の充実及び強化
- (3) 応援受入体制の整備
- (4) 公共施設の強靱化
- (5) 必要な物資の供給及び輸送体制の確立
- (6) 避難場所及び避難所の指定並びに避難所運営手順の策定
- (7) その他災害に必要な備え

(自主防災活動)

第12条 市民及び事業者は、自主的かつ組織的に行う防災に関する活動(以下「自主防災活動」という。)に積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。

2 市は、自主防災組織への支援及び協力を積極的に行うものとする。

3 自主防災組織は、自主防災活動において中心的な役割を担う人材の育成を行うとともに、様々な人が参加し、活動しやすい環境を醸成するために、日頃から地域住民との連携を深めるよう努めるものとする。

( ボランティア等の活動推進 )

第13条 市は、災害時のボランティア活動への参加が促進されるよう、日頃から普及啓発を行うよう努めなければならない。

2 市は、社会福祉法人戸田市社会福祉協議会と連携し、災害時における外部からの支援を積極的に受け入れられるよう災害ボランティアセンター等の設置その他活動環境の整備に努めなければならない。

3 市は、外部からの支援を生かすため、支援を受けるための体制を整えるとともに、災害時には積極的に情報を発信し、又は共有するよう努めなければならない。

( 災害時要配慮者への支援 )

第14条 市は、災害時において災害時要配慮者の支援を的確に行うために必要な情報の収集及び整理を実施するとともに、自主防災組織、防災関係機関等と共有しなければならない。

2 市は、災害時要配慮者に対し災害時における避難行動及び避難生活に関する情報を提供し、災害時要配慮者、医療・福祉関係者、自主防災組織その他の関係機関との連携が深まるよう努めなければならない。

3 市民、事業者、自主防災組織、医療・福祉関係者等は、災害時要配慮者の安否確認、救出・救助、避難誘導等の支援のため、日頃から地域の災害時要配慮者と顔の見える関係を築くよう努めるものとする。

#### 第4章 応急対策

( 応急対策の実施 )

第15条 市は、災害時において防災関係機関と連携し、救援活動、応急復旧活動その他あらゆる手段を通じて市民の生命、尊厳及び財産を守るものとする。

2 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民、事業者、自主防災組織等に対し、速やかに避難及び被害の状況、応急対策等に関する情報を提供するものとする。

3 市民、事業者、自主防災組織等は、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

( 1 ) 災害時の情報の収集及び共有

( 2 ) 出火防止及び初期の消火活動

( 3 ) 負傷者の救出、救護及び搬送

( 4 ) 地域住民同士の避難の呼び掛け及び支援

( 5 ) 災害時要配慮者への支援

( 6 ) 帰宅困難者への支援

( 7 ) その他必要な応急対策

( 避難及び避難生活 )

第16条 市は、災害が発生するおそれがある場合、市民、事業者等に対し早期避難を促さなければならない。

2 市は、災害時においても避難場所及び避難所に必要な物資を補充するよう努めなければならない。

3 市は、避難所の運営に当たっては、施設管理者、自主防災組織、ボランティア等と連携し、地域の主体的な取組を尊重するとともに、災害時要配慮者その他被災者の事情から生じる多様なニーズに配慮し、感染症対策を含め、避難者が安全で健康に配慮された避難生活を営めるよう努めなければならない。

- 4 市民は、災害の種類及び各自が置かれた状況を踏まえ、少人数による分散避難若しくは在宅避難、避難場所・避難所への避難を開始し、身の安全を確保することに努めなければならない。
- 5 事業者は、災害の種類及び各自が置かれた状況を踏まえ、従業員及び事業所等への来訪者等に対し、少人数による分散避難若しくは在宅避難、避難場所又は避難所への避難を開始し、身の安全を確保するよう促すことに努めなければならない。

(帰宅困難者への支援等)

第17条 市は、帰宅困難者に対し、避難及び帰宅のための情報の提供等の必要な支援を行うものとする。

2 事業者は、従業員の円滑な帰宅及び帰宅困難者の安全の確保のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

3 市民は、帰宅困難者となった場合、自らの安全を確保するとともに、むやみに移動せずに帰宅困難となった場所における自治体、事業者等が講ずる措置に協力するよう努めるものとする。

## 第5章 復旧・復興対策

(復旧・復興対策)

第18条 市は、災害によって被害を受けた場合、市民生活の早期再建を図るために、国、埼玉県及び防災関係機関と連携し、計画的に復旧及び復興の対策に取り組むものとする。この場合において、市民、事業者が自ら取り組む生活再建、事業継続等に対し必要な支援を関係機関と連携して行うものとする。

2 市民は、自ら生活再建を図るとともに、市が実施する復旧及び復興の取組に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、自ら事業の継続又は再開を図るとともに、市が実施する復旧及び復興の取組に協力するよう努めるものとする。

## 第6章 他の地方公共団体等との連携・支援

(受援計画及び防災に係る協定の締結)

第19条 市は、災害時に外部からの応援を円滑に受け入れることができるよう受援計画を定めるとともに、あらかじめ防災に係る協定を締結し、必要な体制を整備するものとする。

(他の被災地等に対する支援)

第20条 市は、市外で災害が発生した場合、その被害が甚大であり支援が必要と認めるときは、応急対策、復旧対策及び復興対策の支援を行うものとする。

2 市民及び事業者は、市外で災害が発生した場合、被災地に対し、可能な範囲で支援を行うよう努めるものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。





## 2 . 連絡先等一覧



戸田市防災会議委員の構成

委員の別	区 分	機 関 名	職 名
会 長	戸 田 市	戸 田 市	戸田市長
2号委員	埼 玉 県 の 機 関	埼玉県南部保健所 埼玉県南部地域振興センター 埼玉県さいたま県土整備事務所	所 長 所 長 所 長
3号委員	警 察 の 機 関	埼玉県蕨警察署	署 長 警備課長
4号委員	市 の 機 関	戸 田 市	副 市 長 危機管理監 市長公室長 企画財政部長 総務部長 市民生活部長 環境経済部長 健康福祉部長 こども健やか部長 都市整備部長 市民医療センター所長 市民医療センター事務長 議会事務局長 教育部長 行政委員会事務局長 水安全部長 会計管理者
5号委員	教 育 機 関	戸田市教育委員会	教 育 長
6号委員	消 防 機 関	戸田市消防本部 戸田市消防団	消 防 長 団 長
7号委員	指 定 公 共 機 関 又は 指 定 地 方 公 共 機 関	東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 埼玉南支店 荒川左岸水害予防組合 日本通運株式会社 埼玉支店 東京電力パワーグリッド株式会社 埼玉総支社 東京ガスネットワーク株式会社 埼玉支社 一般社団法人 蕨戸田市医師会 東日本旅客鉄道株式会社	埼玉南支店長  管 理 者 支 店 長 副総支社長  共創推進GM 医師 戸田公園駅長
8号委員	自主防災組織を構成する者 又は 学識経験のある者	戸田市自主防災組織連絡協議会 戸田市民生委員・児童委員協議会	会 長 会 長

防災関係機関電話一覧

区 分	機 関 の 名 称	指 定 電 話	
		時 間 内	時 間 外
戸田市	災害対策本部	048-441-1800	
	消防本部	048-441-6412	
埼玉県	危機管理防災部 災害対策課	048-830-8181	048-830-8111
	危機管理防災部 危機管理課	048-830-8131	048-830-8111
	県土整備部 河川砂防課	048-830-5120	
	南部地域振興センター ( 県災害対策本部川口支部又は川口現地災害対策本部 )	048-256-1110	
	南部保健所	048-262-6111	
	さいたま県土整備事務所	048-861-2495	
	蕨警察署	048-444-0110	
指定地方 行政機関	関東農政局 消費・安全部 地域第1課	048-864-9041	
	熊谷地方气象台	048-521-5858	048-521-0058
	関東地方整備局 大宮国道事務所	048-669-1209	
	同 浦和出張所	048-861-9967	
	関東地方整備局 北首都国道事務所	048-942-4041	
	同 戸田維持出張所	048-422-1591	
	関東地方整備局 荒川上流河川事務所	049-246-6384	
	同 西浦和出張所	048-861-9129	
	関東地方整備局 荒川下流河川事務所	03-3902-3220	
	同 岩淵出張所	03-3901-4240	
陸上自衛隊	陸上自衛隊 第32普通科連隊	048-663-4241	
指定公共機関	東日本旅客鉄道株式会社 戸田公園駅	048-431-2392	
	同 戸田駅	048-431-6290	
	同 北戸田駅	048-431-0231	
	東日本電信電話株式会社 埼玉事業部	048-626-6623	0120-444-113
	日本郵便株式会社 蕨郵便局	048-432-3115	
	日本赤十字社 埼玉県支部	048-789-7117	
	NHK さいたま放送局	048-833-2041	
	東日本高速道路株式会社 関東支社	048-631-0001	
	首都高速道路株式会社 本社事務局	03-3502-7311	
	日本通運株式会社 埼玉支店	048-822-1111	
	東京電力パワーグリッド株式会社 埼玉総支社	048-638-2803	
	東京ガスネットワーク株式会社 埼玉支社	048-865-8651	
指定地方 公共機関	一般社団法人 埼玉県トラック協会	048-645-2771	
	一般社団法人 埼玉県バス協会	048-824-5539	
	株式会社 テレビ埼玉	048-824-3131	
	株式会社 エフエムナックファイブ	048-650-0795	
	一般社団法人 蕨戸田市医師会	048-445-1131	
	一般社団法人 蕨戸田歯科医師会	048-441-2544	

市内救急病院・救急診療所一覧（埼玉県知事認定）

病院・診療所の名称	所在地	電話	備考
中 島 病 院	下戸田 2-7-10	048-441-1211	
戸田中央総合病院	本町 1-19-3	048-442-1111	
戸 田 中 央 産 院	上戸田 2-26-3	048-444-1181	
公 平 病 院	笹目南町 20-16	048-421-3030	
戸田市立市民医療センター	美女木 4-20-1	048-421-4114	

## 要配慮者施設等一覧

### 介護保険施設等(1)

施設の名称	所在地	電 話	備考
いきいきタウンとだ	埼玉県戸田市喜沢南 2-5-23	048-432-1500	介護老人福祉施設（地域密着型を含む）
戸田ほほえみの郷	埼玉県戸田市上戸田 5番地の4	048-432-9811	介護老人福祉施設（地域密着型を含む）
レーベンホーム戸田	埼玉県戸田市中町一丁目 29番5	048-430-1020	介護老人福祉施設（地域密着型を含む）
特別養護老人ホームとだ優和の杜	埼玉県戸田市新曽南 4丁目2番35号	048-499-3010	介護老人福祉施設（地域密着型を含む）
戸田市立介護老人保健施設	埼玉県戸田市美女木 4-20-6	048-422-8800	介護老人保健施設
介護老人保健施設 コスモス苑	埼玉県戸田市新曽南 3丁目6番23号	048-447-0885	介護老人保健施設
ケアハウスとだ優和の杜	埼玉県戸田市新曽南 4丁目2番35号	048-499-3010	軽費老人ホーム
サニーライフ戸田公園	埼玉県戸田市本町 2-9-8	048-420-1800	有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む）
戸田ケアコミュニティ そよ風	埼玉県戸田市氷川町 2丁目16-23	048-447-9530	有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む）
リハビリホームまどか戸田	埼玉県戸田市新曽 1696-1	048-434-5671	有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む）
ニチイケアセンター戸田笹目	埼玉県戸田市笹目南 町33-13	048-449-6531	有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む）
あいらの杜 北戸田駅前	埼玉県戸田市新曽 1525	048-434-5001	有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む）
ハーベスト戸田	埼玉県戸田市美女木 4-13-2	048-421-1616	有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む）
ドリー戸田公園Levi	埼玉県戸田市本町 3-9-16	048-434-7316	有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む）
SOMPOケア ラヴィーレ戸田	埼玉県戸田市新曽 297-2	048-434-1165	有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む）
リアンレーヴ戸田公園	埼玉県戸田市上戸田 5丁目8番8号	048-445-3861	有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む）
ベストライフ戸田	埼玉県戸田市大字新 曽393	048-434-6850	有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む）
ハートランド戸田公園	埼玉県戸田市氷川町 2丁目6-19	048-446-6851	有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む）
グランシア美女木	埼玉県戸田市美女木 1-32-31	048-421-2525	有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む）
スクエアコート戸田公園	埼玉県戸田市上戸田 2-38-10	048-441-1935	有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む）
なごやかレジデンス戸田公園	埼玉県戸田市喜沢 2-25-1	048-430-3212	有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む）
SOMPO ケアそんぼの家S 北戸田	埼玉県戸田市大字新 曽2252	048-430-2131	有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む）

介護保険施設等(2)

施設の名称	所在地	電話	備考
SOMPO ケアそんぼの家 S 戸田公園	埼玉県戸田市南町 7-9	048-430-1171	有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む)
グランドマスト戸田公園	埼玉県戸田市南町 1-5	0120-815-823	有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む)
エクラシア戸田	埼玉県戸田市笹目 1-14-5	050-6861-5205	有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む)
くつろぎの家	埼玉県戸田市美女木 1-14-3	048-424-4470	有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む)
グループホーム氷川	埼玉県戸田市氷川町 1-4-2	048-420-2180	認知症対応型共同生活介護
グループホーム みんなの家・戸田	埼玉県戸田市新曽 1038-1	048-447-7182	認知症対応型共同生活介護
グループホームくつろぎの家	埼玉県戸田市美女木 1丁目29番45号	048-422-3760	認知症対応型共同生活介護
戸田ケアコミュニティそよ風	埼玉県戸田市氷川町 2丁目16-23	048-447-9530	認知症対応型共同生活介護
グループホーム戸田さくらそう	埼玉県戸田市本町三 丁目9番13号	048-445-9454	認知症対応型共同生活介護
ニチイケアセンター戸田中町	埼玉県戸田市中町2 丁目6番17号	048-420-3505	認知症対応型共同生活介護
愛の家グループホーム戸田笹目	埼玉県戸田市笹目 1-29-18	048-449-8700	認知症対応型共同生活介護
ふれあい多居夢 戸田	埼玉県戸田市上戸田 1-2-11	048-447-7000	認知症対応型共同生活介護
イリーゼグループホーム戸田公園	埼玉県戸田市下戸田 2-4-5	048-430-0621	認知症対応型共同生活介護
戸田ほほえみの郷	埼玉県戸田市大字上 戸田5番の4	048-432-9822	短期入所生活介護
いきいきタウンとだ	埼玉県戸田市喜沢南 2-5-23	048-432-1500	短期入所生活介護
ソレアード戸田ショートステイセンター	埼玉県戸田市美女木 8丁目21番17号	048-449-4807	短期入所生活介護
戸田ケアコミュニティ そよ風	埼玉県戸田市氷川町 2丁目16-23	048-447-9530	短期入所生活介護
レーベンホーム戸田	埼玉県戸田市中町一 丁目29番5	048-430-1020	短期入所生活介護
ショートステイとだ優和の杜	埼玉県戸田市新曽南 4丁目2番35号	048-499-3010	短期入所生活介護
ふれあいランド戸田	埼玉県戸田市上戸田 5番地の4	048-432-9833	通所介護
リハビリデイ秋	埼玉県戸田市上戸田 5-4-2 小山ハイツ1F	048-420-2370	通所介護
いきいきタウンとだ	埼玉県戸田市喜沢南 2-5-23	048-432-1500	通所介護
スマイルデイサービス・時	埼玉県戸田市本町 2-10-1 1F-A	048-433-6661	通所介護

介護保険施設等(3)

施設の名称	所在地	電話	備考
ソレアド戸田デイサービスセンター	埼玉県戸田市美女木8丁目21番地17号	048-449-4807	通所介護
デイサービスセンター 遊・戸田	埼玉県戸田市笹目1丁目13-24	048-449-7326	通所介護
戸田ケアコミュニティ そよ風	埼玉県戸田市氷川町2丁目16-23	048-447-9530	通所介護
リハビリデイサービス・笑	埼玉県戸田市上戸田2-36-12 ｼﾞﾗｲﾌﾞ 戸田公園 1F	048-430-0008	通所介護
ツクイ戸田笹目	埼玉県戸田市笹目6丁目24-39	048-449-8385	通所介護
ぴゅあでい 浪漫	埼玉県戸田市喜沢1-12-2	048-287-8215	通所介護
デイサービスとだ優和の杜	埼玉県戸田市新曽南4丁目2番35号	048-499-3010	通所介護
デイサービス ソラスト戸田	埼玉県戸田市喜沢一丁目30番5号ﾌﾞﾗｲﾄﾝ	048-434-5661	通所介護
かがやきデイサービス戸田公園	埼玉県戸田市喜沢二丁目25-1	048-430-3211	通所介護
シーキャビン 戸田	埼玉県戸田市中町1-24-4	048-434-5375	通所介護
デイサービス ロランジュの樹	埼玉県戸田市中町2丁目12番12-104号	048-290-8386	通所介護
デイサービスセンターエクラシア戸田	埼玉県戸田市笹目1-14-5	050-6861-5205	通所介護
ファミタウン戸田公園	埼玉県戸田市下戸田1-18-2ﾊﾟﾃﾞｲｱ戸田公園 2階	048-299-7129	通所介護
ステップぱーとなー戸田	埼玉県戸田市中町2丁目14番25号	048-287-3850	通所介護
デイサービスもと	埼玉県戸田市新曽南2丁目12番14号	048-229-7111	通所介護
ゼストライフ戸田笹目	埼玉県戸田市笹目2-7-8	048-487-8890	通所介護
SCR FITNESS はればれ	埼玉県戸田市新曽南3-12-12	048-441-0055	通所介護
介護老人保健施設 コスモス苑	埼玉県戸田市新曽南3丁目6番23号	048-447-0885	通所リハビリテーション
戸田市立介護老人保健施設	埼玉県戸田市美女木4-20-6	048-422-8800	通所リハビリテーション
デイサービスセンター美笹の湯	埼玉県戸田市笹目3丁目8番13号 せ'んけやき	048-421-0700	地域密着型通所介護
健やか人生 福はうち	埼玉県戸田市笹目5-35-22 大畑第一ﾏﾝｼﾞｮﾝ 1階	048-421-2981	地域密着型通所介護
デイサービスセンターくつろぎの家	埼玉県戸田市美女木一丁目29番44号	048-449-6105	地域密着型通所介護



介護保険施設等(4)

施設の名称	所在地	電話	備考
にりん草	埼玉県戸田市新曽 2133-1	048-229-2724	地域密着型通所介護
スマイルデイサービス・楽	埼玉県戸田市本町 2-14-21 アパ-ザ-戸 田公園 1F	048-445-0700	地域密着型通所介護
デイサービス本舗 戸田公園	埼玉県戸田市下前 2-12-11	048-291-9328	地域密着型通所介護
通所介護サービス Good Day	埼玉県戸田市笹目 5-2-15	048-423-8048	地域密着型通所介護
ふくじゅ草	埼玉県戸田市新曽 2133-1 東館	048-229-4364	地域密着型通所介護
スマイルデイサービス・結	埼玉県戸田市上戸田 2-38-10 スクエアコート 1-A	048-433-0033	地域密着型通所介護
デイサービスセンターくつろぎの家 2号館	埼玉県戸田市美女木 1-14-3	048-424-4470	地域密着型通所介護
樹楽 団らんの家 戸田	埼玉県戸田市喜沢 2-9-9-101	048-234-0006	地域密着型通所介護
ふれあいランド戸田	埼玉県戸田市上戸田 5-4	048-432-2222	認知症対応型通所介護
デイサービスセンター もみじ	埼玉県戸田市笹目南 町 20-24	048-424-0512	認知症対応型通所介護
いきいきタウンとだ	埼玉県戸田市喜沢南 2-5-23	048-432-1500	認知症対応型通所介護
かがやきデイサービス戸田公園	埼玉県戸田市喜沢 2-25-1	048-430-3211	通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の通所介護以外のサービス(宿泊サービス)(認知症対応型通所介護を含む)
デイサービスセンターエクラシア戸田	埼玉県戸田市笹目 1-14-5	050-6861-5205	通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の通所介護以外のサービス(宿泊サービス)(認知症対応型通所介護を含む)
デイサービス本舗 戸田公園	埼玉県戸田市下前 2-12-11	048-291-9328	通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の通所介護以外のサービス(宿泊サービス)(認知症対応型通所介護を含む)
樹楽 団らんの家 戸田	埼玉県戸田市喜沢 2-9-9	048-234-0006	通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の通所介護以外のサービス(宿泊サービス)(認知症対応型通所介護を含む)

障害者支援施設等(1)

施設の名称	所在地	電話	備考
戸田市立心身障害者福祉センター	川岸 2-4-8	048-445-1828	障害者支援施設
戸田市立福祉作業所 もくせい園	川岸 2-4-8	048-445-8530	生活介護事業所
医療法人社団東光会戸田中央総合病院	本町 1-19-3	048-442-1111	短期入所事業所
キャベツ	氷川町 1-5-37	048-235-4808	短期入所事業所
ソーシャルインクルーホーム 戸田 笹目	笹目 7-7-11	048-455-8973	短期入所事業所
戸田市立福祉作業所 ゆうゆう	本町 5-11-12	048-433-4006	就労継続支援事業所
戸田市立福祉作業所 かがやき	笹目 2-9-1	048-471-9331	就労継続支援事業所
わかくさ	新曽 1522-1	048-229-7421	就労継続支援事業所
グリーン	笹目南町 29-24	048-423-2955	就労継続支援事業所
にじの杜	大字上戸田 5-7	048-432-2275	就労継続支援事業所
つばきガーデン	中町 1-20-46	048-434-9221	就労継続支援事業所
グループホームバルカロールA	氷川町 1-4-16 バルカロールA 201号、202号	048-442-3824	共同生活援助事業所
グループホームパークホーム	本町 2-6-5 サンヒルズ・セキ 401・602	048-442-3824	共同生活援助事業所
グループホームラビホーム	喜沢 2-11-5 LA VIE DONE 102号、103号、105号	048-442-3824	共同生活援助事業所
グループホームパークホーム	下前 1-9-10 グランドール UNS 702号、802号	048-442-3824	共同生活援助事業所
グループホームパークホーム	下前 1-9-10 グランドール UNS 501号、903号	048-442-3824	共同生活援助事業所
グループホームバルカロールB	氷川町 1-4-19 バルカロールB 303号、305号	048-442-3824	共同生活援助事業所
グループホーム第2バルカロールB	氷川町 1-4-19 バルカロールB 201号、202号室	048-442-3824	共同生活援助事業所
グループホーム第3バルカロールB	氷川町 1-4-19 バルカロールB 102号、103号	048-442-3824	共同生活援助事業所
グループホーム第4バルカロールB	氷川町 1-4-19 バルカロールB 203号、301号	048-442-3824	共同生活援助事業所
グループホーム第5バルカロールB	氷川町 1-4-19 バルカロールB 405号、406号	048-442-3824	共同生活援助事業所
グループホーム第6バルカロールB	氷川町 1-4-19 バルカロールB 302号、402号	048-442-3824	共同生活援助事業所
グループホーム第7バルカロールB	氷川町 1-4-19 バルカロールB 401号、403号	048-442-3824	共同生活援助事業所
グループホーム第2バルカロールA	氷川町 1-4-19 バルカロールA 206号、303号	048-442-3824	共同生活援助事業所

障害者支援施設等(2)

施設の名称	所在地	電話	備考
グループホーム第3バルカロールA	氷川町 1-4-19 バルカロールA 305号、406号	048-442-3824	共同生活援助事業所
グリーングラス上戸田	上戸田 1-16-4	048-452-8400	共同生活援助事業所
グリーングラス下笹目	笹目 8-1-26 下笹目住宅 1階	048-452-8400	共同生活援助事業所
グリーングラス第二上戸田	上戸田 1-2-19	048-452-8400	共同生活援助事業所
すずらん	上戸田 4-14-18 アンシャンテ 401	048-420-9799	共同生活援助事業所
すずらん2	上戸田 4-14-18 アンシャンテ 601	048-420-9799	共同生活援助事業所
すずらん3	上戸田 4-14-18 アンシャンテ 201	048-420-9799	共同生活援助事業所
キャベツ	氷川町 1-5-37	048-235-4808	共同生活援助事業所
ソーシャルインクルーホーム戸田笹目	笹目 7-7-11	048-485-8973	共同生活援助事業所
ソーシャルインクルーホーム戸田笹目	笹目 7-7-11	048-485-8973	共同生活援助事業所
オープンハート・戸田	美女木 1-4-17	048-423-5810	共同生活援助事業所
オープン・ハート戸田公園	氷川町 1-5-7	048-423-5810	共同生活援助事業所
グリーングラス第二上戸田	上戸田 1-16-4	048-452-8400	共同生活援助事業所
グリーングラス第二上戸田	上戸田 1-16-4	048-452-8400	共同生活援助事業所
すずらん2	上戸田 1-19-8 ロイヤルマーチ上戸田 103	048-420-9799	共同生活援助事業所
コクーンファミリールーム	上戸田 3-25-5 細井マンション 1F	048-444-7119	児童発達支援事業所
児童デイサービス あさひ丸戸田	笹目 5-2-31 カーサ・デ・チャルカ 1F	048-487-8808	児童発達支援事業所
ありのまんま	下前 1-9-2 パールハイツ 101	048-291-8887	児童発達支援事業所
こどもサポート教室「きらり」戸田校	本町 1-3-3 ライオンズマンション戸田公園 201	048-271-9335	児童発達支援事業所
戸田蕨地域福祉事業所 なないる	美女木 2-8-3	048-423-4633	児童発達支援事業所
コペルプラス戸田公園教室	下前 1-9-23 トンボプラザ 201号室	048-446-3120	児童発達支援事業所
グランアール	中町 1-6-6	048-441-0535	児童発達支援事業所
ゆきちゃんの家	下前 2-6-21	048-290-8854	児童発達支援事業所
てらびあぼけっと 戸田公園教室	上戸田 2-6-8 丸与ハイツ 103	048-445-8190	児童発達支援事業所
療育施設 オアシス	下前 1-1-11 アヴェニール戸田 1階 101	048-445-2235	児童発達支援事業所
ツボミ園	喜沢 1-32-8 アルファタワー西川口 203	048-431-0667	児童発達支援事業所
コペルプラス 北戸田教室	新曽 2195-1 東栄アネックス北戸田 4階 B	048-762-7865	児童発達支援事業所
コクーンファミリールーム	上戸田 3-25-5 細井マンション 1F	048-444-7119	放課後等デイサービス事業所
児童デイサービス あさひ丸戸田	笹目 5-2-31 カーサ・デ・チャルカ 1F	048-487-8808	放課後等デイサービス事業所

障害者支援施設等(3)

施設の名称	所在地	電話	備考
ありのまんま	下前 1-9-2 パールハイ ツ 101	048-291-8887	放課後等デイサービス事業所
放課後等デイサービス ぼけっとク ラブ	新曽 1518-1	048-299-6064	放課後等デイサービス事業所
こどもサポート教室「きらり」戸田 校	本町 1-3-3 ライオンズ マンション戸田公園 201	048-271-9335	放課後等デイサービス事業所
放課後等デイサービス ミライエ戸 田	本町 3-9-13	048-229-0872	放課後等デイサービス事業所
放課後等デイサービスすくすくすて っぷ	新曽南 2-10-14 エルセ リート戸田公園 1F	048-700-4892	放課後等デイサービス事業所
スタジオ ユニゾン	美女木 2-21-46	048-499-1526	放課後等デイサービス事業所
H A R U	上戸田 3-24-10 シティ ハイムME 1F	048-447-9020	放課後等デイサービス事業所
ゆきちゃんの家	下前 2-6-21	048-290-8854	放課後等デイサービス事業所
療育施設 オアシス	下前 1-1-11 アヴェニー ル戸田 1 階 101	048-445-2235	放課後等デイサービス事業所
ツボミ園	喜沢 1-32-8 アルファタ ワー西川口 203	048-431-0667	放課後等デイサービス事業所
あすなろ学園	美女木 4-27-13	048-421-9747	児童発達支援センター

児童福祉施設等(1)

施設の名称	所在地	電話	備考
下戸田保育園	戸田市下前 2-9-22	048-442-3746	保育所
新曽保育園	戸田市新曽 1835-1	048-442-3100	保育所
喜沢南保育園	戸田市戸田市喜沢南 2-6-3	048-443-9341	保育所
笹目東保育園	戸田市笹目 1-37-14	048-421-5011	保育所
上戸田南保育園	戸田市本町 5-11-11	048-444-4080	保育所
新曽南保育園	戸田市新曽南 2-15-38	048-444-7717	保育所
笹目川保育園	戸田市笹目 2-5-5	048-422-2100	保育所
きざわ保育園	戸田市喜沢 2-25-10	048-442-3320	保育所
ささめ保育園	戸田市笹目 6-1-5	048-421-5457	保育所
あけぼの保育園	戸田市美女木 2-1-7	048-421-1569	保育所
戸田公園駅前さくら草保育園	戸田市本町 2-10-12	048-430-0115	保育所
戸田駅前保育所	戸田市新曽 213-4	048-447-8860	保育所
戸田こども園	戸田市上戸田 1-23-8	048-444-1125	保育所
北戸田Jキッズステーション	戸田市新曽 1474-2	048-446-0660	保育所
戸田駅前さくら草保育園	戸田市新曽 821-3	048-445-3741	保育所
桑の実戸田公園保育園	戸田市上戸田 5-18-7	048-446-3200	保育所
とだ虹保育園	戸田市川岸 3-9-22	048-242-5451	保育所
太陽の子下戸田保育園	戸田市下戸田 2-19-18	048-434-5665	保育所
げんき保育園	戸田市新曽 297-3	048-441-4152	保育所
太陽の子新曽北保育園	戸田市新曽 1575	048-430-2080	保育所
よつば保育園	戸田市新曽 1191-8	048-446-6348	保育所
あけぼの第2保育園	戸田市美女木 2-7-4	048-423-8920	保育所
太陽の子とだ笹目保育園	戸田市笹目 1-7-10	048-449-6222	保育所
こどもの国さくら草保育園	戸田市本町 1-17-7	048-290-8415	保育所
ニチキッズ上戸田保育園	戸田市上戸田 2-38-10	048-430-1156	保育所
にいぞ虹保育園	戸田市新曽 132-1	048-420-9526	保育所
すみれ保育園	戸田市新曽南 3-6-1シティ ハウス戸田公園 1F	048-431-8887	保育所
戸田すこやか保育園	戸田市新曽 1935-1	048-446-6699	保育所
むつみ保育園	戸田市新曽 1375-2	048-287-3623	保育所
かなな保育園	戸田市新曽 425 イスパ <sup>ル</sup> ワ ル YM1 階	048-444-8880	保育所
みずき保育園	戸田市本町 5-13-25 グ <sup>ラ</sup> イ アントビル 1 階	048-433-8885	保育所
戸田本町さくら草保育園	戸田市本町 2-14-33	048-446-1111	保育所
戸田公園すきっぷ保育園	戸田市本町 5-12-24	048-299-6711	保育所
太陽の子北戸田保育園	戸田市新曽 2002-12 市ヶ 谷ビル 2F	048-434-8700	保育所
戸田第2すこやか保育園	戸田市中町 2-9-11	048-446-9028	保育所
こだま虹保育園	戸田市新曽 255-12	048-229-0562	保育所
つくし保育園	戸田市上戸田 3-15-5	048-443-7770	保育所
みんと保育園	戸田市南町 10-27	048-431-0003	保育所
ココファン・ナーサリー戸田公園	戸田市本町 1-8-20	048-291-9290	保育所
グローバルキッズ戸田駅前保育園	戸田市新曽 805-1	048-229-8733	保育所
戸田公園クマさん保育所	戸田市下前 1-6-8	048-430-3335	保育所
戸田公園北雲母保育園	戸田市上戸田 2-11-8	048-434-6280	保育所
戸田公園西雲母保育園	戸田市新曽南 2-6-5	048-434-7080	保育所
アロウラ保育園	戸田市本町 4-11-6	048-291-8317	保育所
ポッポの家保育所	戸田市本町 5-3-8	048-443-9712	小規模保育事業所

児童福祉施設等(2)

施設の名称	所在地	電話	備考
北戸田さくら保育園	戸田市美女木東1-1-3 戸田市美女木ⅧⅠⅠ 1F	048-422-1152	小規模保育事業所
保育園元気キッズ	戸田市本町1-5-1 ｽｶｲｰﾄ 戸田公園 101号室	048-433-4052	小規模保育事業所
ふるーる保育園戸田公園駅前	戸田市本町5-2-20 ﾏﾙｼﾞﾝ 戸田公園 101号室	048-447-6015	小規模保育事業所
なずな保育園	戸田市川岸2-5-16 ﾍﾞﾙ ﾏﾞ ﾚｯｼﾞ 戸田公園 1F	048-445-0002	小規模保育事業所
ぱすてるはうす	戸田市下戸田1-10-12 ﾏﾞ ﾚｯｼﾞ 106号室	048-234-2228	小規模保育事業所
ひなた保育園	大字戸田市新曽 1092 細野ﾏｼﾞｮﾝ 1F	048-432-1419	小規模保育事業所
チャイルドルームりとするすたあ	大字戸田市新曽 1688-1	048-299-8424	小規模保育事業所
なでしこ戸田第一保育園	戸田市喜沢 1-33-8	048-445-1515	小規模保育事業所
保育ルームスターキッズ北戸田園	大字戸田市新曽 2197-3	048-299-5085	小規模保育事業所
アメリカンキッズ英語保育園戸田本町園	戸田市本町 4-1-18 ﾏﾞ ﾚｯｼﾞ みたけ 102号室	048-441-3552	小規模保育事業所
埼玉ヤクルト保育園やぁみい保育ルーム	戸田市笹目 1-35-12	048-487-8968	事業所内保育事業所
京葉流通倉庫(株)TLCキッズランド	戸田市笹目南町 7-35	080-6762-2871	事業所内保育事業所
繭保育室	戸田市上戸田 3-25-5E-style1F	048-431-3422	認可外保育施設
恵愛保育所	戸田市上戸田 3-3-2	048-444-6590	認可外保育施設
PURE ENGLISH KINDERGARTEN	戸田市本町 1-16-12	048-444-3574	認可外保育施設
チャイルドルームぼらりす	戸田市大字新曽 1688-1	048-299-8424	認可外保育施設
保育園なかよし ROOM	戸田市大字新曽 683-1 ﾏﾞ ﾚｯｼﾞ 101号室	048-299-7186	認可外保育施設
ラブ・クリスチャン・インターナショナルスクール	戸田市笹目 6-24-32	048-212-1497	認可外保育施設
アメリカンキッズインターナショナルプリスクール	戸田市本町 4-1-18-101	048-433-3349	認可外保育施設
保育ルームかがやき	戸田市喜沢 1-21-2 永井 ﾏｼﾞｮﾝ 101北	048-234-4550	認可外保育施設
埼玉ヤクルト保育園きざわもぐもぐ保育ルーム	戸田市喜沢 2-28-9	080-4143-8049	認可外保育施設
戸田ケアコミュニティそよ風 風の子保育園	戸田市氷川町 2-16-23	048-430-5126	認可外保育施設
戸田駅前すくすく保育園	戸田市大字新曽 683-1 ﾏﾞ ﾚｯｼﾞ 105号室	048-446-6807	認可外保育施設
はーとぱーく保育園	戸田市南町 6-14	048-291-8645	認可外保育施設
カルミア保育園	戸田市大字新曽 2232 ﾏﾞ ﾚｯｼﾞ 1階 101	048-287-9750	認可外保育施設
戸田中央総合病院附属たんぼぼ保育園	戸田市本町 1-2-12	048-434-4671	認可外保育施設
中島病院(チビッコホーム)	戸田市下戸田 1-21-9	048-444-4618	認可外保育施設
戸田病院保育室	戸田市新曽南 3-3-10	048-442-3824	認可外保育施設
キャンディールーム	戸田市美女木 4-21-5	048-422-8800	認可外保育施設
戸田幼稚園	戸田市本町 1-12-8	048-444-2220	幼稚園
戸田第一幼稚園	戸田市中町 1-30-7	048-441-3031	幼稚園
つつじ幼稚園	戸田市本町 4-2-6	048-441-5765	幼稚園

児童福祉施設等(3)

施設の名称	所在地	電話	備考
まきば幼稚園	戸田市笹目南町 17-5	048-421-6637	幼稚園
戸田ひまわり幼稚園	戸田市美女木 1-8-7	048-421-4949	幼稚園
ささめ幼稚園	戸田市笹目 6-5-24	048-421-5437	幼稚園
戸田東幼稚園	戸田市中町 1-15-10	048-441-6612	幼稚園
カトリア幼稚園	戸田市大字新曽 183	048-444-6843	幼稚園
はごろも幼稚園	戸田市下戸田 2-22-11	048-444-5065	幼稚園
戸田東第二幼稚園	戸田市新曽 2279-3	048-430-2015	幼稚園





### 3 . 基 準 等



警報・注意報発表基準一覧 (令和2年8月6日現在)

注意報・警報等の名称		発表の基準値等
注 意 報	大雨注意報	表面雨量指数基準 10, 土壌雨量指数基準 117
	洪水注意報	流域雨量指数基準 菖蒲川流域=9.3, 笹目川流域=6.4, 緑川流域=7.5 複合基準 菖蒲川流域=(5, 9.3), 笹目川流域=(5, 6.4), 緑川流域=(5, 7.5) 指定河川洪水予報による基準 荒川[治水橋・岩淵水門(上)]
	大雪注意報	12時間降雪の深さ 5cm
	強風注意報	平均風速 11m/s
	風雪注意報	平均風速 11m/s 雪を伴う
	濃霧注意報	視程 100m 以下
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	最小湿度 25% 実効湿度 55%
	低温注意報	夏期: 低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期: 最低気温-6 以下
	霜注意報	早霜、晩霜期に最低気温 4 以下
	着雪注意報	著しい着雪により被害が予想される場合
	着氷注意報	著しい着氷により被害が予想される場合
警 報	大雨警報	(浸水害) 表面雨量指数基準 18 (土砂災害) 土壌雨量指数基準 -
	洪水警報	流域雨量指数基準 菖蒲川流域=11.7, 笹目川流域=8, 緑川流域=9.4 複合基準 菖蒲川流域=(8, 10.5), 笹目川流域=(8, 7.2) 指定河川 洪水予報による基準 芝川・新芝川[青木水門], 荒川[治水橋・岩淵水門(上)]
	暴風警報	平均風速 20m/s
	暴風雪警報	平均風速 20m/s 雪を伴う
	大雪警報	12時間降雪の深さ 10cm
記録的短時間大雨情報		1時間雨量 100mm
特 別 警 報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 【戸田市の基準値】 48時間降水量: 369mm 3時間降水量: 154mm 土壌雨量指数: 237
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合 【基準値】中心気圧930hPa以下、又は最大風速50m/s以上(伊勢湾台風級)
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
	地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

注意報・警報等の名称	発表の基準値等
顕著な大雨に関する情報 (令和3年6月17日)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 解析雨量(5kmメッシュ)において前3時間積算降水量が100mm以上の分布域の面積が500km<sup>2</sup>以上</li> <li>2. 1.の形状が線状(長軸・短軸比2.5以上)</li> <li>3. 1.の領域内の前3時間積算降水量最大値が150mm以上</li> <li>4. 1.の領域内の土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)において土砂災害警戒情報の基準を実況で超過(かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割以上)又は洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)において警報基準を大きく超過した基準を実況で超過</li> </ol>

## 被害状況判定基準

被害区分		判定基準
1 人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、1カ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽 傷 者	当該災害により医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、1カ月未満で治療できる見込みのものとする。
2 住家の被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟 数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合(同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)、同一棟とみなす。
	世 帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成25年6月：内閣府)による。
	住家半壊 (半 焼 )	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成25年6月：内閣府)による。
	一 部 破 損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

注1：住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

注2：損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

注3：主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

被害区分		判定基準
3 非住家の被害	非 住 家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非 住 家 被 害	全壊または半壊の被害を受けたものとする。
4 田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没 畑 の 冠 水	田の例に準じて取扱うものとする。
5 その他の被害	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病 院	医療法第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道 路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋 梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川もしくはその他の河川、またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能となったもの、及び流失し所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	

被害区分		判定基準
5 その他の被害	り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生活を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り 災 者	り災世帯の構成員とする。
	火 災 発 生	地震又は火山噴火の場合のみ報告する。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	そ の 他 の 公 共 施 設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばピニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

資料：内閣総理大臣官房審議室長通知「災害の被害認定基準の統一について（昭和43年6月14日総審第115号）」

内閣府政策統括官（防災担当）通知「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号）」他

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生日から 7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上



救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	全半壊(焼)、流失、 床上浸水等により、生 活上必要な被服、寝 具、その他生活必需品 を喪失又は毀損し、直 ちに日常生活を営む ことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季 (10月～3月)の季別は災 害発生の日をもって決定 する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度 当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加算	
		全壊	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
		全壊	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
半壊	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
医 療	医療の途を失った 者(応急的処置)	1 救護班...使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損 等の実費 2 病院又は診療所...国民 健康保険診療報酬の額以 内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途 計上					
助 産	災害発生の日以前 又は以後7日以内に 分べんした者であっ て災害のため助産の 途を失った者(出産の みならず、死産及び流 産を含み現に助産を 要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実 費 2 助産婦による場合は、 慣行料金の100分の80以 内の額	分べんした 日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途 計上					
被災者の 救 出	1 現に生命、身体 が危険な状態にあ る者 2 生死不明な状態 にある者	当該地域における通常の 実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後 「死体の捜索」として取 り扱う。 2 輸送費、人件費は、別 途計上					
被災した 住 宅 の 応 急 修 理	1 住家が半壊(焼) し、自らの資力によ り応急修理をする ことができない者 2 大規模な補修を 行わなければ居住 することが困難で ある程度に住家が 半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等 日常生活に必要最小限度の 部分 1世帯当たり 584,000円以内	災害発生の日から 3カ月以内						
学 用 品 の 給 与	住家の全壊(焼)流 失、半壊(焼)又は床上 浸水により学用品を 喪失又は毀損し、就学 上支障のある小学校 児童、中学校生徒及び 高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外 の教材で、教育委員会に 届出又はその承認を受け て使用している教材、又 は正規の授業で使用して いる教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から (教科書) 1カ月以内 (文房具及 び通学用 品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々 の実情に応じて支給す る。					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 211,300 円以内 小人（12 歳未満） 168,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	（洗浄・消毒等） 1 体当たり 3,400 円以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,200 円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 135,400 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸 送 費 及 び 賃 金 職 員 等 雇 上 費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

## 4 . 協定書・資金貸付等



## 相互応援協定等の締結状況一覧

### 行政間相互応援協定関係(1)

NO	協 定 名	協 定 先
1	災害時における相互応援に関する協定書 (平成8年10月18日締結)	埼玉県児玉郡美里町
2	災害時の相互応援に関する覚書 (平成13年8月1日締結)	川口市、鴻巣市、北本市、桶川市、上尾市、さいたま市、蕨市、北足立郡伊奈町
3	和光市と戸田市との災害時における相互応援に関する協定書 (平成24年3月16日締結)	和光市
4	災害時相互応援に関する協定書 (平成18年9月1日締結)	静岡県沼津市
5	災害時における相互応援に関する協定書 (平成19年1月20日締結)	福島県白河市
6	大規模災害時の相互応援に関する協定 (平成19年4月2日締結)	兵庫県伊丹市、東京都青梅市、広島県大竹市、愛知県岡崎市、佐賀県唐津市、愛知県蒲郡市、群馬県桐生市、岡山県倉敷市、三重県津市、山口県周南市、愛知県常滑市、徳島県鳴門市、東京都府中市、香川県丸亀市、福井県坂井市、大阪府箕面市
7	避難場所の相互利用に関する協定書 (平成4年9月1日締結)	川口市、草加市、蕨市
8	災害時における相互応援及び平素における防災基盤整備に関する協定 (平成8年11月15日締結)	東京都足立区、川口市、草加市、蕨市
9	災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定書 (平成9年6月2日締結)	埼玉県清掃行政研究協議会
10	全国ポート場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定書 (平成24年7月27日締結)	宮城県登米市、秋田県由利本荘市、秋田県大潟村、福島県喜多方市、茨城県潮来市、千葉県香取市、新潟県阿賀町、富山県南砺市、福井県美浜町、山梨県富士河口湖町、長野県下諏訪町、岐阜県川辺町、岐阜県海津市、愛知県愛西市、愛知県東郷町、愛知県高浜市、三重県大台町、兵庫県豊岡市、兵庫県加古川市、福岡県遠賀町、熊本県菊池市、大分県日田市、鹿児島県薩摩川内市
11	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定 (平成19年5月1日締結)	埼玉県及び県内全市町村
12	埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定 (令和2年3月31日改定) ・埼玉県・市町村生活再建支援金及び 埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱 ・埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱 ・埼玉県・市町村人的相互応援に関する要綱	埼玉県及び県内全市町村

行政間相互応援協定関係(2)

NO	協定名	協定先
13	災害時における相互応援に関する協定書 (平成 28 年 5 月 17 日締結)	福島県田村郡小野町
14	災害時における相互応援に関する協定書 (平成 28 年 8 月 3 日締結)	静岡県賀茂郡東伊豆町
15	災害時における相互応援に関する協定書 (平成 30 年 1 月 17 日締結)	山形県大蔵村

消防相互応援協定関係

NO	協定名	協定先
16	蕨市・戸田市消防相互応援協定書 (昭和 47 年 7 月 21 日締結)	蕨市
17	川口市・戸田市消防相互応援協定 (平成 18 年 12 月 11 日締結)	川口市
18	戸田市・さいたま市消防相互応援協定書 (平成 18 年 9 月 20 日締結)	さいたま市
19	戸田市・朝霞地区一部事務組合消防相互応援協定書 (平成 18 年 9 月 20 日締結)	朝霞地区一部事務組合
20	埼玉県下消防相互応援協定 (平成 19 年 7 月 1 日締結)	埼玉県下市町村等
21	東京消防庁・戸田市消防相互応援協定 (平成 18 年 12 月 15 日締結)	東京消防庁
22	埼玉県防災ヘリコプター応援協定 (平成 3 年 3 月 29 日締結)	埼玉県、県下市町村等
23	東京外環自動車道管内市間の消防相互応援協定 (平成 18 年 8 月 22 日締結)	朝霞地区一部事務組合、さいたま市、川口市、草加市、三郷市、八潮市
24	鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書 (平成 18 年 12 月 1 日締結)	埼玉県、鉄道事業者、消防機関

その他行政機関との応援協定関係

NO	協定名	協定先
25	「彩湖自然学習センター」の管理に関する協定書 (平成 22 年 11 月 1 日締結)	国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所
26	災害時の情報交換に関する協定 (平成 23 年 1 月 27 日締結)	国土交通省関東地方整備局
27	災害時における県立学校等の使用に関する覚書 (令和 3 年 3 月 24 日締結)	埼玉県立南稜高等学校
28	災害時における県立学校の使用に関する覚書 (令和 3 年 1 月 8 日締結)	埼玉県立戸田翔陽高等学校
29	災害時における県立学校の使用に関する覚書 (令和 4 年 3 月 31 日締結)	埼玉県立戸田かけはし高等特別支援学校
30	災害時における避難所等及び防災施設の運営に関する協定書 (令和 5 年 3 月 1 日締結)	埼玉県大宮公園事務所
31	災害時要援護者避難支援計画の取扱いに関する覚書 (平成 26 年 1 月 15 日締結)	埼玉県蕨警察署
32	災害時要援護者避難支援計画の取扱いに関する覚書 (平成 26 年 1 月 31 日締結)	戸田市消防本部
33	光通信ネットワークを利用した河川情報提供に関する協定書 (平成 26 年 7 月 1 日締結)	国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所
34	洪水災害時における緊急一時避難場所としての使用に関する協定 (平成 27 年 5 月 1 日締結)	財務省関東財務局

民間との応援協定関係(1) 食料及び生活物資等の提供に関する協定

NO	協定名	協定先	内容
35	災害時における救援物資提供に関する協定書 (平成17年9月1日締結)	三国コカ・コーラボトリング株式会社	飲料水等の提供
36	災害時の物資の供給及び防災活動協力に関する協定書 (平成18年7月26日締結)	イオン株式会社関東カンパニー 埼玉事業部北戸田店	食料品・生活必需品物資等の提供 応急活動への従事 一次避難場所及び駐車場の提供
37	災害時における飲料の提供協力に関する協定書 (平成18年7月26日締結)	アサヒ飲料株式会社	飲料水等の提供
38	災害対応型自動販売機における飲料提供に関する覚書 (平成26年4月1日締結)	三国コカ・コーラボトリング株式会社	飲料水等の提供
39	災害時の物資供給に関する協定書 (令和2年6月1日締結)	株式会社イトーヨーカ堂	食料品・生活必需品物資等の提供
40	緊急災害時における飲料提供に関する協定書 (平成26年4月1日締結)	埼玉ヤクルト販売株式会社	飲料水等の提供
41	災害時における食料の供給協力に関する協定書 (平成24年4月1日締結)	戸田フーズ株式会社	食料品等の提供
42	災害時における救援物資(飲料水)の提供に関する協定書 (平成25年3月18日締結)	株式会社伊藤園	飲料水等の提供
43	災害時における食料の供給協力に関する協定書 (平成25年6月14日締結)	株式会社神戸屋東京工場	食料品等の提供
44	災害時における物資供給に関する協定書 (平成27年12月18日締結)	NPO 法人コメリ災害対策センター	生活必需品物資等の提供
45	災害時の物資供給及び被災住民等への情報提供に関する協定書 (平成31年1月18日締結)	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	生活必需品物資等の提供、被災者への情報提供
46	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書 (令和2年8月21日締結)	セツカートン株式会社	段ボールベッド等の提供
47	災害時における物資の供給に関する協定書 (令和5年3月20日締結)	株式会社セキ薬品	食料品、飲料水、生活必需品及び医薬品の提供

民間との応援協定関係(2) 応急・復旧活動に関する協定

NO	協定名	協定先	内容
48	災害時における応急対策業務に関する協定書 (平成13年1月12日締結)	戸田市建設業協会	応急・復旧活動への従事



49	災害時における応急対策業務に関する協定書 (平成18年7月26日締結)	戸田市水道協同組合	応急・復旧活動への従事
50	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書 (平成21年8月17日締結)	埼玉県電気工事工業組合	応急・復旧活動への従事
51	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定 (令和2年9月14日締結)	東京電力パワーグリッド株式会社 埼玉総支社	電力復旧に関する活動
52	災害時等における家屋被害認定調査に関する協定書 (平成24年3月23日締結)	埼玉土地家屋調査士会	市内家屋の調査、り災証明に関する市民相談への対応
53	災害における人員、物資等の輸送に関する協定書 (平成24年3月23日締結)	社団法人埼玉県トラック協会戸田・蕨支部	緊急輸送への従事
54	災害時における応急対策業務に関する協定書 (平成24年4月1日締結)	三ツ和総合建設業協同組合	応急・復旧活動への従事
55	災害時要援護者の支援に関する協定書 (平成25年9月3日締結)	市内46町会・自治会	災害時に援護を要する者への支援活動
56	災害時におけるし尿の汲み取り及び運搬に関する協定書 (平成28年12月14日締結)	戸田環境整備事業協同組合	し尿の汲み取り及び運搬
57	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書 (令和3年11月1日)	社会福祉法人戸田市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置・運営等

民間との応援協定関係(3) 医療・救護活動等に関する協定

NO	協定名	協定先	内容
58	AED(自動体外式除細動器)による応急処置に関する協定書 (平成21年7月1日締結)	戸田環境整備事業協同組合	AEDを用いた救護活動に関する支援
59	災害時における医療救護活動に関する協定書 (平成22年1月20日締結)	社団法人蕨戸田市医師会	医療救護チームの派遣
60	災害時における応急医薬品供給等の協力に関する協定書 (平成29年7月28日締結)	一般社団法人戸田市薬剤師会	医薬品等の供給、調剤、服薬指導、及び医薬品管理その他の医療救護活動
61	災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定書 (平成24年8月20日締結)	公益社団法人埼玉県接骨師会	柔道整復師の派遣
62	災害時における歯科医療救護活動に関する協定 (平成29年5月25日締結)	一般社団法人蕨戸田歯科医師会	歯科医療救護チームの派遣
63	災害時における動物救護活動に関する協定書 (令和4年11月9日締結)	公益社団法人埼玉県獣医師会南支部	動物救護活動の協力

民間との応援協定関係(4) 避難場所の提供及び要配慮者の受入れ等に関する協定

NO	協定名	協定先	内容
64	災害時における避難に関する協定書 (平成21年11月5日締結)	戸田競艇組合	緊急一時避難所及び避難場所の提供
65	災害時の一時避難場所の提供に関する協定書 (平成23年5月9日締結)	三井不動産株式会社	一時避難場所の提供
66	災害時の一時避難場所の提供に関する協定書 (平成24年4月1日締結)	日本下水道事業団研修センター	一時避難場所の提供
67	地震災害時における帰宅困難者対応に関する協定書 (平成25年5月1日締結)	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社	一時滞在施設等への帰宅困難者の案内 帰宅困難者の受入れ
68	災害時の一時避難場所の提供に関する協定書 (平成26年8月21日締結)	北戸田ファーストゲートタワー管理組合	帰宅困難者に対する一時避難場所の提供
69	災害時の要配慮者等の受入に関する協定書 (平成26年11月10日締結)	社会福祉法人戸田わかさ会	要配慮者等の受入
70	災害時の一時避難場所の提供に関する協定書 (平成26年1月28日締結)	ヤマト運輸株式会社北東京主管支店	緊急車両に関する一時避難場所の提供
71	災害時の要配慮者等の受入に関する協定書 (平成28年1月13日締結)	社会福祉法人戸田市社会福祉事業団	要配慮者等の受入
72	災害時の一時避難場所の提供に関する協定書 (平成28年3月1日締結)	JA全農青果センター株式会社東京センター	緊急車両に関する一時避難場所の提供
73	災害時の物資の提供及び一時避難場所の提供に関する協定書 (令和3年3月23日締結)	ロイヤルホームセンター株式会社	生活必需品物資等の提供 一時避難場所及び駐車場所の提供
74	災害時における防災活動協力に関する協定書 (令和3年11月1日)	株式会社ビバホーム	生活必需品物資等の提供 公用車に関する一時避難場所の提供

民間との応援協定関係(5) 情報発信・通信に関する協定

NO	協定名	協定先	内容
75	災害に係る情報発信等に関する協定 (平成26年9月10日締結)	ヤフー株式会社	ホームページ等の情報手段の提供、Yahoo!防災速報の利用
76	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書 (平成27年2月20日締結)	東日本電信電話株式会社	災害時用公衆電話の設置及び利用・管理
77	防災啓発情報の発信の相互協力に関する協定書 (平成27年6月2日締結)	NTTタウンページ株式会社	タウンページ等を活用した防災啓発情報の発信

NO	協定名	協定先	内容
78	災害時における放送等に関する協定書 (平成28年2月1日締結)	株式会社 ジェイコム川口戸田	災害および防災に関する情報の放送
79	災害時におけるガス関連事故に際する緊急速報発信ツールの活用に関する協定書 (平成28年2月3日締結)	東京瓦斯株式会社	ガスの安全に関わる情報の提供
80	避難場所誘導案内付電柱公告に関する協定書 (平成28年2月5日締結)	東電タウンプランニング株式会社	避難場所の周知

民間との応援協定関係(6) その他の協定

NO	協定名	協定先	内容
81	災害発生時における戸田市と郵便局の協力に関する覚書 (令和3年7月7日締結)	蕨郵便局	避難場所、物資集積場所等の提供 避難所への臨時郵便差出箱の設置
82	災害時における葬祭協力等に関する協定書 (平成26年3月7日締結)	埼玉葬祭業協同組合 全日本葬祭業協同組合連合会	葬祭用品の供給並びに遺体の収容・保全・処置・安置・搬送等の協力
83	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 (平成30年8月17日締結)	株式会社ゼンリン	地図製品等の提供
84	災害時におけるLPガス等の提供に関する協定書 (令和2年2月18日締結)	埼玉県LPガス協会川口支部	公共施設へのLPガス等の提供
85	災害時における被災者支援に関する協定書 (令和3年1月6日締結)	埼玉県行政書士会	行政書士業務相談の実施
86	災害時等における燃料の供給等に関する協定書 (令和3年3月23日締結)	埼玉県石油商業組合戸田支部	緊急車両等への燃料の優先供給
87	災害時における無人航空機による協力に関する協定書 (令和3年3月26日締結)	一般社団法人災害対策建設協会 JAPAN47	無人航空機による被災状況等の情報収集及び調査
88	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書 (令和4年3月18日締結)	株式会社デベロップ 株式会社武蔵野銀行	移動式宿泊施設等の提供
89	災害時における損害調査結果の提供および利用に関する覚書 (令和4年3月18日締結)	三井住友海上火災保険株式会社	協定先が実施した損害調査結果の提供及び利用

## 災害時における相互応援に関する協定書（戸田市用）

埼玉県戸田市（以下「甲」という。）と埼玉県児玉郡美里町（以下「乙」という。）は、災害時に置ける甲と乙の相互応援について、下記のとおり協定する。

### 記

#### （趣 旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、甲又は乙が独自では十分に被災者の救援等の応援措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき甲又は乙が応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

#### （応援の内容）

第2条 前条の規定する応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食糧及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救助及び応急復旧に必要な医療職・技術職・技能職等の職員の派遣
- （4）被災者及び被災児童・生徒等の一時受入れ
- （5）前各号に定めるもののほか、甲又は乙が特に必要と認めて要請する事項

#### （応援要請の窓口）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに必要な情報を相互に提供するものとする。

#### （応援要請の手続）

第4条 応援を受けようとする甲又は乙は、次の事項を明らかにして、とりあえず電話等により要請し、後日相手方に別記災害応援要請書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）必要とする機械器具及び資材の品名並びに数量
- （3）必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- （4）一時避難を希望する者の人数及び期間
- （5）応援の場所及び応援場所への経路
- （6）その他応援を必要とする事項等

#### （経費の負担）

第5条 応援に要した費用は、応援を受けた甲又は乙の負担とする。

2 応援を受けた甲又は乙が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた甲又は乙から要請があった場合には、応援した甲又は乙は該当費用を一時繰替え支弁するものとする。

#### （情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、情報交換を行うものとする。

#### （協 議）

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めない事項については、その都度甲・乙

協議して定めるものとする。

(施行)

第8条 この協定は、平成8年10月18日から施行する。

この協定の締結を証するため、甲・乙記名押印の上、各々1通を保持する。

平成8年10月18日

甲 埼玉県戸田市  
戸田市長

乙 埼玉県児玉郡美里町  
美里町長

## 災害時の相互応援に関する覚書

### (目的)

第1条 この覚書は、災害が発生し、この覚書締結の各市町（以下「市町」という。）独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、市町が応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

### (連絡窓口)

第2条 市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

### (応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
  - (2) 被災者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
  - (3) 救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等の提供
  - (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職・技術職等の職員の派遣
  - (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請した事項
- 2 飲料水の応援については、日本水道協会埼玉県支部規則による。
  - 3 避難場所については、各市町が指定するすべての避難場所を利用することができる。

### (応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町は、次の事項を明らかにして、とりあえず防災無線等により要請を行い、後に文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする機材器具及び資材の品名並びに数量等
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 利用する避難場所
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

### (経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、応援を受けた市町の負担とする。

- 2 応援を受けた市町が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市町から要請があった場合には、応援した市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

### (情報の交換)

第6条 市町は、この覚書に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、随時会議を開催するものと

し、開催は輪番制とする。

(その他)

第7条 この覚書の実施に関し必要な事項又はこの覚書に定めのない事項は、その都度、市町が協議して定める。

第8条 この覚書は、平成13年8月1日から適用する。

第9条 昭和54年7月3日に締結された災害時の相互応援に関する覚書及び平成7年9月1日に締結された災害時の相互応援に関する覚書の一部を変更する覚書は、この覚書の締結の日をもって廃止する。

この覚書の締結を証するため、市町記名押印の上、各その一通を保有する。

平成13年8月1日

覚書協定者

川口市長

鴻巣市長

上尾市長

蕨市長

鳩ヶ谷市長

桶川市長

さいたま市長

北本市長

戸田市長

伊奈町長

## 和光市と戸田市との災害時における相互応援に関する協定書

和光市と戸田市（以下、「協定自治体」という。）は、隣接する自治体として、災害時における応急対策および復旧対策（以下、「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、つぎのとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、協定自治体のいずれかの地域において地震・水害等の大規模な災害が発生し、被災した自治体（以下、「被災自治体」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災自治体の要請による応急業務が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。

## （応援の内容）

第2条 被災自治体が要請することができる応援の内容は、つぎのとおりとする。

- （1）被災者の救出、救護、医療、防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資器材および物資の提供およびあっせん
- （2）食糧、飲料水および生活必需物資ならびにそれらの供給に必要な資器材の提供
- （3）救援および救助活動に必要な車両等の提供およびあっせん
- （4）消火、救援、医療、防疫その他応急対策等に必要な職員の派遣
- （5）被災者を一時的に収容するための避難所等の施設の提供
- （6）災害時要援護者の支援に関すること
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

## （要請の手続）

第3条 被災自治体が応援を要請する場合には、つぎの事項を明らかにして、電話その他通信手段により応援自治体に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の概況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請するときは、活動内容、職員の職種および人員
- （4）応援場所およびその経路
- （5）応援の期間
- （6）一時的な避難を希望する者の人数および期間
- （7）災害時要援護者支援に関する具体的内容
- （8）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

## （経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援自治体の負担とする。ただし、これによりがたいときは双方で協議して定めるものとする。

## （連絡の窓口）

第5条 被災自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した時は、相互に連絡するとともに必要な情報を相互に提供するものとする。

## （損害補償等）

第6条 応援活動に従事した職員の損害補償等については、つぎに掲げる方法により処理するものとする。



る。

( 1 ) 応援活動に従事した職員が、応援活動中または被災自治体との往復途中において、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、応援自治体はその損害を補償するものとする。

( 2 ) 応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災自治体との往復途中に生じたものを除き、被災自治体はその損害を補償するものとする。

( 自主的活動 )

第 7 条 協定自治体は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災自治体と連絡が取れない場合は、被災自治体からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

( 職員指揮権 )

第 8 条 応援自治体から派遣された職員が被災自治体の地域内で活動する場合は、被災自治体の長の指揮の下に活動するものとする。

( 訓練等 )

第 9 条 協定自治体は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平常時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な相互応援ができるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。

2 前項の訓練等へ参加および協力した職員の損害補償等については、第 6 条の規定を準用する。

3 協定自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

4 協定自治体は、この協定について平常時から双方の地域住民に対して周知を行い、地震・水害等の大規模な災害を想定した訓練を実施するときは、訓練の参加等を積極的に促すものとする。

( 協 議 )

第 10 条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、協定自治体が、その都度協議して定めるものとする。

( 施行期日 )

第 11 条 この協定は平成 24 年 3 月 16 日から施行する。

この協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、協定自治体の長は記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 24 年 3 月 16 日

埼玉県和光市広沢 1 番 5 号  
和光市  
和光市長

埼玉県戸田市上戸田 1 丁目 1 8 番 1 号  
戸田市  
戸田市長

## 災害時相互応援に関する協定書

## (趣 旨)

第1条 この協定は、戸田市及び沼津市（以下「協定市」という。）の、いずれかの市域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で規定する災害が発生した場合に、被害を受けた市（以下「被災市」という。）独自では、十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、被災市が応援要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

## (応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両及び資機材等の提供
- (3) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災市が特に必要と認めるもの

## (応援の要請手続)

第3条 被災市が、応援の要請をしようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により応援を要請し、後日速やかに当該事項を記載した文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第2条第1号から第3号に掲げる応援を要請するときは、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等
- (3) 第2条第4号に掲げる応援を要請するときは、職員の職種及び人員並びに被災市での業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路並びに連絡窓口となる担当者名等
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

## (自主的活動)

第4条 激甚な災害が発生し、通信途絶等により被災市から第3条の要請がない場合、応援しようとする協定市は、速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災市と連絡ができない場合は自主的に応援活動を実施するものとする。
- 3 応援要請を受けた協定市は、被災直後、自主的な応援活動のため職員等を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるものとする。
- 4 前項の規定により職員を派遣した場合は、協定市の友愛精神のもとに行うものであり、被災市から前条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

( 応援のため派遣された職員の指揮 )

第 5 条 応援のため派遣された職員は、被災市の市長のもとに活動するものとする。

( 応援経費の負担 )

第 6 条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。

- 2 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。
- 3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災市が、被災市への往復の途中において生じたものについては、応援市が、負担するものとする。
- 4 前各項に定めるもののほか、応援経費の負担に関し必要な事項については、被災市及び応援市が協議して定めることができる。

( 連絡担当部局 )

第 7 条 相互応援のための窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。

- 2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

( 体制の整備 )

第 8 条 この協定に基づいて応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

( 情報の交換 )

第 9 条 この協定に基づき応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を随時交換し、災害対策について研究するものとする。

( 有効期間 )

第 10 条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。ただし、この期間満了の日の 1 月前までに申し出がないときは、この期間は、更に 3 年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

( 協 議 )

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、署名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 18 年 9 月 1 日

戸田市長  
沼津市長

## 災害時における相互応援に関する協定書

埼玉県戸田市と福島県白河市は、災害時における相互応援について、下記のとおり協定する。

### 記

#### (趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生し、戸田市又は白河市が独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条の規定に基づき、戸田市又は白河市が応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

#### (応援の内容)

第2条 前条に規定する応援の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 食糧及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救助及び応急復旧に必要な職種の職員の派遣
- (4) 被災者の一時受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、戸田市又は白河市が特に必要と認めて要請する事項

#### (応援要請の窓口)

第3条 戸田市及び白河市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

#### (応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする戸田市又は白河市は、次に掲げる事項を明らかにして取りあえず電話等により要請し、後日に災害応援要請書(様式)を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする機械器具及び資材の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- (4) 一時避難を希望する者の人数及び期間
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) その他応援を必要とする事項

#### (経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、応援を受けた戸田市又は白河市の負担とする。

2 応援を受けた戸田市又は白河市が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた戸田市又は白河市から要請があった場合には、応援した戸田市又は白河市は、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

#### (情報の交換)

第6条 戸田市及び白河市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この協議の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度戸田市、白河市で協議して定めるものとする。

(施行)

第8条 この協定は、平成19年1月20日から施行する。

この協定の締結を証するため、戸田市、白河市記名押印の上、各々1通保有する。

平成19年1月20日

埼玉県戸田市長

福島県白河市市長

## 大規模災害時の相互応援に関する協定

### (趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第12号の規定に基づき、伊丹市、青梅市、大竹市、岡崎市、唐津市、蒲郡市、桐生市、倉敷市、津市、徳山市、常滑市、戸田市、鳴門市、府中市、丸亀市、三国町及び箕面市(以下「協定市町」という。)において、地震等による大規模災害が発生し、被災した協定市町では十分に被災者の救援等の災害応急措置が実施できない場合に、協定市町間の応援を迅速に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

### (連絡担当部局)

第2条 協定市町は、大規模災害に備えて連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局、担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。

### (応援の要請)

第3条 協定市町は、大規模災害が発生して応援を求めようとするときは、連絡担当部局を通じ、大規模災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援を要請するものとする。

- (1)食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (2)被災者の救出、医療、防疫等に必要な資機材及び物資の提供
- (3)施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4)災害応急活動に必要な職員(以下「応援職員」という。)の派遣及び車両の提供
- (5)前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

### (応援の実施)

第4条 応援を要請された協定市町は、応援を的確かつ円滑に行うよう努めるものとする。

### (応援の経費)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した協定市町の負担とする。

### (災害補償等)

第6条 応援職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

- 2 応援職員が第三者に損害を与えた場合は、その損害が災害応急活動中に生じたものについては、応援を要請した協定市町が賠償の責めを負い、応援を要請した協定市町への往復経路の途中に生じたものについては、応援を行う協定市町が賠償の責めを負うものとする。

### (資料の交換)

第7条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるように毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

### (協 議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議の上、別に定めるものとする。

### 附 則

この協定は、平成9年4月1日から効力を生ずる。

この協定の成立を証するため、この協定書を17通作成し、協定市町は、記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成9年4月1日

伊丹市長

徳山市長

青梅市長

常滑市長

大竹市長

戸田市長

岡崎市長

鳴門市長

唐津市長

府中市長

蒲郡市長

丸亀市長

桐生市長

三国町長

倉敷市長

箕面市長

津市長

## 大規模災害時の相互応援に関する協定の一部を改正する協定

大規模災害時の相互応援に関する協定（平成9年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

第1条中「三国町」を「坂井市」に、「協定市町間」を「協定市間」に、「協定市町」を「協定市」に改める。

第2条から第8条までの規定中「協定市町」を「協定市」に改める。

### 附 則

この協定は、平成19年4月2日から施行する

平成19年4月2日

伊丹市長  
青梅市長  
大竹市長  
岡崎市長  
唐津市長  
蒲郡市長  
桐生市長  
倉敷市長  
周南市長

津市長  
常滑市長  
戸田市長  
鳴門市長  
府中市長  
丸亀市長  
坂井市長  
箕面市長



## 避難場所の相互利用に関する協定書

### (協定の趣旨)

第1条 この協定は、川口市、草加市、蕨市、戸田市及び鳩ヶ谷市（以下「県南5市」という。）の地域に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、県南5市の市民がそれぞれ各市が指定する避難場所を相互利用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (相互利用する避難場所の範囲)

第2条 県南5市の市民は、災害時において県南5市の各市が指定するすべての避難場所を利用することができる。

### (避難民への救護等)

第3条 避難場所に避難している市民に対し、当該避難場所を有する市は、すべて同等に救護・救助活動を行うものとする。

### (情報交換)

第4条 県南5市の各市は、避難場所及び避難民の状況に関し、互いに情報交換を行うものとする。

### (経費の負担)

第5条 避難場所における他市民への救護・救助活動等に要した経費について、当該避難場所を有する市は、当該市民が居住する市に対し、負担を求めることができる。

### (協 議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、その都度各市で協議するものとする。

第7条 この協定は、平成4年9月1日から実施する。

この協定の成立を証するため、各市市長記名押印のうえ各1通を保有する。

平成4年9月1日

川 口 市 長  
草 加 市 長  
蕨 市 長  
戸 田 市 長  
鳩 ヶ 谷 市 長

## 災害時における相互応援及び平素における防災基盤整備に関する協定

## (趣旨)

第1条 足立区、川口市、草加市、蕨市、戸田市及び鳩ヶ谷市(以下「区市」という。)は、地理的に隣接又は接近していることから、区民と市民が相互に理解を深め交流を続けており、大規模災害にあつては、同時被災の危険を共有していること等を重視し、区市の地域に大規模な災害が発生し、被災した区市のみでは十分な対応措置ができない場合において、被災しない区市が応援活動を行うとともに、平素においては、協調と連携のもとに災害に強いまちづくりを推進して行くため、次のとおり協定する。

## (相互応援と種類)

第2条 相互応援の内容は、次のとおりとする。

## (1) 避難所等の相互利用

- ア 災害時にそれぞれの区域に滞在する区市民
- イ 物理的に他の区市の避難所に避難することが適切な区市民
- ウ 被災者を一時収容するための施設の提供
- エ アからウまでに係る情報の収集及び伝達

## (2) 応援物資等の供給

- ア 食糧品及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療及び防疫に必要な資機材
- ウ 施設の応急復旧に必要な資機材

## (3) 人的応援

- ア 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- イ ボランティアのあっせん

## (4) 道路等の共同啓開

## (5) その他特に必要な事項

2 前項第2号に規定する応援物資等の供給は、区市の備蓄品で対応するものとする。

## (災害に強いまちづくりの協調と連携)

第3条 区市は、同時被災の危険を重視し、平素から協調と連携を深めていくものとし、その推進に係る基盤整備課題は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 避難及び救援を円滑にする道路、橋梁等の防災基盤整備に関すること。
- (2) コミュニティ活動としての自主防災組織の交流に関すること。

2 区市は、相互応援及び災害に強いまちづくりの協調と連携に関する課題について随時情報交換を行うものとする。

## (災害時の応援要請)

第4条 応援の要請は、電話その他の通信手段を用いて行うものとする。

2 前項の応援要請をしたときは、要請した区市(以下「要請区市」という。)の長は、速やかに文書でその内容を通知するものとする。

( 応援要請の受諾回答 )

第 5 条 応援の要請を受けた区市 ( 以下「応援区市」という。 ) は、要請の内容に従って応援に努めるとともに、可能な応援の内容を遅滞なく要請区市の長に回答するものとする。

( 輸 送 )

第 6 条 応援物資等の輸送は、原則として応援区市が行うものとする。

( 経費の負担 )

第 7 条 応援に要する経費の負担は、次のとおりとする。

( 1 ) 職員の派遣に要する経費は、応援区市が負担するものとする。

( 2 ) 応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として要請区市が負担するものとする。

( 災害補償及び損害賠償 )

第 8 条 応援に従事した職員がその活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは負傷により死亡し、若しくは障害の状態となった場合における本人又は家族に対する補償は、応援区市が行うものとする。

2 応援に従事した職員が業務遂行中第三者に損害を与えたときは、要請区市がその責めを負う。ただし、要請区市への往復途中に生じたものは、応援区市が責めを負う。

( 連絡体制 )

節 9 条 区市の相互援助に関する連絡担当部課は、別表のとおりとし、災害が発生したときは、速やかに対応できる体制を整えておくものとする。

( 協 議 )

第 1 0 条 この協定の実施について必要な事項は、その都度、区市が協議して定めるものとする。

( 適 用 )

第 1 1 条 この協定は、平成 8 年 1 1 月 1 5 日から適用するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 6 通を作成し、各区市記名押印の上、それぞれその 1 通を保有する。

平成 8 年 1 1 月 1 5 日

足立区長 川口市長 草加市長 蕨市長 戸田市長 鳩ヶ谷市長

## 災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定書

### (目的)

第1条 この協定は、埼玉県清掃行政研究協議会会員が災害により一般廃棄物処理が困難となった場合に相互に救援協力を行うことを目的とする。

### (会員の責務)

第2条 会員は、協力体制を円滑に実施するため、つぎの責務を負うものとする。

- 1 協力の要請を受けた場合は、相互援助の精神をもって積極的に協力に応ずるように努めなければならない。

### (費用負担)

第3条 会員間で行う一般廃棄物処理委託業務に係る費用は、原則として当事者間で協議決定をするものとする。

### (計画書の提出)

第4条 会員は、毎年4月10日までに、仮置場・仮設トイレの備蓄数報告書(様式3号)等を会長に提出するものとする。

- 2 会長は、前項の報告書を取りまとめ、会員に報告するものとする。

### (協力の方法)

第5条 会員は、災害により一般廃棄物の処理に支障が生じた場合、処理可能な会員に直接処理要請を行うものとする。

- 2 会員は、必要がある場合には、前項の規定に係わらず会長に直接委託可能な会員の斡旋を要請することができる。
- 3 委託要請を受けた会員は、速やかに当事者間で協議を行うものとする。

### (契約の締結)

第6条 前条第3項の協議に基づく一般廃棄物処理委託業務の契約は、当事者間において書面をもって行うものとする。

### (実績報告書の提出)

第7条 会員は、処理を委託したときは事業完了後のなるべく早急に、その実績を一般廃棄物処理委託実績報告書(様式2号)により会長に提出するものとする。

### (期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成9年6月2日から平成10年3月31日までとする。ただし、期間満了前30日までに異議の申し出のないときは、これをさらに延長するものとする。

(疑義が生じた場合)

第9条 この協定に関し疑義が生じた場合は、協議会役員会で協議のうえ決定するものとする。

(協定の締結)

第10条 この協定は、協議会会長と対象団体の長の間で締結する。

なお、協定を締結したことにより、対象団体相互が協定を締結したものとみなす。

本協定成立の証として、本書2通を作成し、記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成9年6月2日

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号  
名 称 埼玉県清掃行政研究協議会  
代表者 会長

所在地 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号  
名 称 埼玉県戸田市  
代表者 戸田市長

## 全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定書

全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村は、加盟市町村に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び相互友愛精神に基づき、被災加盟市町村に対し、実情に応じた実施可能な方法と範囲で応援活動を行うものとし、次のとおり協定を締結する。

### (趣 旨)

第1条 この協定は、全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村(以下「加盟市町村」という。)において、災害が発生し、被災加盟市町村独自では十分に被災者の救護等の応急措置ができないと認められるとき、又は、応援要請があった場合に加盟市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

### (協定市町村)

第2条 この協定は、別記に掲げる加盟市町村の相互間において行うものとする。

### (連絡の窓口)

第3条 加盟市町村は、あらかじめ災害時における救援活動等に関する連絡調整を行うため、相互応援に関する担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するものとする。

### (応援・支援の内容)

第4条 応援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材又は物資の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急措置に必要な職員等の応援
- (5) 応急対策及び復旧・復興対策を円滑に遂行するため、被災者の一時的な受入についても、可能な限り支援するものとする。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請がある事項

### (応援要請の手続)

第5条 応援を受けようとする被災加盟市町村は、次に掲げる事項を明確にして、電話・地域衛星通信ネットワークその他有効な通信手段により他の加盟市町村に要請し、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容

#### ア 物資・資機材の搬入

必要物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的応援)

第6条 加盟市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災地状況等の情報が入手できない場合又は事態が緊急を要するときは、速やかに被災地状況等について自主的に情報収集・提供を行い、応援要請の有無にかかわらず、自らの判断により必要な応援措置を行うものとする。

(指揮権)

第7条 応援を行う加盟市町村の職員等は、被災加盟市町村の首長の指揮下に入り行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、原則として応援を要請した加盟市町村の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

3 物資等の経費については、応援を要請した加盟市町村の負担とする。

(情報交換)

第9条 加盟市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な資料若しくは情報を相互に交換するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、加盟市町村がその都度協議し定めるものとする。この場合、当該年度の全国ボート場所在市町村協議会事務局が担当する。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成24年7月27日から施行する。

(協定の成立)

2 この協定の成立は、全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村長の同意をもって証する。

## (別記)

平成24年(2012年)7月27日現在

県名	市町村名	住所	担当部局
宮城県	登米市	宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番1	総務部防災課
秋田県	由利本荘市	秋田県由利本荘市尾崎17	総務部危機管理課
秋田県	大潟村	秋田県南秋田郡大潟村字中央1-1	住民生活課
福島県	喜多方市	福島県喜多方市字御清水東7244-2	市民部生活環境課
茨城県	潮来市	茨城県潮来市辻626	総務課市民安心安全室
埼玉県	戸田市	埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号	総務部危機管理防災課
千葉県	香取市	千葉県香取市佐原口2127	総務部総務課
新潟県	阿賀町	新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地	消防防災係
富山県	南砺市	富山県南砺市苗島4880	総務部総務課消防防災係
福井県	美浜町	福井県三方郡美浜町郷市25-25	総務課防災安全室
山梨県	富士河口湖町	山梨県富士河口湖町1700番地	総務課防災係
長野県	下諏訪町	長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8	総務課危機管理室
岐阜県	川辺町	岐阜県加茂郡川辺町中川辺1518-4	総務企画課
岐阜県	海津市	岐阜県海津市海津町福岡460-2	消防本部消防課
愛知県	愛西市	愛知県愛西市稲葉町米野308番地	総務部安全対策課
愛知県	東郷町	愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1	総務部安全安心課
愛知県	高浜市	愛知県高浜市青木町四丁目1番地2	都市政策部都市防災グループ
三重県	大台町	三重県多気郡大台町佐原750	総務課
兵庫県	豊岡市	兵庫県豊岡市中央町2番4号	総務部防災課
兵庫県	加古川市	兵庫県加古川市加古川町北在家2000	総務部危機管理室
福岡県	遠賀町	福岡県遠賀町大字今古賀513	総務課庶務係
熊本県	菊池市	熊本県菊池市隈府888番地	市民環境部防災交通課
大分県	日田市	大分県日田市田島2-6-1	総務部防災・危機管理室
鹿児島県	薩摩川内市	鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号	総務部防災安全課



## 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

## (目的)

第1条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

## (応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ボランティア受付及び活動調整
- (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

## (応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。

3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

## (応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実

施する。

( 応援の調整 )

第 5 条 知事は、前 2 条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

( 情報の交換等 )

第 6 条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

( その他 )

第 7 条 この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附則

1 この協定は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成 19 年 5 月 1 日

## 埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定

(平成26年3月31日締結)

(令和2年3月31日改定)

埼玉県(以下「甲」という。 )と埼玉県内の全市町村(以下「乙」という。 )は、埼玉県・市町村被災者安心支援に関し、以下のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた埼玉県内の住民及び被害を受けた市町村に対し、甲及び乙が相互扶助の観点から、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金(以下「支援金等」という。 )の支給、埼玉県・市町村家賃給付金(以下「給付金」という。 )の支給及び埼玉県・市町村人的相互応援(以下「人的相互応援」という。 )のための制度を定めることにより、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この協定において、自然災害とは、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第1号に定める自然災害をいう。

2 この協定において、災害とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害をいう。

### (支援金等の制度)

第3条 甲及び乙は、自然災害によりその居住する住宅が全壊等した埼玉県内の世帯に対して、その生活の再建を支援するため、支援金等の支援をする。

2 支援金等の支給対象世帯、支給額、申請期間その他支援金等の支給に関し必要な事項は、別に定める。

### (給付金の制度)

第4条 甲及び乙は、自然災害によりその居住する住宅が全壊した埼玉県内の世帯について、特別な理由があるため甲及び乙等が提供する公営住宅等(国家公務員住宅等の公的住宅を含む。 )に入居せず民間賃貸住宅に入居した場合、当該世帯に対してその生活の再建を支援するため、給付金の支援をする。

2 給付金の額、申請期間その他給付金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

### (人的相互応援の制度)

第5条 甲及び乙は、災害により被災した市町村のみでは、十分かつ迅速な応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、速やかな復興に資するため、被災した市町村からの求めに応じ職員を派遣する。

2 職員の派遣方法、派遣期間その他人的相互応援に関し必要な事項は、別に定める。

( 疑義等の協議 )

第 6 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 2 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この協定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

## 埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱

(平成26年3月31日知事決裁)

(令和2年3月31日改正)

(令和3年3月31日改正)

### (趣旨)

第1条 埼玉県(以下「甲」という。)及び埼玉県内の全市町村(以下「乙」という。)は、埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定(以下「基本協定」という。)に基づき、自然災害によりその居住する住宅が全壊等した埼玉県内の世帯の生活の再建を支援するため、これらの世帯に対し埼玉県・市町村生活再建支援金(以下「支援金」という。)、埼玉県・市町村半壊特別給付金(以下「特別給付金」という。)の支援をする。

2 前項の支援金及び特別給付金(以下「支援金等」という。)の支援に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号。以下「法」という。)第2条第1号に定める自然災害をいう。
- (2) 被災世帯 自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。
  - ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
  - イ 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
  - ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
  - エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号)第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(イ及びウに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。)
  - オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(イからエまでに掲げる世帯を除く。次条において「中規模半壊世帯」という。)
  - カ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊した世帯(イからオまでに掲げる世帯を除く。次条及び第4条において「半壊世帯」という。)

(3) 住家被災市町村 支援金等の支給対象となる被災世帯が被災時点において居住する市町村をいう。

( 支援金の支給 )

第3条 甲は県内で被災世帯となった世帯の世帯主(以下「被災世帯主」という。)に対して、当該被災世帯主の申請に基づき、支援金の支給を行うものとする。

2 被災世帯(被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯(以下「単数世帯」という。))を除く。以下第6項までにおいて同じ。)のうち前条第2号アからエまでのいずれかに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、100万円(大規模半壊世帯にあつては、50万円とする。以下「基礎支援金」という。)に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。

(1) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円

(2) その居住する住宅を補修する世帯 100万円

(3) その居住する住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅(第5項第3号及び第4条において「公営住宅」という。))を除く。)を賃借する世帯 50万円

3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100万円(大規模半壊世帯にあつては、50万円)に当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

4 前2項の規定にかかわらず、前条第2号ウに該当する被災世帯については、法第3条第4項の規定の例による。

5 被災世帯のうち中規模半壊世帯の世帯主に対する支援金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 100万円

(2) その居住する住宅を補修する世帯 50万円

(3) その居住する住宅(公営住宅を除く。)を賃借する世帯 25万円

6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高い額とする。

7 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、第2項から前項までの規定を準用する。この場合において、第2項、第3項及び第5項中「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5千円」と、第2項中「200万円」とあるのは「150万円」と、第5項中「25万円」とあるのは「18万7千5百円」と読み替えるものとする。

8 被害の程度は住家被災市町村がその認定を行うものとする。

9 同一の自然災害により、法による被災者生活再建支援金が支給される被災世帯主に対しては支援金を支給しない。

10 被災世帯が、同一の自然災害により第2項第3号及び第5項第3号の支援金又は基本協定第4条の規定に基づく埼玉県・市町村家賃給付金(以下「給付金」という。)のいずれも支給の対象となるときは、当該被災世帯の選択に従い、いずれか一方のみを支給することとし、併給はしない。

- 11 被災世帯が、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号に基づき被災した住宅の応急修理の救助を受ける場合には、当該救助に要する費用を超えて自己の費用をもって同一の住宅を補修する場合に、第2項第2号及び第5項第2号の支援金を支給する。
- 12 第1項の規定にかかわらず、埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第2号に規定する暴力団員が属する世帯に対しては支援金を支給しない。
- 13 第1項の規定にかかわらず、半壊世帯に対しては支援金を支給しない。

（特別給付金の支給）

- 第4条 甲は県内で半壊世帯となり自ら住宅を補修又は住宅（公営住宅を除く。）を賃借した被災世帯主に対して、当該被災世帯主の申請に基づき、予算の範囲内において特別給付金の支給を行うものとする。
- 2 半壊世帯（半壊世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯（以下「単数半壊世帯」という。）を除く。）の世帯主に対する特別給付金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
    - (1) その居住する住宅を補修する世帯 50万円
    - (2) その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 25万円
  - 3 単数半壊世帯の世帯主に対する特別給付金の額は、前2項の規定を準用する。この場合において、第2項中「50万円」とあるのは「37万5千円」と、「25万円」とあるのは「18万7千5百円」と読み替えるものとする。
  - 4 半壊世帯が、同一の自然災害により、災害救助法（昭和22年法律第118号）の救助の対象となる場合は、特別給付金を支給しない。
  - 5 被害の程度は住家被災市町村がその認定を行うものとする。
  - 6 同一の自然災害により、法による被災者生活再建支援金及び支援金が支給される被災世帯主に対しては特別給付金を支給しない。
  - 7 前項の規定にかかわらず、半壊世帯の世帯主が特別給付金を受給した後、支援金の受給が可能となった場合は、当該世帯主に対し支援金の受給限度額と受給済みの特別給付金の差額を支給するものとする。
  - 8 第1項の規定にかかわらず、埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第2号に規定する暴力団員が属する世帯に対しては特別給付金を支給しない。

（支給の申請）

- 第5条 支援金等の支給を申請するときは、被災世帯主が住家被災市町村を経由して甲に、支援金等支給申請書（様式第1号）及び次の各号に掲げる添付書面等を提出することにより行うものとする。
- (1) 住民票等の世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書
  - (2) 被災世帯主名義の預貯金通帳のうち、支援金等を振り込む口座を確認できる部分の写し
  - (3) 住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる住家被災市町村の発行する罹災証明書及び住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体したことが確認できる証明書類

- (4) 第3条第2項各号及び同条第5項各号の支援金（以下「加算支援金」という。）の支給を申請するときは、前3号に加え住宅を建設、購入、補修若しくは賃借したこと、又はしようすることが確認できる契約書等の写し
  - (5) 特別給付金の支給を申請するときは、第1号から第3号に加え住宅を補修若しくは賃借したこと、又はしようすることが確認できる契約書等の写し
  - (6) その他、甲が指示する書面等
- 2 前項の規定による支援金等の支給の申請は、当該支援金等の支給に係る自然災害による被害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金及び特別給付金にあつては37月を経過する日までに、住家被災市町村に提出して行わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により被災世帯主が前項に規定する期間内に支援金等の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。
- 4 被災世帯主から申請を受理した住家被災市町村は、申請内容について支援金等支給申請に係る進達文書（様式第2号）及び支援金等申請者一覧表（様式第3号）を添えて、被災世帯主からの申請書面等を速やかに甲に進達するものとする。

#### （支給の決定）

- 第6条 甲は、前条第4項の規定による進達を受理したときは、申請内容を審査の上、支援金等の支給についてその可否を決定する。
- 2 甲は、前項の規定による審査において疑義等が生じた場合には、当該申請を受理した住家被災市町村等に確認又は申請書及び添付書面等の補正等を求めることができる。

#### （決定の通知）

- 第7条 甲は、前条第1項の規定による決定の内容を支援金等の決定通知書（様式第4号）により被災世帯主に通知するとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した住家被災市町村に送付する。

#### （支給決定の取消）

- 第8条 甲は、被災世帯主が次の各号のいずれかに該当した場合には、支援金等の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
- (1) 偽りその他不正の手段によって支援金等の支給を受けたとき。
  - (2) その他、支援金等の支給の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又はこの要綱に基づく請求に応じないとき。
- 2 前項の規定による決定をした場合は、甲は、支援金等支給決定取消通知書（様式第5号）により当該被災世帯主に通知するとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した住家被災市町村に送付する。

#### （支援金等の返還）



第9条 規則第17条第1項の規定による返還の命令をする場合は、甲は、支援金等返還請求書（様式第6号）により当該被災世帯主に返還を命ずるとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した住家被災市町村に送付する。

2 前項の支援金等返還請求書の写しを受理した住家被災市町村は、支援金等の返還並びに加算金及び延滞金の納付について、当該被災世帯主と連絡調整を行うものとする。

（他の支給の一時停止等）

第10条 被災世帯主に対し支援金等の返還を命じ、当該被災世帯主が当該支援金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該被災世帯主に対して、基本協定に基づき他の支給すべき金銭があるときは、相当の限度においてその支給を一時停止し、又は当該金銭と未納付額とを相殺するものとする。

（支援金等の財源）

第11条 支援金等は、甲の予算から支出するものとする。

2 甲は、前年12月から当年11月までに支給した支援金等の総額を集計し、当年12月20日までに、市町村ごとの負担額を明示し各市町村に負担金を請求するものとする。

3 各市町村は、甲から請求を受けた後、翌年4月末日までに、請求のあった年度の甲の会計に自己の負担金を納付するものとする。

（証拠書類の保存）

第12条 甲及び乙は、この支援金等の支給に係る予算及び決算並びに申請受理から支給決定までに關する証拠書類等を支給完了後5年間保管しておかななければならない。

（疑義等の協議）

第13条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱に関する疑義が生じたときは、甲及び乙又は甲及び住家被災市町村が協議して定めるものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金等に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に生じた自然災害に係る支援金の支給について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に生じた自然災害に係る支援金等の支給について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に生じた自然災害に係る支援金等の支給について適用する。

## 埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱

(平成26年3月31日知事決裁)

### (趣旨)

第1条 埼玉県(以下「甲」という。)及び埼玉県内の全市町村(以下「乙」という。)は、埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定(以下「基本協定」という。)に基づき、県内で発生する自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯の生活の再建を図ることを支援するため、埼玉県・市町村家賃給付金(以下「給付金」という。)の支援をする。

2 前項の給付金の支援に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号。以下「法」という。)第2条第1号に定める自然災害をいう。
- (2) 全壊世帯 自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯をいう。
- (3) 住家被災市町村 給付金の支給対象となる全壊世帯が被災時点において居住する市町村をいう。
- (4) 公営住宅等 甲及び市町村営の公営住宅並びに甲及び市町村が斡旋する国家公務員宿舎、雇用促進住宅、独立行政法人都市再生機構の住宅等の公的住宅をいう。

### (支給対象世帯)

第3条 甲は、特別な理由により甲又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅(以下「仮住宅」という。)に入居した全壊世帯に対して、給付金を支給する。

2 前項の特別な理由とは、次に定めるものとする。

- (1) 全壊世帯に身体障害者があり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。
- (2) 全壊世帯に児童又は生徒があり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。
- (3) 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。
- (4) 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。
- (5) 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。
- (6) その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由

3 第1項の支給対象となる全壊世帯は、当該自然災害のため新たに仮住宅に入居した世帯に限るものとする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、次に該当する世帯に対しては給付金を支給しない。
- (1) 生活保護のうち住宅扶助を受給している世帯
  - (2) 中国残留邦人等に対する支援給付のうち住宅扶助を受給している世帯
  - (3) 国の住居等困窮離職者支援施策における住宅支援給付を受給している世帯（平成26年度まで）
  - (4) 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金を受給している世帯（平成27年度から）
  - (5) 埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第2号に規定する暴力団員が属する世帯

（給付金の支給）

第4条 甲は県内で被災した前条第1項に規定する全壊世帯（以下「支給対象世帯」という。）の世帯主に対して、当該世帯主の請求に基づき、給付金の支給を行うものとする。

- 2 支給対象世帯の世帯主に対する給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。
- 4 被害の程度は住家被災市町村がその認定を行うものとする。
- 5 給付金の支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。
- 6 同一の自然災害により、法第3条第2項第3号の規定による被災者生活再建支援金の支給を受ける全壊世帯に対しては、給付金を支給しない。
- 7 全壊世帯が、同一の自然災害により給付金又は基本協定第3条の規定に基づく埼玉県・市町村生活再建支援金（以下「支援金」という。）のいずれも支給の対象となるときは、当該支給対象世帯の選択に従い、いずれか一方のみを支給することとし、併給はしない。

（支給の申請）

第5条 給付金の支給を申請するときは、支給対象得世帯の世帯主が住家被災市町村を経由して甲に、仮住宅の賃貸借契約を締結した日から30日以内に給付金支給申請書（様式第1号）及び次の各号に掲げる添付書面等を提出することにより行うものとする。

- (1) 住民票（外国人世帯にあっては、外国人登録済証明書）等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書
  - (2) 住宅が全壊の被害を受けたことが確認できる住家被災市町村の発行する罹災証明書
  - (3) 仮住宅の賃貸借契約書の写し
  - (4) 公営住宅等に入居しない特別な理由を証明する書面等
  - (5) 被災世帯主名義の預貯金通帳のうち、給付金を振り込む口座を確認できる部分の写し
  - (6) その他、甲が指示する書面等
- 2 前項の規定による給付金の支給の申請は、当該給付金の支給に係る自然災害による被害が発生した日から起算して、3月を経過する日までに住家被災市町村に提出しなければならない。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、やむを得ない事情により支給対象世帯の世帯主が、これらの規定に定める期間内に給付金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。

4 支給対象世帯の世帯主から申請を受理した住家被災市町村は、申請内容について給付金支給申請に係る進達文書（様式第2号）及び給付金申請者一覧表（様式第3号）を添えて、支給対象世帯の世帯主からの申請書面等を速やかに甲に進達するものとする。

（支給の決定）

第6条 甲は、前条第4項の規定による進達を受理したときは、申請内容を審査の上、給付金の支給についてその可否を決定する。

2 甲は、前項の規定による審査において疑義等が生じた場合には、当該申請を受理した住家被災市町村等に確認又は申請書及び添付書面等の補正等を求めることができる。

（決定の通知）

第7条 甲は、前条第1項による決定の内容を給付金の決定通知書（様式第4号）により支給対象世帯の世帯主に通知するとともに、その写しを当該世帯主からの申請を受理した住家被災市町村に送付する。

（支給の請求）

第8条 給付金の支給の決定を受けた者（以下「支給決定世帯主」という。）は、給付金の支給を受けようとするときは、給付金の支給を受けようとする月の末日までに給付金請求書（様式第5号）に関係書類を添えて、住家被災市町村に提出しなければならない。

2 前項の規定による請求を受理した住家被災市町村は、請求内容を確認の上、速やかに甲に進達するものとする。

（支給の時期）

第9条 甲は、前条の規定により請求があった場合には、請求のあった月の翌月の末日までに、支給決定世帯主に給付金を支給するものとする。

（支給決定の取消）

第10条 甲は、支給決定世帯主が次の各号のいずれかに該当した場合には、給付金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段によって給付金の支給を受けたとき。

(2) その他、給付金の支給の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又はこの要綱に基づく請求に応じないとき。

2 前項の規定による決定をした場合は、甲は、給付金支給決定取消通知書（様式第6号）により支給決定世帯主に通知するとともに、その写しを当該世帯主からの申請を受理した住家被災市町村に送付する。

( 給付金の返還 )

第 1 1 条 規則第 1 7 条第 1 項の規定による返還の命令をする場合は、甲は、給付金返還請求書 ( 様式第 7 号 ) により当該支給決定世帯主に返還を命ずるとともに、その写しを当該世帯主からの申請を受理した住家被災市町村に送付する。

2 前項の給付金返還請求書の写しを受理した住家被災市町村は、給付金の返還並びに加算金及び延滞金の納付について、当該支給決定世帯主と連絡調整を行うものとする。

( 他の支給の一時停止等 )

第 1 2 条 支給決定世帯主に対し給付金の返還を命じ、当該支給決定世帯主が当該給付金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該支給決定世帯主に対して、基本協定に基づき他の支給すべき金銭があるときは、相当の限度においてその支給を一時停止し、又は当該金銭と未納付額とを相殺するものとする。

( 給付金の財源 )

第 1 3 条 給付金は、甲の予算から支出するものとする。

2 甲は、前年 1 2 月から当年 1 1 月までに支給した給付金の総額を集計し、当年 1 2 月 2 0 日までに、各市町村ごとの負担額を明示し各市町村に負担金を請求するものとする。

3 各市町村は、甲から請求を受けた後、翌年 4 月末日までに、請求のあった年度の甲の会計に自己の負担金を納付するものとする。

( 証拠書類の保存 )

第 1 4 条 甲及び乙は、この給付金の支給に係る予算及び決算並びに申請受理から支給決定までに關する証拠書類等を支給完了後 5 年間保管しておかなければならない。

( 疑義等の協議 )

第 1 5 条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱に関する疑義が生じたときは、甲及び乙又は甲及び住家被災市町村が協議して定めるものとする。

( 委任 )

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に生じた自然災害に係る給付金の支給について適用する。

## 埼玉県・市町村人的相互応援に関する要綱

(平成26年3月31日締結)

### (趣旨)

第1条 埼玉県(以下「甲」という。)及び県内の全市町村(以下「乙」という。)は、埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定(以下「基本協定」という。)に基づき、県内で発生する災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援し、もって被災者の速やかな生活の再建を支援するため、被災市町村に職員を短期間派遣する埼玉県・市町村人的相互応援(以下「人的相互応援」という。)を実施する。

2 人的相互応援に関しては、災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定(平成19年5月1日締結)(以下「相互応援基本協定」という。)及び災害時の相互応援に関する実施要領にかかわらず、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 被災市町村 災害により、住民や管内の公共物に被害が発生した市町村をいう。

### (人的相互応援の制度)

第3条 甲及び乙は、被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。

### (派遣要請の手続)

第4条 被災市町村の長は、甲又は乙に職員の短期派遣を要請しようとするときは、派遣要請依頼書(様式第1号)により、次に掲げる事項を明らかにして、甲に派遣の要請を依頼するものとする。

- (1) 派遣に係る人数及び職種
- (2) 派遣に係る業務内容
- (3) 派遣に係る期間
- (4) 派遣場所及び派遣場所への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項第3号の期間は、短期間のものに限る。

3 甲は、前項の依頼を受けたときは、市町村又は甲の機関に対して派遣の可否についての照会をする。

4 甲は、前項の派遣の可否についての回答を基に、職員の派遣をする市町村(以下「派遣市町村」という。)又は甲の機関(以下「派遣機関」という。)と派遣に係る人数など第1項各号に規定する事項について調整する。

5 甲は、前項の調整をしたときは、派遣調整結果通知書(様式第2号)により、調整結果を派遣の要請を依頼した被災市町村(以下「要請市町村」という。)、派遣市町村及び派遣機関に通知するものとする。

6 前項の通知を受けた要請市町村は派遣市町村又は派遣機関に対して、派遣要請書（様式第3号）を提出する。

7 特段の理由がない限り、前項に規定する派遣要請書の提出及び受領によって要請市町村及び派遣市町村又は派遣機関は、派遣についての合意をしたものとみなす。

（派遣の実施）

第5条 前条第6項の派遣要請書を受理した派遣市町村又は派遣機関は速やかに職員の派遣を実施する。

（派遣の調整）

第6条 甲は、前条の規定による派遣が迅速かつ円滑に実施されるよう、派遣の調整を行うことができる。

（派遣の取扱い）

第7条 第5条の規定により職員を派遣する場合の取扱いは、短期の職務命令による派遣の扱いとする。

ただし、要請市町村と派遣市町村及び派遣機関が別途協議し、これと異なる取扱いをすることを妨げない。

2 派遣市町村及び派遣機関から派遣される職員は、要請市町村において、要請市町村の職員が行う業務の補助を行う。

（疑義等の協議）

第8条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱に関する疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 前項に規定する協議について、そのいとまがないときには、甲、要請市町村、派遣市町村及び派遣機関等の派遣に関わる関係者が、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に生じた災害に係る人的相互応援について適用する。

2 この要綱の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

## 災害時における相互応援に関する協定書

福島県田村郡小野町と埼玉県戸田市（以下、「協定自治体」という。）は、災害時における応急対策及び復旧対策（以下、「応急対策」という。）の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、協定自治体の地域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で規定する災害が発生した場合に、被害を受けた自治体（以下、「被災自治体」という。）が独自では十分な応急対策等が実施できないと認められるとき、被災自治体から要請を受けた自治体（以下、「応援自治体」という。）が応急対策等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 被災自治体が要請することができる応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）被災者の救出、救護、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資器材並びに物資の提供
- （2）食料、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資器材の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供並びにあっせん
- （4）消火、救援、医療、防疫その他応急対策等に必要な職員の派遣
- （5）被災者を一時的に収容するための避難所等の施設の提供
- （6）前各号に掲げるもののほか必要と認められる事項

（要請の手続）

第3条 被災自治体が応援を要請する場合には、次の事項を明らかにして、電話その他の通信手段により応援自治体に通知し、その後速やかに文章を提出するものとする。

- （1）災害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請するときは、活動内容、職員の職種及び人員
- （4）応援場所及びその経路
- （5）応援の期間
- （6）一時的な避難を希望する者の人数及び期間
- （7）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災自治体の負担とする。ただし、これによりがたいときは双方で協議して定めるものとする。

（応援要請等の窓口）

第5条 協定自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

（損害補償等）

第6条 応援活動に従事した職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- （1）応援活動に従事した職員が、応援活動中または被災自治体との往復途中において負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合には、応援自治体はその損害を補償するものとする。



( 2 ) 応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合には、その損害が被災自治体との往復途中に生じたものを除き、被災自治体はその損害を補償するものとする。

( 自主的活動 )

第 7 条 協定自治体は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災自治体と連絡が取れない場合は、被災自治体からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

( 職員指揮権 )

第 8 条 応援自治体から派遣された職員が被災自治体の地域内で活動する場合は、被災自治体の長の指揮の下に活動するものとする。

( 情報の交換 )

第 9 条 協定自治体は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平常時において相互に情報を交換するものとする。

2 協定自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

( 協議 )

第 1 0 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度協定自治体が協議して定めるものとする。

( 施行期日 )

第 1 1 条 この協定は平成 2 8 年 5 月 1 7 日から施行する。

この協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、協定自治体の長は記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 2 8 年 5 月 1 7 日

福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻 9 2 番地

小野町

小野町長

埼玉県戸田市上戸田 1 丁目 1 8 番 1 号

戸田市

戸田市長

## 災害時における相互応援に関する協定書

静岡県賀茂郡東伊豆町と埼玉県戸田市（以下、「協定自治体」という。）は、災害時における応急対策及び復旧対策（以下、「応急対策等」という。）の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、協定自治体の地域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で規定する災害が発生した場合に、被害を受けた自治体（以下、「被災自治体」という。）が独自では十分な応急対策等が実施できないと認められるとき、被災自治体から要請を受けた自治体（以下、「応援自治体」という。）が応急対策等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

## （応援の内容）

第2条 被災自治体が要請することができる応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、救護、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資器材並びに物資の提供
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資器材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供並びにあっせん
- (4) 消火、救援、医療、防疫その他応急対策等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時的に収容するための避難所等の施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要と認められる事項

## （要請の手続）

第3条 被災自治体が応援を要請する場合には、次の事項を明らかにして、電話その他の通信手段により応援自治体に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請するときは、活動内容、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 一時的な避難を希望する者の人数及び期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

## （経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災自治体の負担とする。ただし、これによりがたいときは双方で協議して定めるものとする。

## （応援要請等の窓口）

第5条 協定自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

## （損害補償等）

第6条 応援活動に従事した職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援活動に従事した職員が、応援活動中または被災自治体との往復途中において負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、応援自治体はその損害を補償するものとする。

(2) 応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災自治体との往復途中に生じたものを除き、被災自治体はその損害を補償するものとする。

(自主的活動)

第7条 協定自治体は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災自治体と連絡が取れない場合は、被災自治体からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

(職員指揮権)

第8条 応援自治体から派遣された職員が被災自治体の地域内で活動する場合は、被災自治体の長の指揮の下に活動するものとする。

(情報の交換)

第9条 協定自治体は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平常時において相互に情報を交換するものとする。

2 協定自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度協定自治体が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有する。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、協定自治体の長は記名押印の上、各々1通を保有する。

平成28年 8月 3日

静岡県賀茂郡東伊豆町稲取3354番地

東伊豆町

東伊豆町長

埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

戸田市

戸田市長

## 災害時における相互応援に関する協定書

山形県最上郡大蔵村と埼玉県戸田市（以下、「協定自治体」という。）は、災害時における応急対策及び復旧対策（以下、「応急対策等」という。）の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、協定自治体の地域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で規定する災害が発生した場合に、被害を受けた自治体（以下、「被災自治体」という。）が独自では十分な応急対策等が実施できないと認められるとき、被災自治体から要請を受けた自治体（以下、「応援自治体」という。）が応急対策等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 被災自治体が要請することができる応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、救護、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資器材並びに物資の提供
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資器材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供並びにあっせん
- (4) 消火、救援、医療、防疫その他応急対策等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時的に収容するための避難所等の施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要と認められる事項

（要請の手続）

第3条 被災自治体が応援を要請する場合には、次の事項を明らかにして、電話その他の通信手段により応援自治体に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請するときは、活動内容、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 一時的な避難を希望する者の人数及び期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災自治体の負担とする。ただし、これによりがたいときは双方で協議して定めるものとする。

（応援要請等の窓口）

第5条 協定自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

（損害補償等）

第6条 応援活動に従事した職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援活動に従事した職員が、応援活動中または被災自治体との往復途中において負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、応援自治体はその損害を補償するものとする。

(2) 応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災自治体との往復途中に生じたものを除き、被災自治体はその損害を補償するものとする。

(自主的活動)

第7条 協定自治体は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災自治体と連絡が取れない場合は、被災自治体からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

(職員指揮権)

第8条 応援自治体から派遣された職員が被災自治体の地域内で活動する場合は、被災自治体の長の指揮の下に活動するものとする。

(情報の交換)

第9条 協定自治体は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平常時において相互に情報を交換するものとする。

2 協定自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度協定自治体が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有する。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、協定自治体の長は記名押印の上、各々1通を保有する。

平成30年 1月17日

山形県最上郡大蔵村大字清水2528

大蔵村

大蔵村長

埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

戸田市

戸田市長

蕨市（蕨市消防本部）・戸田市（戸田市消防本部）消防相互応援協定書

（昭和47年7月21日）

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づく蕨市（蕨市消防本部）（以下「甲」という。）と戸田市（戸田市消防本部）（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災、救急等の災害発生の際、甲・乙相互の消防力を活用して災害による被害を最少限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

（1）普通応援

別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から一隊出動するものとする。

（2）特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大火災等が発生し応援を必要とする場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は、応援側の状況判断により応援するものとする。

この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

（3）救急応援

別表に定める区域内に集団災害等が発生し、又は救急業務上応援を必要とする場合は、被応援側の長の要請により応援側から一隊出動するものとする。

第4条 応援出動隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出動隊の長は、消防行動についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援のために要した経常的経費並びに事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、消防相互応援の実施について必要な事項は、甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

第8条 この協定の実施について疑義を生じたときは、そのつど甲乙協議して決定するものとする。

第9条 本協定を証するため正本2通を作成し甲乙各1通を保管するものとする。

附 則

1．この協定は、昭和47年7月21日から施行する。

2．北足立郡蕨町 北足立郡戸田町 消防相互応援協定書（昭和28年6月9日）及び救急業務相互応援協定書（昭和40年8月25日）は廃止する。

上記のとおり協定する。

昭和47年7月21日

蕨 市  
市長  
戸 田 市  
市長

蕨市（蕨市消防本部）・戸田市（戸田市消防本部） 消防相互応援協定の一部を改正する協定

蕨市（蕨市消防本部）・戸田市（戸田市消防本部） 消防相互応援協定（昭和47年7月21日）の一部を改正する協定を次のように締結する。

別表を次のように改める。

別 表

蕨市（蕨市消防本部）側の 応援区域	戸田市（戸田市消防本部）側の 応援区域
戸 田 市 内 全 域  首都高速5号池袋線(美女木ジャンクションから高島平ランプまでの上り線)  東京外環自動車道(美女木ジャンクションから新倉パーキングまでの上り線及び新倉パーキングから外環浦和インターまでの下り線)	蕨 市 内 全 域

附 則

この協定は、平成5年10月26日から施行する。

平成5年10月21日

蕨 市  
市 長

戸田市  
市 長

蕨市（蕨市消防本部）・戸田市（戸田市消防本部） 消防相互応援協定の一部を改正する協定

蕨市（蕨市消防本部）・戸田市（戸田市消防本部） 消防相互応援協定（昭和47年7月21日）の一部を改正する協定を次のように締結する。

第1条中「第21条」を「第39条」に改める。

附 則

この協定は、平成18年8月10日から施行する。

平成18年8月2日

蕨 市  
市 長

戸 田 市  
市 長



## 川口市（川口市消防局）・戸田市（戸田市消防本部）消防相互応援協定

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、川口市（川口市消防局）（以下「甲」という。）と戸田市（戸田市消防本部）（以下「乙」という。）との相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

第2条 この協定において、災害とは、火災等（大規模災害及び特殊災害を含む。）及び救急事故等（多数傷病者発生救急事故、長時間の活動を要する救助事故及び水難事故を含む。）で、応援を要するものをいう。

第3条 この協定による応援の形態は、次により区分する。

（1）普通応援

ア 火災出場

別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から消防隊が1隊出場するものとする。

イ 救急出場

別表に定める区域内に発生した救急事象について、救急業務上応援を必要とする場合は、被応援側の長の要請により応援側から救急隊が1隊出場するものとする。

（2）特別応援

甲又は乙の行政区域内において大火災又は集団災害等が発生し、消防隊等の応援を必要とする場合は、前号の規定に係らず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊には、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動について速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援に要する経費等の負担は、法令その他に別段の定めがある場合を除くほか、次に掲げるところによる。

（1）応援のために要した経常的経費は、応援側の負担とする。ただし、資機材等の要請により調達し、若しくは立替えたものについては、現物により又はその経費を被応援側が負担する。

（2）応援出場した消防隊の活動が長時間にわたり、燃料・資機材の補給若しくは給食等を必要とする場合は、被応援側が現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

第7条 第3条の規定により派遣された職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

第10条 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年12月11日から施行する。
- 2 川口市・戸田市消防相互応援協定書（昭和43年10月17日締結）は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から施行する。

平成24年4月1日

甲 川口市  
市長  
乙 戸田市  
市長

別表（第3条関係）

川口市側の応援区域	戸田市側の応援区域
戸田市のうち 喜沢1丁目 喜沢2丁目 喜沢南1丁目 喜沢南2丁目 中町1丁目 中町2丁目 下戸田1丁目 下戸田2丁目 下前1丁目 下前2丁目 川岸1丁目 川岸2丁目	川口市のうち 西川口1丁目 西川口2丁目 西川口3丁目 西川口4丁目 西川口5丁目 西川口6丁目 仲町 宮町 南町1丁目 南町2丁目 原町 緑町 川口2丁目 川口3丁目 川口4丁目 川口5丁目 川口6丁目 飯原町 飯塚1丁目 飯塚2丁目 飯塚3丁目 飯塚4丁目

## 戸田市・さいたま市 消防相互応援協定書

戸田市（以下「甲」という。）とさいたま市（以下「乙」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、災害の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて住民の安全を図るため、甲及び乙相互の協力体制を確立することを目的とする。

### （災害の範囲）

第2条 この協定において、災害とは、火災等（大規模災害、特殊災害を含む）及び救急事故等（多数傷病者発生救急事故、長時間の活動を要する救助事故及び水難事故を含む）で応援を要するものをいう。

### （応援の種別）

第3条 この協定による応援の形態は、次により区分する。

#### （1）普通応援

甲又は乙の相互に隣接する地域で災害が発生し、発生地の市長の要請を待たずに派遣するものをいう。

#### （2）特別応援

甲又は乙の行政区域において災害が発生し、発生地の市長の要請に基づいて派遣するものをいう。

### （対象区域）

第4条 この協定に定める区域は、甲及び乙相互の行政区域とし、普通応援の出動区域は、別表に定める。

### （応援要請の手続）

第5条 応援を受けようとする市は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、電話、その他の方法により応援を要請するものとする。

#### （1）災害の種別

#### （2）必要とする資器材等の種別並びに数量

#### （3）必要とする職員の職種別人員及び応援の期間

#### （4）応援場所及び応援場所への経路

#### （5）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

### （職員等の派遣）

第6条 前条の規定により応援の要請を受けた市長は、自らの行政区域内の災害の対応に支障のない範囲において職員等を派遣するものとする。

### （経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、応援を行った市の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第8条 第3条の規定により派遣された職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定書の保有)

第11条 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年9月20日から施行する。
- 2 戸田市・さいたま市消防相互応援協定書(平成13年12月1日締結)は廃止する。

平成18年9月20日

甲 戸 田 市 長

乙 さいたま市長

別 表

さいたま市側の応援区域	戸田市側の応援区域
戸田市のうち 曲本(堤外) 内谷の一部(堤外) 重瀬の一部(堤外) 美女木1~3、6~8丁目 美女木東1丁目的一部 美女木2丁目 美女木(向田) 新曽(芦原)の一部 新曽(稲荷)の一部 下笹目 高速埼玉大宮線浦和南入口から美女木ジャンクションまでの上り路線	さいたま市のうち 平野(堤外) 松本1~4丁目 内谷1~7丁目 曲本1丁目の一部 曲本3丁目 曲本4丁目の一部 曲本5丁目的一部 沼影3丁目的一部 白幡6丁目的一部 辻4丁目的一部 辻6丁目 辻8丁目 高速埼玉大宮線美女木ジャンクションから浦和北入口までの下り路線

## 戸田市・朝霞地区一部事務組合消防相互応援協定書

戸田市（以下「甲」という。）と朝霞地区一部事務組合（以下「乙」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、災害の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて住民の安全を図るため、甲及び乙相互の協力体制を確立することを目的とする。

### （災害の範囲）

第2条 この協定において、災害とは、火災等（大規模災害、特殊災害を含む）及び救急事故等（多数傷病者発生救急事故、長時間の活動を要する救助事故及び水難事故を含む）で応援を要するものをいう。

### （応援の種別）

第3条 この協定による応援の形態は、次により区分する。

#### （1）普通応援

甲又は乙の相互に隣接する地域で災害が発生し、発生地の市長又は管理者の要請を待たずに派遣するものをいう。

#### （2）特別応援

甲又は乙の行政区域において災害が発生し、発生地の市長又は管理者の要請に基づいて派遣するものをいう。

### （対象区域）

第4条 この協定に定める区域は、甲及び乙相互の行政区域とし、普通応援の出動区域は、別表に定める。

### （応援要請の手続）

第5条 応援を受けようとする市又は組合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、電話、その他の方法により応援を要請するものとする。

#### （1）災害の種別

#### （2）必要とする資器材等の種別並びに数量

#### （3）必要とする職員の職種別人員及び応援の期間

#### （4）応援場所及び応援場所への経路

#### （5）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

### （職員等の派遣）

第6条 前条の規定により応援の要請を受けた市長又は管理者は、自らの行政区域内の災害の対応に支障のない範囲において職員等を派遣するものとする。

### （経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、応援を行った市又は組合の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第8条 第3条の規定により派遣された職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定書の保有)

第11条 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年9月20日から施行する。
- 2 戸田市・朝霞地区一部事務組合消防相互応援協定書(平成10年10月1日締結)は廃止する。

平成18年9月20日

甲 戸 田 市  
市 長

乙 朝霞地区一部事務組合  
管理者

別 表

戸田市側の応援区域	朝霞地区一部事務組合側の応援区域
和光市のうち 荒川及びその左岸にある新倉、下新倉の一部(堤外) 首都高速5号池袋線(上り線のうち、和光市の行政区域内)	戸田市のうち 荒川及びその右岸にある下笹目の一部(堤外)

## 埼玉県下消防相互応援協定

### 目次

- 第1章 総則（第1条 第4条）
- 第2章 相互応援（第5条 第10条）
- 第3章 連絡会議（第11条・第12条）
- 第4章 経費負担（第13条）
- 第5章 雑則（第14条 第16条）

### 附 則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

##### （協定区域）

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

##### （災害の範囲）

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法第1条に規定する災害で、応援活動を必要とするものをいう。

##### （報告及び連絡調整）

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について報告し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

#### 第2章 相互応援

##### （応援要請）

第5条 この協定に基づく応援要請は、発災市町村等の長が次のいずれかに該当する場合に、協定している他の市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長に行うものとする。

- （1）その災害が協定市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- （2）発災市町村等の消防力によっては防ぎよが著しく困難と認める場合
- （3）その災害を防除するため、協定市町村等の消防機関（以下「協定機関」という。）が保有する特殊の車両等及び資機材を必要と認める場合

2 前条に規定する県に対する報告及び前項に規定する応援要請は、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生の場所及び被害の状況

(3) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量、集結場所及び活動内容

(4) その他必要な事項

(応援隊等の派遣)

第6条 応援市町村等の長が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない場合のほか応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

第7条 応援市町村等の長は、発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(報告)

第9条 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに、発災市町村等の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第10条 発災市町村等の長は、速やかに災害の概要を応援市町村等の長に通報するものとする。

### 第3章 連絡会議

(連絡会議)

第11条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要のつど、協定機関間において連絡会議を開くものとする。

(協議連絡事項)

第12条 連絡会議は次の各号について行うものとする。

(1) 消防相互応援に関すること。

(2) 協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。

(3) 協定市町村等間の消防演習に関すること。

(4) 警防技術に関すること。

(5) 消防用資機材の開発、研究資料の交換に関すること。

(6) その他必要な事項。

### 第4章 経費負担

(経費負担)

第13条 この協定を実施するため必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

(1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援側の負担とし、これ以外の経費は、発災市町村等の負担とする。



( 2 ) 第 7 条の規定に基づく経費は、発災市町村等の負担とする。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

## 第 5 章 雑則

### ( 実施細部 )

第 1 4 条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定機関の消防長 ( 消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合を構成する市町村で消防団事務を行っている市町村にあっては消防団長。 ) が協議して定めるものとする。

### ( 協 議 )

第 1 5 条 この協定の実施について疑義を生じたときは、そのつど当事者間において協議し、決定するものとする。

### ( 協定書の保管 )

第 1 6 条 この協定を証するため、協定市町村等の長は記名押印の上、各 1 通を保管する。

## 附 則

- 1 この協定は、平成 1 9 年 7 月 1 日から効力を生ずる。
- 2 埼玉県下消防相互応援協定書 ( 昭和 6 0 年 4 月 1 日締結 ) は廃止する。

川口市長	さいたま市長
蕨市長	鳩ヶ谷市長
上尾市長	戸田市長
埼玉県中央広域事務組合管理者	伊奈町長
川越地区消防組合管理者	所沢市長
埼玉西部広域事務組合管理者	比企広域市町村圏組合管理者
朝霞地区一部事務組合管理者	狭山市長
入間市長	坂戸・鶴ヶ島消防組合管理者
入間東部地区消防組合管理者	西入間広域消防組合管理者
熊谷市長	行田市長
秩父広域市町村圏組合管理者	児玉都市広域市町村圏組合管理者
深谷市長	加須地区消防組合管理者
越谷市長	羽生市長
草加市長	春日部市長
蓮田市長	三郷市長
久喜地区消防組合管理者	八潮市長
幸手市長	吉川松伏消防組合管理者
白岡町長	杉戸町長

## 東京消防庁・戸田市消防相互応援協定

### (目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、火災等の災害発生の際、東京消防庁（以下「甲」という。）と戸田市（以下「乙」という。）が甲乙相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

### (応援)

第2条 相互応援の方法は次のとおりとする。

#### (1) 普通応援

##### ア 火災出場

別表に定める区域内に発生した火災について甲乙いずれかから応援の要請があった場合は、原則として応援側から1隊出場するものとする。ただし、首都高速5号池袋線に発生した火災を覚知した場合は、覚知と同時に応援出場するものとする。

##### イ 救急出場

別表に定める区域のうち、首都高速5号池袋線に発生した救急事故を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出場するものとする。

#### (2) 特別応援

前号にかかわらず、甲乙いずれかの管轄区域内に大火災、大規模災害等が発生し応援を必要とする場合は、被応援側の消防長の要請又は応援側の消防長の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

### (応援隊の指揮)

第3条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

### (応援隊の報告)

第4条 応援出場隊の長は、消防行動について、速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

### (経費の負担)

第5条 応援のために要した人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

### (疑義の決定)

第6条 この協定の運用について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

### (協定書の保管)

第7条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成18年12月15日から効力を生ずる。

平成18年12月15日

東京消防庁  
消防総監

戸 田 市  
市 長

別表（第2条関係）

東京消防庁側の応援区域	戸田市側の応援区域
戸田市のうち 喜沢南一丁目 喜沢南二丁目 中町二丁目 下前一丁目 下前二丁目 川岸一丁目 川岸二丁目 川岸三丁目 本町一丁目 本町二丁目 本町三丁目 本町四丁目 本町五丁目 南町 戸田公園 首都高速5号池袋線（高島平ランプから美 女木ジャンクションまでの下り線）	板橋区のうち 舟渡一丁目 舟渡二丁目 舟渡三丁目 舟渡四丁目 東坂下二丁目 坂下三丁目 蓮根三丁目 首都高速5号池袋線（美女木ジャンクシ ョンから高島平ランプまでの上り線）

## 東京消防庁・戸田市消防相互応援協定

東京消防庁・戸田市 消防相互応援協定（昭和54年2月23日締結）は、平成18年12月15日をもって廃止する。

平成18年12月15日

東京消防庁  
消防総監

戸 田 市  
市 長

## 東京消防庁・戸田市 消防相互応援協定の一部を改正する協定

東京消防庁・戸田市 消防相互応援協定（平成18年12月）の一部を改正する協定を次のように締結する。

第2条第1号を次のように改める。

（1）普通応援

ア 別表第1に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出場するものとする。

イ 別表第2に定める区域内に発生した災害を受報又は覚知した場合は、別に定めるところにより出場するものとする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（補則）

第6条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

別表を次のように改める。

別表第1

### 普通 応 援 出 場 区 域

東京消防庁側の応援区域	戸田市側の応援区域
戸田市のうち 喜沢南一丁目 喜沢南二丁目 中町二丁目 下前一丁目 下前二丁目 川岸一丁目 川岸二丁目 川岸三丁目 本町一丁目 本町二丁目 本町三丁目 本町四丁目 本町五丁目 南町 戸田公園	板橋区のうち 舟渡一丁目 舟渡二丁目 舟渡三丁目 舟渡四丁目 東坂下二丁目 坂下三丁目 蓮根三丁目

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2

### 自動車専用道路普通応援出場区域

東京消防庁側の応援区域	戸田市側の応援区域
首都高速5号池袋線下り線のうち 高島平ランプから美女木ジャンクションまでの戸田市の管轄区域	首都高速5号池袋線上り線のうち 美女木ジャンクションから高島平ランプまでの東京消防庁の管轄区域

附 則

この協定は、平成19年10月1日から効力を生ずる。

平成19年9月12日

東京消防庁  
消防総監

戸 田 市  
市 長

## 東京消防庁・戸田市 消防相互応援協定に基づく覚書

### (主 旨)

第1条 この覚書は、東京消防庁と戸田市との消防相互応援協定（平成18年12月15日締結。以下「協定」という。）第6条に基づき、東京消防庁及び戸田市消防本部（以下「協定機関」という。）相互間の消防応援について必要な事項を定める。

### (緊急通報)

第2条 災害発生時の応援要請等の緊急通信は、別表に定める通報指定場所に電話等で行う。

### (自動車専用道路の消防応援)

第3条 協定第2条第1号イに定める区域内に災害が発生した場合は、協定機関相互に協力し、次のとおり対応する。

#### (1) 火災の場合

ア 応援側は、それぞれの出場計画に基づき出場する。

イ 被応援側は、原則として1隊以上出場する。

#### (2) 前号以外の災害の場合

ア 応援側は、それぞれの出場計画に基づき出場する。

イ 被応援側は、原則として1隊以上出場する。ただし、被応援側の長が災害の規模等から出場の必要がないものと認めた場合は、被応援側は出場しないことができる。

ウ イの場合、応援側の長にその旨通報する。

#### (3) その他

出場隊からの応援要請があった場合は、原則として応援側が出場する。ただし、応援側の部隊の状況等により出場が困難な場合は、被応援側が出場する。

### (応援隊の報告)

第4条 応援側の長は、協定第2条の規定により応援出場したときは、消防隊の活動内容について被応援側の長に報告する。

### (覚書の改正等)

第5条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定機関が協議して定める。

2 別表の内容に変更を生じたときは、その都度相互に通知する。

### (覚書の保管)

第6条 この覚書を証するため、正本2通を作成し、協定機関各1通を保管する。

附 則

この覚書は、平成19年10月1日から効力を生ずる。

平成19年9月19日

東京消防庁  
消防總監

戸田市消防本部  
消防長



## 別 表

## 通 報 指 定 場 所

協定機関名	通報先	電話番号	通報先所在地
東 京 消 防 庁	警防部総合指令室 災害救急情報センター	03-5218-0119	千代田区大手町 一丁目3番5号
戸 田 市 消 防 本 部	警防課 通信指令担当	048-420-2119	戸田市新曽 1 8 7 5 番地の1

## 埼玉県防災ヘリコプター応援協定

### (目的)

第1条 この協定は、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、埼玉県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

### (災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

### (応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

(1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

(2) 発災市町村等の消防力によっては防ぎよが著しく困難な場合

(3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合

2 応援要請は、埼玉県環境部消防防災課防災航空係（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生場所及び被害の状況

(3) 災害発生現場の気象状態

(4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

(5) 応援に要する資機材の品目及び数量

(6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部をおかない村にあっては、当該村長。）が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、埼玉県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規

定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費は、埼玉県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第13条の規定にかかわらず、埼玉県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、埼玉県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成3年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書52通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれその一通を所持する。

平成3年3月29日

埼玉県知事	川口市長	浦和市長	大宮市長
与野市長	草加市長	越谷市長	蕨市長
戸田市長	入間市長	鳩ヶ谷市長	朝霞市長
志木市長	和光市長	新座市長	桶川市長職務代理者 桶川市助役
北本市長	八潮市長	三郷市長	蓮田市長
幸手市長	伊奈町長	日高町長	宮代町長
白岡町長	杉戸町長	庄和町長	寄居地区消防組合管理者
久喜地区消防組合管理者	秩父広域市町村圏組合管理者	入間東部地区消防組合管理者	小川地区消防組合管理者
吉川町松伏町消防組合管理者	児玉郡市広域市町村圏組合管理者	熊谷地区消防組合管理者	東松山地区消防組合管理者
坂戸・鶴ヶ島消防組合管理者	川越地区消防組合管理者	加須地区消防組合管理者	鴻巣地区消防組合管理者
西入間広域消防組合管理者	深谷市岡部町共同事務組合管理者	名栗村長	南河原村長

## 東京外環自動車道管内市間の消防相互応援協定

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づくほか、東京外環自動車道における消防相互応援協定は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災又は救急救助事故の災害発生の際、沿線市相互の消防力を活用して、災害による被害を最少限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

### （1）救急救助出動

ア 和光から三郷間における各市の分担区域は別表のとおりとする。

イ 和光から三郷間における東京外環自動車道に発生した特殊の救急救助事故で、被応援側の長の要請があった場合は、応援側の業務に支障がないと認める範囲内において救急、救助隊が出動するものとする。

### （2）火災出動

別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、分担区域に出動し、応援を要請する場合は（1）の救急救助出動に準じる。

### （3）特別応援

和光から三郷間の東京外環自動車道において大火災又は大事故が発生し、応援を必要とする場合は、前号にかかわらず、被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。

第4条 応援出動隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 この協定に規定した事項以外のもので必要があるときは、その都度協議の上決定し相互の円滑なる運用をはかるものとする。

第6条 本協定を証するため、正本7通を作成し、各々記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

### 附 則

この協定は、平成4年11月27日から施行する。

### 附 則

この協定は、平成11年3月1日から施行する。

### 附 則

この協定は、平成14年3月1日から施行する。

（別表の一部改正）

### 附 則

この協定は、平成18年3月1日から施行する。

（別表の一部改正）

### 附 則

この協定は、平成18年8月22日から施行する。

平成18年8月22日

朝霞地区一部事務組合管理者

戸田市 市長

さいたま市 市長

川口市 市長

草加市 市長

三郷市 市長

八潮市 市長

別表

分担市	分担区域
朝霞地区一部事務組合	和光北インターから和光インターまでの内回り路線及び和光インター(新倉パーキング含む)から美女木ジャンクションまでの外回り路線
戸田市	美女木ジャンクションから和光北インターまでの内回り路線及び美女木ジャンクションから外環浦和インターまでの外回り路線
さいたま市	外環浦和インターから川口中央インターまでの外回り路線
川口市	川口ジャンクションから美女木ジャンクションまでの内回り路線及び川口中央インターから草加インターまでの外回り路線
草加市	草加インターから川口ジャンクションまでの内回り路線及び草加インターから三郷南インターまでの外回り路線
三郷市	三郷南インターから草加インターまでの内回り路線
八潮市	三郷ジャンクションから外環三郷西料金所までの内回り路線及び外環三郷東料金所までの外回り路線

## 鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書

### 1 目的

この協定は、鉄道災害発生時において鉄道事業者及び消防機関との連携を図り、より迅速かつ効率的な消防活動及び安全管理体制の確保に努めるとともに、公共交通機関の早期運転再開の実施を図ることを目的とする。

### 2 用語の定義

- (1) 鉄道事業者とは、埼玉県内で運行する鉄道会社で別表のとおりとする。
- (2) 消防機関とは、埼玉県内の消防本部で別表のとおりとする。
- (3) 消防隊とは、消防機関が編成する救助隊、消防隊、救急隊、指揮隊等の部隊をいう。
- (4) 消防活動とは、消防機関が実施する救助活動、救急活動、消火活動、火災原因調査等の消防隊の活動をいう。
- (5) 支援活動とは、鉄道事業者が行う消防活動時における協力活動をいう。

### 3 連携の範囲

鉄道災害発生時における連携の範囲は、駅間(軌道内)及び駅構内の消防活動で次のとおりとする。  
なお、火災にあっては、鉄道沿線の火災を含むものとする。

- (1) 救助事故
- (2) 救急事故
- (3) 火災(車両、その他)
- (4) 火災原因調査

### 4 通報時の留意事項

- (1) 鉄道事業者は、災害を発見又は発生を覚知した場合、消防機関が対応体制を整えるのに必要な次の事項について、可能な限り通報するものとする。  
また、第1通報の後、消防隊が到着するまでの間において、判明した内容についても同様とする。
  - ア 災害の種別(火災、救助、救急)
  - イ 発生時刻
  - ウ 発生場所(駅舎内、駅間(最寄り何駅から何駅方向へ何キロ地点)、目標物等)
  - エ 要救助者の数と状況
  - オ 消防隊が向かう入口(中央口等、何駅～何駅間で何駅から何キロ地点、目標物等)
  - カ 現場責任者の配置の有無及び氏名
  - キ 電源遮断の有無
  - ク 事業者が既に行っている事項、内容
  - ケ 消防隊が使用可能な資機材等

( 2 ) 消防機関は、一般人からの通報を受けた場合、鉄道事業者へその情報を提供するものとする。

## 5 消防隊災害現場到着等の連絡調整

( 1 ) 鉄道事業者の現場責任者は、消防隊が到着後、速やかに次の事項について、把握している情報を消防隊の現場責任者に伝達するとともに、必要に応じて、災害発生場所へ誘導の支援活動を行うものとする。

ア 災害状況

イ 列車の運行状況

ウ 要救助者、避難及び死傷者の状況

エ 監視員の配置状況

オ 電源遮断の有無

カ 活動あるいは避難上危険であるものの措置の状況

( 2 ) 消防隊の現場責任者は、消防機関の活動体制（人数、役割等）及び活動方針を鉄道事業者の現場責任者に伝達するとともに、消防活動の終了に際し、その旨を鉄道事業者の現場責任者に伝達するものとする。

## 6 消防活動の連携

( 1 ) 消防機関及び鉄道事業者は、現場責任者を明確にし、相互に共通の情報と認識を持つこととする。

( 2 ) 鉄道事業者は、消防隊からの消防活動上必要な指示、要請事項について可能な限り協力し、消防活動を効率的に実施するため可能な範囲で、必要な技術者、施設及び資機材の提供等の支援活動を行うものとする。

( 3 ) 消防隊は、鉄道事業者が行っている安全確保の措置（列車の運行状況、監視員の配置及び必要に応じて電源遮断の措置等）を確認し、鉄道事業者の現場責任者に線路内に立入ることについて承諾を得た後、消防活動を行うものとする。

## 7 事前対策

消防機関と鉄道事業者間で相互に情報のやり取りを行う必要があるため、相互に緊急連絡通報体制を明確にするものとする。

## 8 消防訓練の実施

消防機関及び鉄道事業者は、鉄道災害時における相互の諸活動を円滑に遂行するため、鉄道災害に関する知識教育及び実務訓練を実施するよう努めるものとする。

## 9 情報提供

消防機関及び鉄道事業者は、鉄道災害への対応として必要と思われる情報（車両等の変更による新たな救助方法、救助用資機材の購入、導入等）について相互に情報の交換に努めるものとする。

10 その他

本協定の内容を改定する必要があるときは、埼玉県鉄道災害消防活動連絡協議会において協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書48通を作成し、当事者がそれぞれ記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成18年12月1日

(埼玉県)

埼玉県危機管理防災部消防防災課 課長

(鉄道事業者)

東日本旅客鉄道株式会社東京支社 取締役 東京支社長	東日本旅客鉄道株式会社八王子支社 理事 八王子支社長
東日本旅客鉄道株式会社大宮支社 理事 大宮支社長	東日本旅客鉄道株式会社高崎支社 理事 高崎支社長
東武鉄道株式会社 常務取締役 鉄道事業本部長	埼玉高速鉄道株式会社 運輸施設部長
埼玉新都市交通株式会社 運輸部長	秩父鉄道株式会社 鉄道部長
西武鉄道株式会社 常務取締役上席執行役員 鉄道本部長	首都圏新都市鉄道株式会社 代表取締役専務 鉄道事業本部長
東京地下鉄株式会社 常務取締役鉄道本部長	



## (消防機関)

川口市消防本部 消防長	さいたま市消防局 消防局長
蕨市消防本部 消防長	鳩ヶ谷市消防本部 消防長
上尾市消防本部 消防長	戸田市消防本部 消防長
埼玉県央広域消防本部 消防長	伊奈町消防本部 消防長
川越地区消防局 消防局長	所沢市消防本部 消防長
埼玉西部広域消防本部 消防長	比企広域消防本部 消防長
朝霞地区一部事務組合 埼玉県南西部消防本部 消防長	狭山市消防本部 消防長
入間市消防本部 消防長	坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部 消防長
入間東部地区消防組合消防本部 消防長	西入間広域消防組合消防本部 消防長
熊谷地区消防組合消防本部 消防長	行田市消防本部 消防長
秩父消防本部 消防長	児玉郡市広域消防本部 消防長
深谷市消防本部 消防長	加須地区消防組合消防本部 消防長
越谷市消防本部 消防長	羽生市消防本部 消防長
草加市消防本部 消防長	春日部市消防本部 消防長
蓮田市消防本部 消防長	三郷市消防本部 消防長
久喜地区消防組合消防本部 消防長	八潮市消防本部 消防長
幸手市消防本部 消防長	吉川松伏消防組合消防本部 消防長
白岡町消防本部 消防長	杉戸町消防本部 消防長

## 「彩湖自然学習センター」の管理に関する協定書

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所長（以下「甲」という。）と戸田市（以下「乙」という。）とは、「彩湖自然学習センター」（以下「センター」という。）の共同建設に関する基本協定に基づき管理に関して、次のとおり協定を締結する。

### 記

#### （趣 旨）

第 1 条 この協定は、「荒川調節池周辺整備検討委員会」において提言を受けた荒川流域の自然環境及び荒川調節池総合開発事業や治水、利水といった河川の役割についての学習・教育・啓発の場を提供するとともに、防災に寄与し、併せて公共の福祉を増進する事を目的とし、建設したセンターの管理に関して必要な事項を定めるものとする。

#### （定 義）

第 2 条 この協定におけるセンターとは、別添図面に示す範囲をいう。  
2 この協定における施設とは、センターの設備をいう。  
3 この協定における管理とは、施設等の運営及び維持をいう。

#### （施設等の管理）

第 3 条 施設等の管理内容については、別表に定めるものとする。  
2 甲及び乙は、施設等を管理するにあたっては、利用者が快適かつ、安全に利用できるように努めなければならない。  
3 災害その他の理由により施設等が損傷したときは、乙は甲に遅滞なく通知しなければならない。  
4 施設等の機能回復のための工事に要する費用負担は、別途甲乙協議するものとする。  
ただし、乙の行う管理下における損傷については、その修繕は乙が行うものとし、その費用は乙の負担とする。  
5 第 1 条に規定する趣旨に反する使用をしてはならない。

#### （施設使用等の禁止又は制限）

第 4 条 甲は、河川管理の都合により、施設等の使用等の禁止又は制限を行うことができる。  
2 前項の措置は、緊急やむを得ない場合を除きあらかじめ乙に通知するものとする。  
3 乙は、出水時においては利用者の安全を確保するため施設の利用制限等必要な措置を講ずるものとする。

- 4 災害時において防災活動拠点として施設を利用する場合、あらかじめ甲及び乙は協議を行い、防災施設として定めるとともに、地域防災計画等に位置付けるものとする。

( 展示物及び施設外利用 )

第 5 条 乙は、甲の所有する展示品について、利用できるものとする。

- 2 乙は、甲の所有する浄化機場（センター 4 階と連結している施設）については、あらかじめ利用計画を作成し甲に提出し、利用できるものとする。

( 施設等台帳 )

第 6 条 甲及び乙は、別途協議のうえこの協定に係わる施設等の台帳を作成し、それぞれこれを保管するものとする。

なお台帳には、品目、規格、物品番号、所有者名、センター搬入日、写真または図面等を記載するものとする。

- 2 台帳を変更する必要がある場合は、その都度甲乙協議するものとする。

( 損害賠償 )

第 7 条 施設等の管理の瑕疵が原因となって第三者に損害を与える場合は、その損害賠償の方法について甲乙協議するものとする。

ただし、その原因が明らかに甲又は乙いずれかの過失にあたる場合は、その原因者が損害賠償の費用を負担するものとする。

( 不要物件の処理 )

第 8 条 乙は、施設等に属する物件で運営上不要となったものについては、甲に通知するものとし、その処理方法はその都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

( 協定外の事項等 )

第 9 条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議するものとする。

( 協定の期間 )

第 10 条 この協定は、平成 22 年 11 月 1 日から効力を発するものとし、甲乙申し出のない限り毎年自動更新とする。

( 変 更 )

第 11 条 本協定を変更する必要がある場合は、甲乙協議のうえ変更することができるものとする。

この協定が実施されることをもって、平成 9 年 1 月 8 日付けで建設省関東地方建設局荒川上流工事事務所長小林正典と戸田市長齋藤純忠との間で締結した「彩湖自然学習センター」の管理に関する協定書は廃止する。

上記協定の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成22年11月1日

甲 埼玉県川越市新宿町3丁目12番地  
国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所長

乙 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号  
戸田市 戸田市長

別 表

彩湖自然学習センターの管理分担表

項 目	種 別	維 持	修 繕	備 考
光 熱 水 費	電気料	乙	-	
	水道料	乙	-	
雑 役 務 費	自動火災報知設備	乙	甲	
	消火器設備	乙	甲	
	空調設備	乙	甲	
	エレベーター	乙	甲	
	浄化槽設備	乙	甲	
	通信設備	乙	甲・乙	
	センター施設清掃	乙	-	
	センター防犯警備	乙	-	
軀 体 付 属 設 備	センター躯体	甲・乙	甲	
	外装	甲・乙	甲	
	階段	甲・乙	甲	
	水道設備	甲・乙	甲	
	衛生設備(トイレ)	乙	甲	
	照明設備	甲・乙	甲	
	扉・窓ガラス・窓枠	甲・乙	甲	
	内装(パネル等)	甲・乙	甲	
	電気設備	甲・乙	甲	
	展示物	甲・乙	甲・乙	
	舗装	甲・乙	甲	
	排水設備	甲・乙	甲	
	植樹帯	甲・乙	甲	
	国旗掲揚塔	乙	乙	
	車庫	乙	乙	
消耗品	乙	乙		

維持には、清掃・保守・点検・軽微な修繕が含まれる。

通常の適正な使用以外に基づく修繕は、甲とする。

乙の維持管理は、利用者起因する清掃・保守・点検・軽微な修繕。

乙の修繕とは、乙の所有する物件の修繕。

## 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と戸田市（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、戸田市の地域において災害が発生したとき、または災害が発生するおそれのある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、適切迅速かつ確な災害対処に資することを目的とする。

### （情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- （1）戸田市内で重大な被害が発生したとき、または発生のおそれがある場合
- （2）戸田市災害対策本部が設置された場合
- （3）その他甲または乙が必要とする場合

### （情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- （1）一般被害状況に関すること
- （2）公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
- （3）その他甲または乙が必要な事項

### （情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

### （平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

### （協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年1月27日

- 甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1  
さいたま新都心合同庁舎2号館  
国土交通省  
関東地方整備局長
  
- 乙) 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号  
埼玉県戸田市  
戸田市長

## 災害時における県立学校等の使用に関する覚書

埼玉県立南稜高等学校（以下「甲」という。）と戸田市（以下「乙」という。）は、災害時における施設の使用に関して次のとおり覚書を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害時に乙が、甲の所有、管理する施設及び用地の一部を避難施設等（以下、「避難施設等」）として使用することについて必要な事項を定める。

## （災害の種類）

第2条 本覚書で想定している災害とは次の各号のとおりとする。

- （1） 地震
- （2） 洪水・内水氾濫
- （3） その他

## （避難施設等）

第3条 本覚書における「避難施設等」及び「立ち入り禁止施設等」は、別紙1に定めるとおりとする。

- 2 甲は、災害発生時に備え、乙に別紙2の鍵を1組貸与し、乙は貸与された鍵を適切に保管するものとする。
- 3 乙は、本覚書に関する連絡責任者、貸与された鍵の保管責任者及び災害発生時の鍵の取扱者を定め、変更の有無に関わらず、毎年4月10日までに別紙3により甲及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。
- 4 前項に定める連絡責任者、鍵の保管責任者及び鍵の取扱者に変更があった場合には、速やかに別紙3により甲及び埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。
- 5 甲は、本覚書に関する連絡責任者及び担当者を定め、変更の有無に関わらず、毎年4月10日までに別紙4により乙及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。
- 6 前項に定める連絡責任者及び担当者に変更があった場合には、速やかに別紙4により乙及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。

## （避難所開設等）

第4条 乙は、休日・夜間等、甲が不在の時に災害が発生した場合において、甲の到着を待つことなく、避難所を開設することができる。ただし、その場合であっても乙は甲に遅滞なく避難所を開設した旨を報告しなければならない。

- 2 避難所における初期対応は甲が行うことが必要となるが、初期対応後は乙が主体的に避難所に関する体制を整え、避難所運営を行わなければならない。避難所運営に当たって甲は後方支援を行うものとする。

## （備蓄倉庫の使用）

第5条 乙は甲の承認を得て、災害対応用備蓄品の保管場所として、別紙5のとおり備蓄倉庫の一部を使用することができる。この場合において、乙は甲が指定した場所以外は使用しないものとする。

## （備蓄品の使用）

第6条 災害が発生し、必要な備蓄品が不足する場合等には、乙は甲と協議の上、甲の保管する備蓄品を使用することができる。

ただし、休日・夜間等で甲が不在であり、緊急の必要性がある場合には、乙の判断により甲の保管する備蓄品を使用することができる。

2 前項ただし書きの規定により、乙が備蓄品を使用した場合には、乙は備蓄倉庫備え付けの物資受払簿に必要事項を記入するとともに、甲及び埼玉県教育委員会へ報告を行うものとする。

(管理経費)

第7条 備蓄倉庫の維持管理経費については、甲の負担とする。

(備品等の使用)

第8条 避難施設等を使用するに当たって、乙は避難施設等にある甲の保有する物品や児童生徒の所有物等について、保全を図り、紛失や盗難等がないよう努めなければならない。

(防災関連情報の交換)

第9条 甲及び乙は、防災計画の状況等、それぞれが保有する防災関連情報を、少なくとも年1回相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議を行うものとする。

(防災訓練の参加)

第10条 甲は、乙が行う避難施設等を利用した防災訓練等に協力するものとする。防災訓練に当たっては、乙は周辺住民への参加を呼びかけ、参加を促すものとする。

(覚書の有効期間)

第11条 本覚書の期間は締結の日から施行し、甲又は乙からの解除の申し出がない限り、継続するものとする。

2 前項の規定により、本覚書を解除する場合には、乙所有の備蓄品の撤去を行うものとする。なお、撤去の方法やその費用負担等については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協議)

第12条 前各条に定めのない事項及び本覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

令和3年3月24日

戸田市美女木4-23-4  
甲 埼玉県立南稜高等学校  
校長

戸田市上戸田1-18-1  
乙 戸田市

戸田市長



## 災害時における県立学校等の使用に関する覚書

埼玉県立戸田翔陽高等学校（以下「甲」という。）と戸田市（以下「乙」という。）は、災害時における施設の使用に関して次のとおり覚書を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害時に乙が、甲の所有、管理する施設及び用地の一部を避難施設等（以下、「避難施設等」）として使用することについて必要な事項を定める。

## （災害の種類）

第2条 本覚書で想定している災害とは次の各号のとおりとする。

- （1） 地震
- （2） 洪水・内水氾濫
- （3） その他

## （避難施設等）

第3条 本覚書における「避難施設等」及び「立ち入り禁止施設等」は、別紙1に定めるとおりとする。

- 2 甲は、災害発生時に備え、乙に別紙2の鍵を1組貸与し、乙は貸与された鍵を適切に保管するものとする。
- 3 乙は、本覚書に関する連絡責任者、貸与された鍵の保管責任者及び災害発生時の鍵の取扱者を定め、変更の有無に関わらず、毎年4月10日までに別紙3により甲及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。
- 4 前項に定める連絡責任者、鍵の保管責任者及び鍵の取扱者に変更があった場合には、速やかに別紙3により甲及び埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。
- 5 甲は、本覚書に関する連絡責任者及び担当者を定め、変更の有無に関わらず、毎年4月10日までに別紙4により乙及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。
- 6 前項に定める連絡責任者及び担当者に変更があった場合には、速やかに別紙4により乙及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。

## （避難所開設等）

第4条 乙は、休日・夜間等、甲が不在の時に災害が発生した場合において、甲の到着を待つことなく、避難所を開設することができる。ただし、その場合であっても乙は甲に遅滞なく避難所を開設した旨を報告しなければならない。

- 2 避難所における初期対応は甲が行うことが必要となるが、初期対応後は乙が主体的に避難所に関する体制を整え、避難所運営を行わなければならない。避難所運営に当たって甲は後方支援を行うものとする。

## （備品等の使用）

第5条 避難施設等を使用するに当たって、乙は避難施設等にある甲の保有する物品や生徒の所有物等について、保全を図り、紛失や盗難等がないよう努めなければならない。

## （防災関連情報の交換）

第6条 甲及び乙は、防災計画の状況等、それぞれが保有する防災関連情報を、少なくとも年1回相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議を行うものとする。

(防災訓練の参加)

第7条 甲は、乙が行う避難施設等を利用した防災訓練等に協力するものとする。防災訓練に当たっては、乙は周辺住民への参加を呼びかけ、参加を促すものとする。

(覚書の有効期間)

第8条 本覚書の期間は締結の日から施行し、甲又は乙からの解除の申し出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第9条 前各条に定めのない事項及び本覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

令和3年1月8日

埼玉県戸田市新曽1093番地1

甲 埼玉県立戸田翔陽高等学校  
校 長

埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

乙 戸田市  
戸田市長

## 災害時における県立学校等の使用に関する覚書

埼玉県立戸田かけはし高等特別支援学校(以下「甲」という。)と戸田市(以下「乙」という。)は、災害時における施設の使用に関して次のとおり覚書を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、災害時に乙が、甲の所有、管理する施設及び用地の一部を避難施設等(以下、「避難施設等」)として使用することについて必要な事項を定める。

### (災害の種類)

第2条 本覚書で想定している災害とは次の各号のとおりとする。

- (1) 地震
- (2) 洪水・内水氾濫
- (3) その他

### (避難施設等)

第3条 本覚書における「避難施設等」及び「立ち入り禁止施設等」は、別紙1に定めるとおりとする。

- 2 甲は、災害発生時に備え、乙に別紙2の鍵を1組貸与し、乙は貸与された鍵を適切に保管するものとする。
- 3 乙は、本覚書に関する連絡責任者、貸与された鍵の保管責任者及び災害発生時の鍵の取扱者を定め、変更の有無に関わらず、毎年4月10日までに別紙3により甲及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。
- 4 前項に定める連絡責任者、鍵の保管責任者及び鍵の取扱者に変更があった場合には、速やかに別紙3により甲及び埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。
- 5 甲は、本覚書に関する連絡責任者及び担当者を定め、変更の有無に関わらず、毎年4月10日までに別紙4により乙及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。
- 6 前項に定める連絡責任者及び担当者に変更があった場合には、速やかに別紙4により乙及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。

### (避難所開設等)

第4条 乙は、休日・夜間等、甲が不在の時に災害が発生した場合において、甲の到着を待つことなく、避難所を開設することができる。ただし、その場合であっても乙は甲に遅滞なく避難所を開設した旨を報告しなければならない。

- 2 避難所における初期対応は甲が行うことが必要となるが、初期対応後は乙が主体的に避難所に関する体制を整え、避難所運営を行わなければならない。避難所運営に当たって甲は後方支援を行うものとする。

### (備品等の使用)

第5条 避難施設等を使用するに当たって、乙は避難施設等にある甲の保有する物品や生徒の所有物等について、保全を図り、紛失や盗難等がないよう努めなければならない。

### (防災関連情報の交換)

第6条 甲及び乙は、防災計画の状況等、それぞれが保有する防災関連情報を、少なくとも年1回相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議を行うものとする。

(防災訓練の参加)

第7条 甲は、乙が行う避難施設等を利用した防災訓練等に協力するものとする。防災訓練に当たっては、乙は周辺住民への参加を呼びかけ、参加を促すものとする。

(覚書の有効期間)

第8条 本覚書の期間は締結の日から施行し、甲又は乙からの解除の申し出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第9条 前各条に定めのない事項及び本覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

令和4年3月31日

埼玉県戸田市新曽1093番地1

甲 埼玉県立戸田かけはし高等特別支援学校  
校長

埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

乙 戸田市  
戸田市長

## 災害時における避難所等及び防災施設の運営に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、埼玉県大宮公園事務所（以下「甲」という。）が管理する戸田公園を災害発生時に、戸田市（以下「乙」という。）が避難所又は緊急避難場所として使用する施設（以下「避難所等」という。）及び防災施設を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (避難所等及び防災施設)

第2条 乙が戸田公園内で使用する避難所等及び防災施設は、別紙1のとおりとする。

### (使用区域)

第3条 乙が戸田公園内で避難所等として使用する区域は、別紙2のとおりとする。ただし、避難所等を除く区域は、埼玉県地域防災計画に位置づけた防災活動拠点のための区域とする。

### (平常時の運営)

第4条 平常時の運営等については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 避難所等及び防災施設の維持管理は、甲が行うものとする。
- (2) 甲は、避難所及び防災施設の鍵並びに防災施設の操作方法を記載した書類（以下「鍵等」という。）を乙に貸与するとともに、その操作方法について十分な説明を行うものとする。また、乙は貸与された鍵等は、災害時に速やかな対応が行えるよう保管場所等に十分注意して管理するものとする。
- (3) 甲及び乙は、毎年1回以上現地において双方立ち会いのもと、防災施設の状況を確認するものとする。
- (4) 甲及び乙は、互いに災害発生時の連絡先を確認するものとする。また、災害発生時の連絡先に変更があった場合は、速やかに報告するものとする。

### (災害時の運営)

第5条 甲及び乙は、それぞれ協力して避難所等及び防災施設を有効に活用し、防災関係機関との協力体制のもと、被害の軽減に努めるものとする。

### (訓練)

第6条 甲は、乙が防災訓練のため避難所等及び防災施設の使用を申し入れたときは、協力するものとする。

### (経費負担)

第7条 避難所等及び防災施設の維持管理にかかる経費は甲が負担する。ただし、乙が使用した場合における管理にかかる経費及び乙の過失により破損した防災施設の原状回復に係る経費は乙が負担する。

### (指定管理者による維持管理等)

第8条 甲は、第3条及び第5条に規定する甲の業務並びに前条に規定する甲の経費負担を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項で規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができるものとする。

### (新たな施設の設置等)

第9条 甲が新たに防災施設を設置する場合、又は防災施設を変更する場合は、甲乙協議の上、別紙1を変更するとともに、甲は、第3条第2号に定める鍵等の貸与及び説明を行うものとする。

(協定の有効期間及び更新)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからもこの協定を更新しない旨の書面による意思表示がないときは、有効期間を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

附 則

甲乙間で平成20年6月26日付締結された「災害時における避難地及び防災施設の運営に関する協定書」については、この協定の締結日をもって失効するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年3月1日

さいたま市大宮区高鼻町4丁目  
甲 埼玉県大宮公園事務所  
所 長

戸田市上戸田1丁目18番1号  
乙 戸田市  
戸田市長

別紙 1 ( 第 2 条関係 )

避難所等 ( 水害時を除く )

施設の種別	施設名	面積	収容人員
避難所	戸田公園管理事務所 2 階 ( 倉庫を除く )	約 3 6 8 m <sup>2</sup>	約 1 8 4 人
	埼玉県戸田艇庫第一艇庫 2 階合宿所	約 1 2 7 m <sup>2</sup>	約 6 3 人
緊急避難場所	戸田公園高台広場	約 7 , 2 1 7 m <sup>2</sup>	
	戸田公園観覧席	約 4 3 9 . 6 m <sup>2</sup>	

収容人員は 2 m<sup>2</sup>/人で算出

防災施設

施設名	内容
耐震性貯水槽	1 0 0 m <sup>3</sup> × 2
井戸	揚水量 0 . 2 m <sup>3</sup> /分
非常用発電設備	6 8 kW
夜間照明設備	2 基 ( 4 灯 × 1 , 2 灯 × 1 )
放送設備	1 基
かまどベンチ	3 基
マンホールトイレ	1 基

## 災害時要援護者避難支援計画の取扱いに関する覚書

戸田市（以下「甲」という。）と埼玉県蕨警察署（以下「乙」という。）とは、災害時に援護を要する者（以下「災害時要援護者」という。）に関する個人情報を記載した災害時要援護者避難支援計画（以下「個別計画」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるため、次のとおり覚書を締結する。

### （個別計画の作成及び提供）

第1条 甲は、個別計画を作成し、乙にこれを提供する。

- 2 個別計画に登載する者は、別表のいずれかに該当する者（施設入所者等を除く。）で、個別計画への登載と当該個別計画の乙への提供に同意した者とする。ただし、戸田市内に居住する者に限る。
- 3 個別計画に登載する情報は、別表のとおりとする。

### （個別計画の管理等）

第2条 乙は、甲から提供された個別計画を管理・使用するに当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 個別計画の紛失、破損、改ざんその他の事故を防止すること。
- (2) 個別計画に関する個人情報の漏えいを防止すること。
- (3) 個別計画に登載されている個人情報を必要な範囲内で使用すること。
- (4) 個別計画の情報を第三者に提供しないこと。

### （個別計画登載者の削除）

第3条 個別計画に登載されている者が、その登載を辞退した場合においては、甲は速やかに乙にその旨を連絡しなければならない。

- 2 前項の場合においては、乙は速やかに、個別計画からその者の情報を削除しなければならない。

### （個別計画の返還）

第4条 乙は、個別計画の更新時、その他甲から個別計画の返還を求められた場合は、速やかに個別計画を甲に返還しなければならない。

### （その他）

第5条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。



この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年1月15日

埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号  
甲 戸 田 市  
戸 田 市 長

埼玉県蕨市錦町1丁目12番21号  
乙 埼玉県蕨警察署  
署 長

## 別表(第1条関係)

### 1 個別計画に登載する者

- ア 75歳以上のひとり暮らし高齢者又は75歳以上のみの高齢者世帯の世帯員である者(その者の近隣に、常時その者の様子を知り得る親族がいる者を除く。)
- イ 要介護度5又は4の認定を受けている者
- ウ 身体障害者手帳の交付を受けている者で当該手帳に身体障害者手帳1級又は2級と記載されている者
- エ 療育手帳の交付を受けている者で当該手帳に障害の程度が、 、A又はBと記載されている者
- オ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該手帳に障害の程度が1級又は2級と記載されている者
- カ 高齢者福祉サービスのうち、「食事」、「訪問理美容」、「移送」、「緊急時連絡システム」のいずれかのサービスを利用している者
- キ 障害者サービスのうち、「食事」、「緊急時連絡システム」のいずれかのサービスを利用している者
- ク その他避難支援が必要と認められる方

### 2 個別計画に登載する情報

- ア 氏名、住所、生年月日(年齢)、電話番号、同居家族の有無
- イ 障害の程度(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)
- ウ 高齢者サービス利用状況
- エ 要介護状況(要介護状況区分)
- オ 避難支援者情報(避難支援者氏名、住所、電話番号、要援護者との関係)
- カ 地区担当民生委員情報(民生委員氏名、住所、電話番号)
- キ 町会・自治会名

## 災害時要援護者避難支援計画の取扱いに関する覚書

戸田市（以下「甲」という。）と戸田市消防本部（以下「乙」という。）とは、災害時に援護を要する者（以下「災害時要援護者」という。）に関する個人情報を記載した災害時要援護者避難支援計画（以下「個別計画」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるため、次のとおり覚書を締結する。

### （個別計画の作成及び提供）

第1条 甲は、個別計画を作成し、乙にこれを提供する。

- 2 個別計画に登載する者は、別表のいずれかに該当する者（施設入所者等を除く。）で、個別計画への登載と当該個別計画の乙への提供に同意した者とする。ただし、戸田市内に居住する者に限る。
- 3 個別計画に登載する情報は、別表のとおりとする。

### （個別計画の管理等）

第2条 乙は、甲から提供された個別計画を管理・使用するに当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 個別計画の紛失、破損、改ざんその他の事故を防止すること。
- (2) 個別計画に関する個人情報の漏えいを防止すること。
- (3) 個別計画に登載されている個人情報を必要な範囲内で使用すること。
- (4) 個別計画の情報を第三者に提供しないこと。

### （個別計画登載者の削除）

第3条 個別計画に登載されている者が、その登載を辞退した場合においては、甲は速やかに乙にその旨を連絡しなければならない。

- 2 前項の場合においては、乙は速やかに、個別計画からその者の情報を削除しなければならない。

### （個別計画の返還）

第4条 乙は、個別計画の更新時、その他甲から個別計画の返還を求められた場合は、速やかに個別計画を甲に返還しなければならない。

### （その他）

第5条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年1月31日

甲 戸田市上戸田1丁目18番1号  
戸田市  
危機管理監

乙 戸田市大字新曽1875番地1  
戸田市消防本部  
消 防 長

## 別表(第1条関係)

### 1 個別計画に登載する者

- ア 75歳以上のひとり暮らし高齢者又は75歳以上のみの高齢者世帯の世帯員である者(その者の近隣に、常時その者の様子を知り得る親族がいる者を除く。)
- イ 要介護度5又は4の認定を受けている者
- ウ 身体障害者手帳の交付を受けている者で当該手帳に身体障害者手帳1級又は2級と記載されている者
- エ 療育手帳の交付を受けている者で当該手帳に障害の程度が、 、A又はBと記載されている者
- オ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該手帳に障害の程度が1級又は2級と記載されている者
- カ 高齢者福祉サービスのうち、「食事」、「訪問理美容」、「移送」、「緊急時連絡システム」のいずれかのサービスを利用している者
- キ 障害者サービスのうち、「食事」、「緊急時連絡システム」のいずれかのサービスを利用している者
- ク その他避難支援が必要と認められる方

### 2 個別計画に登載する情報

- ア 氏名、住所、生年月日(年齢)、電話番号、同居家族の有無
- イ 障害の程度(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)
- ウ 高齢者サービス利用状況
- エ 要介護状況(要介護状況区分)
- オ 避難支援者情報(避難支援者氏名、住所、電話番号、要援護者との関係)
- カ 地区担当民生委員情報(民生委員氏名、住所、電話番号)
- キ 町会・自治会名

## 光通信ネットワークを利用した河川情報提供に関する協定書

国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所（以下「甲」という。）及び戸田市（以下「乙」という。）とは、光通信ネットワーク（以下「広域情報ネットワーク」という。）を利用した相互の情報交換を行うに当たり、基本的事項に関することについて、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲・乙が相互に協力し、甲及び乙が所有する公共通信基盤を接続することにより形成される広域情報ネットワークを活用し、洪水時等の情報交換を円滑に実施するために必要となる基本的事項について定めることを目的とする。

### （管理区分）

第2条 この協定書における管理区分の範囲は、別図のとおりとする。

### （維持管理及び保守点検の範囲）

第3条 荒川下流河川事務所から戸田市役所までの光ファイバーケーブル並びに甲が戸田市役所内に設置する伝送装置及び光成端箱は、甲が維持管理及び保守点検を実施する。

2 戸田市役所内の伝送装置及び光成端箱に係る電気使用料は、乙が負担する。

3 戸田市役所内の伝送装置及び光成端箱の使用料は、無償とする。

4 甲又は甲が委託するものは、第1項の維持管理及び保守点検を行うに当たり、事前に乙に連絡するものとする。

### （通信の確保）

第4条 甲及び乙は、災害が発生した場合は、第2条の管理区分においてそれぞれが通信の確保に万全の措置をとらなければならない。

### （通信等の障害）

第5条 甲及び乙は、通信等の障害が発生した場合においては、第2条の管理区分においてそれぞれが直ちに復旧に努めるとともに、障害の状況、復旧見込み等を速やかに相手方に通知するものとする。

### （情報の内容）

第6条 甲及び乙が提供する情報は、甲及び乙それぞれの所掌事務を遂行する上で必要となる防災関連情報等とする。

2 甲及び乙は、それぞれが保有する防災関連情報等について、互いに提供を求めることができ、提供を求められた場合は、互いに協力するものとする。

3 甲及び乙は、提供を受けた情報をそれぞれの防災対策等に活用することができるものとする。ただし、情報の内容について、外部（広域情報ネットワーク化されていない他機関及び第三者）へ公開する場合及び二次活用する場合は、情報提供者への確認又は承諾を得なければならない。

4 甲及び乙は、提供を受けた情報のうち、個人のプライバシーに関する情報については、その取扱いに十分注意しなければならない。

5 甲及び乙は、新たな情報提供内容、手法等を開発するときは、相互に連携をとり、必要な協力、助言等を行うものとする。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、広域情報ネットワークの使用にあたり、知り得た情報を外部に漏らしてはならない。ただし、情報提供者に確認又は承諾を得た場合は、この限りでない。

(情報提供の運用時間)

第8条 情報提供を行う時間は、洪水等による災害の発生が予測される場合及び緊急時を除き、甲及び乙の通常勤務時間内とする。

2 甲及び乙は、通信設備等の工事、保守又は運用上必要やむを得ない場合その他特別な理由がある場合に限り、情報提供の運用を一時停止することができる。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ相手方に通知しなければならない。

(雑則)

第9条 この協定に定めのない事項が生じた場合、内容を変更しようとする場合又は疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

(有効期間等)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも協定改廃の申し入れがない場合は、同一条件で更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が押印の上、各1通を保有する。

平成26年7月1日

甲 東京都北区志茂5丁目41番1号  
国土交通省関東地方整備局  
荒川下流河川事務所長

乙 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号  
戸田市長

## 洪水災害時における緊急一時避難場所としての使用に関する協定書

洪水災害時における緊急一時避難場所としての使用に関し、戸田市（以下「甲」という。）と財務省関東財務局（以下、「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

## （目的）

第1条 この協定は、戸田市内に洪水が発生し、または発生するおそれがある場合における緊急一時避難場所として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

## （使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、緊急一時避難場所とする。

## （緊急一時避難場所の指定）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を緊急一時避難所として甲に使用させるものとする。

施設名称	合同宿舎氷川町住宅
所在地	戸田市氷川町3丁目5番8号外
構造等	1号棟 鉄筋コンクリート造 10階建 2号棟 鉄筋コンクリート造 5階建
建築年	1号棟 平成5年築 2号棟 平成5年築

## （使用範囲）

第4条 甲は、次に掲げる範囲を緊急一時避難場所として使用するものとする。

避難場所	1号棟 3階から10階の共用廊下 2号棟 3階から5階の階段及び踊り場
収容人数	約1,400名 (1号棟1,270名、2号棟130名) 1㎡あたり1人で計算
避難経路	1号棟 階段(3箇所) 2号棟 階段(6箇所)

## （施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、前条の使用範囲に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるとときには、甲に連絡するものとする。

## （使用期間）

第6条 使用期間は、緊急に避難が必要な浸水が発生し、又は発生するおそれがある時から、浸水が解消され、または安全が確認されるまでとする。

## （利用上の留意事項の周知）

第7条 甲は、緊急一時避難場所の使用等に関し、町会と連携して地域住民等に対して次の事項を周知するものとする。



- 1 緊急一時避難場所は、甲が開設する指定緊急避難所への避難途上等において目前急迫の浸水の危険にさらされた場合の緊急一時的な退避のみに使用するものであり、当該施設に依存し、早期の避難行動を怠ることがあってはならないこと。
- 2 緊急一時避難場所は、全ての避難者の確実な収容が保障されるものではないこと。
- 3 緊急一時避難場所は、前条に定める期間において一時的に使用するものであり、避難者の滞在等を対象としたものではないこと。
- 4 平常時においては、地域住民等は、乙の許可なく立ち入ってはならないこと。

(費用負担)

第8条 施設の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第9条 使用施設が緊急一時避難場所として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第10条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の締結期間は、協定の日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年5月1日

甲 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号  
戸田市  
戸田市長 神保国男

乙 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1  
財務省関東財務局  
関東財務局長 細田隆氏

## 災害時における救援物資提供に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定を締結する。

## （趣 旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資提供に関し、乙の甲に対する協力について必要な事項を定めるものとする。

## （協力内容）

第2条 市内に震度5弱以上の地震若しくは震度5弱の地震と同等以上の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲に対策本部が設置されたときは、甲は、対策本部から物資の提供について乙に協力の要請をすることができるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

3 乙は、第1項の要請があったときは、速やかに後方支援体制を整える等万全を期するものとする。ただし、道路不通、停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

4 乙は、第1項の要請があったときは、飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。

5 前項の飲料水の引渡し場所は、甲乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。この場合において飲料水の対価について甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上決定するものとする。

## （要請の手続）

第3条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書（別記様式）を乙に提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに救援物資提供要請書を提出するものとする。

## （期 間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がない限り同一内容をもって更に5年間継続するものとし、以後この例による。

2 前項の解消は、有効期間満了の1か月前までに相手方に申し出るものとする。

(協 議)

第5条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成17年9月1日

甲 戸田市上戸田1丁目18番1号  
戸 田 市 長

乙 桶川市加納180番地  
三国コカ・コーラボトリング株式会社  
代表取締役社長

## 災害時の物資の供給及び防災活動協力に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）とイオン株式会社関東カンパニー埼玉事業部北戸田店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （趣 旨）

第1条 本協定は、戸田市域で地震、風水害等による大規模災害が発生した時の物資の供給及び被災者の応急救助等に係る防災活動協力について必要な事項を定めるものとする。

### （協力内容）

第2条 甲は、乙に対し次の事項について協力を要請することができ、乙はこの要請に対し可能な限り協力するものとする。

（1）乙は、乙の店舗及び乙の関係機関において保有する食料品及び生活必需品物資等を供給すること。

（2）乙は、乙の所有する災害活動用資器材を提供すること。

（3）乙は、災害時応急活動に係る活動要員を派遣し、甲の応急活動に従事させること。

（4）乙は、乙の店舗において、被災者に対し避難場所、自動車等の駐車場所、飲料水、トイレ等を提供すること。

（5）乙は、乙の店舗において、被災者に対しテレビ・ラジオ等で知り得た災害情報を提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めがない事項について必要に応じて相互に協力を要請することができるものとする。

### （支援要請の手引き）

第3条 前条の規定による甲及び乙の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。

但し、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

### （連絡責任者）

第4条 物資の供給及び防災協力活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。但し、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

### （経費の負担）

第5条 第2条第1項第1号及び同条第2項に規定する防災協力の実施に要した物資の対価及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(代金の支払)

第6条 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(円滑な運用)

第7条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うと共に相互連携を図るための訓練を定期的に行うものとする。

(履行義務の免除)

第8条 乙が被災した最合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成18年7月26日から平成19年3月31日迄とする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年7月26日

埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号  
甲 埼玉県戸田市  
戸田市長

埼玉県戸田市美女木東1丁目3番地の1  
乙 イオン株式会社関東カンパニー埼玉事業部北戸田店  
店長

## 災害時における飲料の提供協力に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）とアサヒ飲料株式会社（以下「乙」という。）とは、戸田市内において地震等により大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における飲料の提供協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （協力の要請）

第1条 甲は、市内に震度5以上の地震又は同等以上の災害が発生し、又は発生するおそれがあると判断した場合において、支援物資として飲料の提供が必要となるときは、乙に対し次の事項について、協力を要請することができる。

（1） 乙の取引先である株式会社マルシン（以下「マルシン」という。）の以下に定める倉庫にある乙の製造販売する商品（以下「乙商品」という。）の在庫を提供すること。

株式会社マルシン（所在：埼玉県戸田市笹目4-4-5）

（2） 乙が戸田市内に設置した自動販売機のうち、別途甲乙間において書面により特定する災害対応型自動販売機に、災害発生時に充填されていた機内飲料を提供すること。

### （要請手続き）

第2条 前条の規定による甲の要請は、戸田市長が行う。

2 甲が乙に要請するときは、次の各号に掲げる事項を明示して電話等により要請し、事後、速やかに甲は乙に文書を提出するものとする。

- （1） 要請する理由
- （2） 要請する飲料の品目及び数量
- （3） 要請する期間
- （4） 提供を要請する場所
- （5） その他必要な事項

### （協力の実施）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。但し、甲は、災害時という状況を踏まえ、乙が甲の要請通りに協力の実施が行えない場合のあることを予め承諾するものとする。

### （運 搬）

第4条 乙商品の運搬は、乙の協力を得て、甲が行うものとする。

### （損害の負担）

第5条 乙商品の提供協力について損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定める。

( 鍵の管理 )

第 6 条 乙は甲に対し、災害時において前第 1 条 1 項 2 号に定める災害対応型自動販売機の機内乙商品を強制排出させることのできる鍵を貸与し、甲はこれを当該自販機の設置先へ転貸する。

2 甲は、当該鍵につき善管注意義務を負うものとし、災害時における支援物資の提供を目的とした強制排出以外に使用しないものとする。また、甲は設置先に対しても当該義務を負わせるものとする。但し、この場合といえども、甲は当該義務を免れないものとする。

3 当該鍵を紛失した場合、当該鍵の使用及び飲料強制排出機能の使用により自販機を毀損した場合、並びに甲及び設置先の責に帰すべき事由により機内乙商品及び売上金を盗難又は紛失した場合、甲は直ちに乙に連絡するとともに、乙の被った損害を賠償するものとする。

( 報告 )

第 7 条 乙は、協力を実施したときは、次の各号に掲げる事項を電話等により甲に報告し、事後、速やかに乙は甲に文書を提出するものとする。

- ( 1 ) 提供した飲料の品目及び数量
- ( 2 ) 提供した期間
- ( 3 ) 提供した場所
- ( 4 ) その他必要な事項

( 費用負担 )

第 8 条 第 1 条 1 項 1 号に規定する協力の実施により、乙が提供した乙商品にかかる商品代金費用並びに商品代金以外の運送料等その他経費については、甲が負担するものとする。

2 第 1 条 1 項 2 号に規定する協力の実施により、乙が提供した乙商品にかかる商品代金費用は乙が負担するものとする。

( 費用の請求及び価格の決定 )

第 9 条 乙は、前条 1 項に規定する費用について、第 7 条の規定による文書の提出後、甲に対し請求するものとし、甲は当該請求日の属する月の翌月末日までに乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

( 協定書の有効期間 )

第 10 条 この協定書の有効期限は、平成 18 年 8 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日までの 5 年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の 1 か月前までに甲乙協議して両者異議のないときは、期間満了の翌算から起算して引続き 1 年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

( 疑義等の決定 )

第 1 1 条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 1 8 年 7 月 2 6 日

甲 戸田市上戸田 1 丁目 1 8 番 1 号  
戸田市  
戸田市長

乙 東京都中央区晴海 1 - 8 - 1 0  
アサヒ飲料株式会社 首都圏支社



## 災害対応型自動販売機における飲料提供に関する覚書

戸田市（以下「甲」という）と、三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という）とは、災害時における飲料の無償提供について、次のとおり覚書を締結する。

## （目的）

第1条 本覚書は、乙が甲の管理施設内において、設置・運営する開放キーを有する災害対応型自動販売機（以下「自販機」という）の機内在庫飲料（以下「飲料」という）を、緊急災害時等に施設利用者（勤務者を含む）あるいは地域住居等に提供する必要がある場合における飲料の無償提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （販売場所）

## 第2条

戸田市消防本部 (L5407095) 埼玉県戸田市新曽 1875 番地 1 号  
戸田市消防署東部分署 (L5409535) 埼玉県戸田市下前 I 丁目 14 番地 20 号  
戸田市消防署西部分署 (L5409543) 埼玉県戸田市笹目 5 丁目 9 番地 1 号

## （提供の方法）

第3条 甲は震度5弱以上の地震又は、同等以上の災害が発生し、甲及び、甲の所在地の自治体に災害対策本部が設置され又は設置の可能性がある場合、第4条に定める「自販機錠」を使って、乙の自販機の飲料を取り出し、災害の被災者及び施設利用者に提供することができるものとする。

2 前項の実行は、甲の責任者またはその責任者が予め指名した管理者（甲の対策本部等が設置された場合、その対策本部責任者またはその指名する者）の判断によるものとする。

## （「自販機錠」の貸与）

第4条 乙は、前条の飲料の使用を可能とするため、甲に対し、「自販機錠」を貸与することとする。

2 甲は「自販機錠」を甲の責任において保管・管理し、「自販機錠」の管理責任者が異動などにより交替する場合は、確実に引き継ぎを行うものとする。

## （提供結果の通知）

第5条 甲は、第2条に基づき、飲料を災害の被災者及び施設利用者に供した場合は、後日速やかに乙に使用結果を通知するものとする。

## （反社会的勢力に関する表明・保証）

第6条 甲及び乙は、相手方に対し、本覚書締結時及び本覚書締結後において、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、及び自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことを表明し、保証する。

2 甲又は乙は、相手方が前項の表明・保証に違反したときには、何らの通知・勧告その他の手続きを要せずに、直ちに本覚書を解除することができる。

## （協定期間）

第7条 本覚書の有効期間は平成26年4月1日から平成31年3月末日迄の5ヶ年とし、申し出がない限り同一内容をもって更に5ヶ年継続するものとし、以後この例による。

ただし、甲および乙の協議に基づき、再度同様の契約を締結することを妨げない。

2 前項の解消は、有効期限満了の1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項、あるいは本覚書の実施に関して必要な事項については、都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 戸田市上戸田1丁目18番1号  
戸田市  
戸田市長

乙 埼玉県さいたま市桜区大字上大久保896番地  
三国コカ・コーラボトリング株式会社  
VM埼玉第一販売部  
VM浦和支店長

## 災害時における物資供給に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害時における必要な物資（以下「物資」という。）の供給について、以下の内容で合意し「災害時における物資供給に関する協定書」（以下「本協定」という。）を締結する。

## （要請）

- 第1条 甲は、戸田市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。
- 2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、甲は、事後速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出するものとする。

## （協力）

- 第2条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に対し業務に支障のない可能な範囲において協力するものとする。

## （物資の範囲及び報告）

- 第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるものとする。なお、乙は甲から物資供給の要請を受けた時は、当該物資について供給の可否・供給可能な日時・数量等について甲に報告するものとし、甲乙協議の上で決定するものとする。

（1） 乙が保有する食料品及び生活必需品等の物資

（2） その他甲が指定する物資

## （物資の引渡し）

- 第4条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じて指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙又はその業務委託先（以下総称して「乙等」という。）が行うものとする。ただし、乙等が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。
- 2 甲は前項の引渡場所において、物資の品目、数量等を確認の上、物資を受領するものとし、受領後は、速やかに乙に書面による受領書を交付するものとする。

## （車両の通行）

- 第5条 甲は、乙等の車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

## （物資等の費用）

- 第6条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求書に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。
- 2 物資の代金は、災害発生の直前における適正な価格とする。
- 3 第4条第1項の物資の運搬について、乙等が引渡場所までの運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

## （連絡責任者）

第7条 本協定を円滑に運用するため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(協議)

第8条 本協定について疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1カ月前までに、甲乙のいずれからも更新しない旨の意思表示がないときは、本協定は有効期間満了日の翌日より更に1年間同一条件で自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(解約)

第10条 本協定は、解約日の1カ月前までに書面により相手方に通知することで解約することができるものとする。

附則 甲乙間で平成23年2月18日付締結された「災害時の物資の供給に関する協定書」については、本協定の締結日をもって失効するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年6月1日

甲 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号  
埼玉県戸田市  
戸田市長

乙 東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社イトーヨーカ堂  
代表取締役社長

## 緊急災害時における飲料提供に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と埼玉ヤクルト販売株式会社（以下「乙」という。）は、緊急災害時における飲料の無償提供について、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲の管理施設内において、乙が設置し、及び運営する自動販売機のうち、その指定する自動販売機（以下「自販機」という。）の機内在庫飲料（以下「飲料」という。）を緊急災害時に施設利用者（勤務者を含む。）又は地域住民に提供する必要が生じた場合における飲料の無償提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （供用の方法）

第2条 前条に規定する事態が発生した場合、甲は自らの判断により、乙の自販機の飲料を無償にて取り出し、適宜飲用に供することができるものとする。

- 2 前項の規定による飲料の供用は、甲の責任者又はその責任者があらかじめ指名した管理者（甲の対策本部等が設置された場合、その対策本部責任者又はその指名する者）の判断によるものとする。

### （供用結果の通知）

第3条 甲は、第2条の規定に基づき、飲料を飲用に供した場合は後日速やかに乙に供用結果を通知するものとする。

### （協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から5年間とする。

- 2 前項の協定解除の申出は1か月前までに相手方に申し出るものとする。
- 3 但し有効期間1か月前までに甲・乙いずれかにより別段の意思表示がない場合には、更に5ヶ年延長するものとし、その後もまた同様とする。

### （協議）

第5条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証する為、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有することとする。

メーカー・型式・番号	設置場所
Y3Z24KB10HER	戸田市消防本部 埼玉県戸田市新曽1875番地の1

平成26年4月1日

甲 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号  
戸田市  
戸田市長

乙 埼玉県さいたま市南区别所2-37-17  
埼玉ヤクルト販売株式会社  
代表取締役

## 災害時における食料の供給協力に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と戸田フーズ株式会社（以下「乙」という。）は、戸田市内において地震等大規模災害（以下「災害時」という。）が発生した場合における食料（以下「食品」という。）の供給協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、市内に地震、風水害等の災害が発生、若しくは発生するおそれがあると判断した場合において、乙に対し、緊急に必要な数量の食品の供給について協力を要請することができる。

（要請手続き）

第2条 前条の規定による甲の要請は、戸田市長が行う。

2 甲が乙に要請するときは、次の各号に掲げる事項を明示して電話等により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 要請する理由
- （2） 要請する食品の品目及び数量
- （3） 提供を要請する場所
- （4） その他必要な事項

（供給食品の範囲）

第3条 甲が乙に対し供給を協力要請することができる食品は、乙が現に保有、又は製造可能な範囲内の物で、優先して供給が可能なものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、取引先との契約に基づく供給責任を果たしたうえで、直ちに必要な食品の供給措置を講ずるよう努めるものとする。

（運 搬）

第4条 食品の運搬は、乙の協力を得て、甲が行うものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請に基づき乙が供給する食品の費用の負担については、甲乙がその都度協議して決定する。

2 第1条に規定する協力の実施により、乙が提供した食品にかかる商品代金以外の運送料その他経費については、甲が負担するものとする。

（協定書の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、締結した日から1年とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手側に協定を延長しない旨の申し出を行わない場合は、この協定は更に1年間延長するものとし、以後の期間についても同様とする。

（疑義等の決定）

第7条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議の上、これを定めるものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成24年4月1日

戸田市上戸田1丁目18番1号

甲 戸田市  
戸田市長

戸田市氷川町3丁目7番8号

乙 戸田フーズ株式会社  
代表取締役社長



## 災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の提供についての協定を次のとおり締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、戸田市内に地震等による災害が発生した場合において、被災者を救援するため、飲料水の調達及び安定供給を円滑に行い、もって市民生活の安定に寄与する。

### （協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項の発動は、戸田市内に震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合とする。

2 前項の場合において、甲が災害対策本部を設置し、乙に対し救援物資の提供に関して要請する。

### （要請の手続）

第3条 甲は、乙に対し前条の要請を行うときは、電話等により飲料水の種類、数量、搬入場所等を連絡し、甲乙で相互調整が図れた後に、速やかに救援物資（飲料水）提供要請書（様式1）を乙に送付するものとする。

2 要請の手続を円滑に行うため、甲と乙は、事前に連絡責任者を定め、その名簿を整備しておくものとする。

### （協力の内容）

第4条 乙は、第2条第2項の規定により要請があったときは、次の各号の協力を行うものとする。

(1) 甲の施設内に設置されている乙の地域貢献型自動販売機の機内在庫の飲料水を甲に無償提供するものとする。

(2) 乙は、速やかに供給体制を整え、甲が要請した飲料水を供給するものとする。

2 前項第2号による飲料水の対価は有償とし、価格は甲乙協議の上定めるものとする。

### （協定期間）

第5条 この協定の期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから解除の申出がないときは、同一内容をもって継続するものとする。

### （協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上各自その1通を保有する。

平成25年3月18日

埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号  
甲 戸田市  
戸田市長

東京都渋谷区本町3丁目47番10号  
乙 株式会社伊藤園  
総務部長

## 災害時における食料の供給協力に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と株式会社神戸屋東京工場（以下「乙」という。）は、戸田市において地震等大規模災害（以下「災害時」という。）が発生した場合における食料（以下「食品」という。）の供給協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （協力要請）

第1条 甲は、市内に地震、風水害等の災害が発生、若しくは発生するおそれがあると判断した場合において、乙に対し、緊急に必要な数量の食品の供給について協力を要請することができる。

### （要請手続き）

第2条 前条の規定による甲の要請は、戸田市長が行う。

2 甲が乙に要請するときは、次の各号に掲げる事項を明示して電話等により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請する理由
- (2) 要請する食品の品目及び数量
- (3) 提供を要請する場所
- (4) その他必要な事項

### （供給食品の範囲）

第3条 甲が乙に対し供給を協力要請することができる食品は、乙が現に保有、又は製造可能な範囲内の物で、優先して供給が可能なものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、取引先との契約に基づく供給責任を果たしたうえで、直ちに必要な食品の供給措置を講ずるよう努めるものとする。

### （運搬）

第4条 食品の運搬は、乙の協力を得て、甲が行うものとする。

### （費用負担）

第5条 甲の要請に基づき乙が供給する食品の費用の負担については、甲乙がその都度協議して決定する。

2 第1条に規定する協力の実施により、乙が提供した食品にかかる商品代金以外の運送料その他経費については、甲が負担するものとする。

### （協定書の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、締結した日から1年とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手側に協定を延長しない旨の申し出を行わない場合は、この協定は更に1年間延長するものとし、以後の期間についても同様とする。

### （疑義等の決定）

第7条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議の上、これを定めるものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成25年6月14日

甲 戸田市上戸田1丁目18番1号  
戸田市  
戸田市長

乙 戸田市川岸1丁目2番36号  
株式会社神戸屋東京工場  
代表取締役

## 災害時における物資供給に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書（様式1）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。  
2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、この協定は更に1年間延長するものとし、以後の期間についても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年12月8日

埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号  
甲 戸田市  
戸田市長

新潟県新潟市南区清水4501番地1  
乙 NPO法人 コメリ災害対策センター  
理事長

## 災害時の物資供給及び被災住民等への情報提供に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他災害が発生した場合、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給、並びに乙の直営店又は乙のフランチャイズ加盟店（以下「加盟店」といい、直営店と併せ総称し、「セブン イレブン店」という。）を通じた被災住民等への情報提供に係る協力に関して次のとおり協定を締結する。

## （要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) 戸田市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 戸田市以外の災害について、関係自治体等から、物資の調達・あっせんを要請されたとき、又は甲が救援の必要があると認めるとき。

## （調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙が物資の調達の可否を決定するものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料品
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

## （調達物資の数量）

第3条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

## （要請の方法）

第4条 第1条の要請は、「物資発注書（別紙1）」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭若しくは電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

## （要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、第1条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資調達可能数量・措置の状況報告書（別紙2）」により甲に報告するものとする。

## （物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

## （費用）

第7条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

2 物資の代金は、災害発生時の直前における販売価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 前条の規定により乙が運搬を行った場合、係る費用は甲の負担とする。

(情報提供)

第8条 甲は、平時又は災害時において、乙に対し、防災・災害情報等を提供することができるものとし、乙は提供を受けた情報等を来店者等に対し、情報提供するものとする。

(営業の継続又は早期再開)

第9条 甲は、市民の生活安定を確保するため、乙に対してセブン イレブン店の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。ただし、甲は、加盟店は、乙とは別途独立した経営主体である乙のフランチャイジーの経営による店舗であることを十分に理解したことから、甲が加盟店に対して、営業の継続又は早期営業再開を強制できるものではないことをあらかじめ了承する。

2 乙は、第1項の要請を受けたときは、被災状況等を総合的に考慮して、乙又は乙のフランチャイズ加盟店の営業の継続又は早期営業再開の判断を行い、その営業に係る状況について甲に報告するものとする。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲と乙は、この協定書の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届(別紙3)」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定書の有効期間は、締結した日から平成31年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定書解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(解除)

第13条 この協定書を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成31年1月18日

埼玉県戸田市上戸田1-18-1  
甲 戸田市  
戸田市長 菅原文仁

東京都千代田区二番町8番地8  
乙 株式会社セブン イレブン・ジャパン  
代表取締役 古屋一樹



## 災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と、セツカートン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、戸田市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の設営等に必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

## （協力の要請及び受託等）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、物資供給要請書（別記第1号様式）により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、物資の優先調達に努めるものとする。

3 法第2条第1号に規定する災害以外の災害等により、物資が必要であるときは、甲は乙に物資の要請を行えるものとし、乙は可能な限りその要請に対応するものとする。この場合において、物資の要請及び供給に係る手続は、第1項及び第4条の規定を準用する。

## （物資の種類）

第3条 乙が調達する物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 暖段はこベッド（段ボール製簡易ベッド）
- (2) 段ボール製シート
- (3) 暖段まじきり（段ボール製間仕切り）
- (4) その他乙の取扱商品

## （物資の引渡し）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し引渡すものとする。

2 甲は、前項に規定する引渡しの際、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

3 乙は、可能な範囲において物資の組立等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう協力を努めるものとする。

4 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（別記第2号様式）により甲に報告するものとする。

## （経費等の負担及び請求等）

第5条 甲の要請により乙が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「経費等」という。）は、災害発生時前の直近の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

2 前項の経費等については、法第91条の規定に基づき、甲が相当額を負担する。

3 乙は、前項の経費等を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払を行うものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

第6条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、災害時緊急連絡先(別記第3号様式)により相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口に変更が生じたときも、同様とする。

(平常時の協力)

第7条 乙は、甲が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があったときは、可能な範囲において協力するよう努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義が生じたとき又はこの協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年8月21日

埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号  
甲 戸田市  
戸田市長

兵庫県伊丹市東有岡五丁目33番地  
乙 セッツカートン株式会社  
代表取締役

## 災害時における物資の供給に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と株式会社セキ薬品（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣 旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲からの協力要請により乙が行う物資の供給協力に関して必要な事項を定めるものとする。

### （協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部等を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

### （供給の要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があるときは、乙に物資の供給を要請することができる。

### （供給物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、食料品、飲料水、生活必需品及び医薬品等で乙が調達可能な物資とする。

### （要請の方法）

第5条 甲は、乙に対して第3条の要請をするときは、甲が必要とする物資の品名、数量等を具体的に明示した文書を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （報告）

第6条 乙は、前条の協力を実施した時は、文書により甲まで報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （物資の運搬）

第7条 物資の運搬は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。ただし、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

### （費用の負担）

第8条 乙が、供給した物資の代金及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生前における小売価格等を基準とし、甲乙協議の上速や

かに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(連絡窓口)

第10条 甲及び乙は、災害時等に即応するための連絡体制を相互に整えるほか、連絡体制表を作成するものとする。

2 前項の連絡体制表に変更が生じた場合は、その都度修正するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がない時は、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年3月20日

甲 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号  
戸田市  
戸田市長

乙 埼玉県南埼玉郡宮代町百間4丁目2番22号  
株式会社セキ薬品  
代表取締役社長

## 災害時における応急対策業務に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と戸田市建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、戸田市において震災、風水害、雪害、大規模火災・事故等（以下「災害」という。）が発生し、又は災害の発生が予測される場合において、甲が行う道路、河川、上・下水道施設、建築物等の応急措置及び障害物の除去等（以下「応急措置等」という。）について、乙が行う協力に対し、必要な事項を定めるものとする。

## （協力要請）

第2条 甲は、応急措置等を行う場合において、甲のみでは十分な対応を図ることが困難と認めるときは、乙に協力を要請するものとする。

2 前項の協力を要請するときは、甲は乙に対し協力の内容を明らかにし、災害時協力要請書（第1号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭等により行うことができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、災害発生時において、乙は甲の要請がなくても被害の拡大又は人命に係る等、特に緊急性があると判断した場合は、自主的に判断し対応するものとする。

## （協力の内容）

第3条 乙は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、特別の理由がない限り、直ちに必要な資機材、人員等を提供し、甲の指示に従い応急措置等を実施するものとする。

2 乙は、前条第3項の規定により自主的に対応するときは、必要な資機材、人員等をもって、自主的判断により応急措置等を実施するものとする。

3 前2項の場合において、乙は応急措置等を実施後、状況を甲に連絡するとともに、完了後は速やかに完了報告書（第2号様式）により報告しなければならない。

## （費用の負担）

第4条 前条の応急措置等に要した費用は、甲が負担する。

## （費用の請求）

第5条 乙は、応急措置等に関する業務を終了した後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費額を甲に請求するものとする。

## （損害補償）

第6条 第3条の規定により、応急措置等に従事したものが、当該業務により死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該業務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けない者については、埼玉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和28年埼玉県市町村消防災害補償組合条例第2号）の基準に従い、これを補償するものとする。

## （報告の要請）

第7条 甲は、第3条第1項により資機材、人員等の状況を本協定締結後、必要に応じ乙に対して報告を求めることができる。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3カ月前までに甲又は乙のいずれかが解除の申出を行わない限り、1年間ずつ更新するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議の上決定するものとする。

本協定締結の証しとして、本協定書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成13年1月12日

戸田市上戸田1丁目18番1号

甲 戸田市  
戸田市長

戸市新曽南2丁目3番4号

乙 戸田市建設業協会  
会 長

## 災害時における応急対策業務に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と戸田市水道協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣 旨）

第1条 この協定は、戸田市において発生した震災、風水害、その他による災害（以下「災害」という。）が発生し、甲が行うライフライン（上水、下水道施設等）の応急処置について乙が行う協力に対して、必要事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、応急処置等を行う場合において、甲のみでは十分な対応を図ることが困難と認めるときは、乙に協力を要請するものとする。

前項の協力を要請するときは、甲は乙に対し協力の内容を明らかにし、災害時協力要請書（第1号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭等により行うことができるものとする。

前項の規定にかかわらず、災害発生時において、乙は甲の要請がなくても被害の拡大又は人命に係る等、特に緊急性があると判断した場合は、自主的に判断し対応するものとする。

### （協力の内容）

第3条 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、特別の理由がない限り直ちに必要な資機材人員等を提供し、甲の指示に従い応急処置等を実施するものとする。

乙は、前条の規定により自主的に対応するときは、必要な資機材、人員等をもって、自主的判断により応急処置等を実施するものとする。

前項の場合において、乙は応急処置等を実施後、状況を甲に連絡するとともに、完了後は速やかに完了報告書（第2号様式）により報告しなければならない。

### （費用の負担）

第4条 前条の応急処置に要した費用は、甲が負担する。

### （費用の請求）

第5条 乙は、応急処置等に関する業務を終了した後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費額を甲に請求するものとする。

### （損害補償）

第6条 第3条の規定により、応急処置等に従事したものが、当該業務により死亡、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は当該業務による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害者となった場合で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けない者については、埼玉縣市町村消

防団員等公務災害補償条例(昭和28年埼玉県市町村消防災害補償組合条例第2号)の基準に従いこれを保障するものとする。

(報告の要請)

第7条 甲は、第2条により資材、機材、人員等の状況を本協定締結後、必要に応じ乙に対して報告を求めることができる。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲又は乙のいずれかが解除の申出を行わない限り、1年間ずつ更新するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

本協定締結の証しとして、本協定書2通作成し、甲、乙記名捺印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成18年7月26日

甲 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号  
埼玉県戸田市  
戸田市長

乙 埼玉県戸田市上戸田1丁目5番10号  
戸田市水道協同組合  
代表理事



## 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、戸田市（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲の市域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続を定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

### （支援協力の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1） 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- （2） 市内における電気に係る事故防止に関すること。
- （3） 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- （4） 前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- （5） 災害発生時における復旧に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

### （支援協力要請の手続）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（第1号様式）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

- （1）支援協力の種類
- （2）支援協力の具体的な内容、施設名及び場所（住所）等
- （3）支援協力を希望する期間

### （支援協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

### （復旧作業後の引渡）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書」（第2号様式）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに「災害復旧業務完了報告書」（第2号様式）を提出する。

(復旧実施マニュアルの提示)

第6条 乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が、甲の要請により支援協力を要した経費については、甲・乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成21年8月17日から平成22年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1箇月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第9条 協定について、疑義を生じたとき又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙署名捺印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成21年8月17日

埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

甲 戸田市  
戸田市長

埼玉県さいたま市北区宮原1丁目39番地

乙 埼玉県電気工事工業組合  
理 事 長

## 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

戸田市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社（以下「乙」という。）は、戸田市において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）により、広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合の早期復旧等に係る甲及び乙による相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

### （連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、災害時に甲又は乙の職員を甲又は乙に派遣できるものとする。

### （災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期復旧を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- （1） 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- （2） 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- （3） 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

### （災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における大規模停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- （1） 停電復旧に係る応急措置の実施
- （2） 電力復旧の支障となる障害物等の除去
- （3） 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- （4） 住民への停電情報等の周知のための、甲の防災無線、防災メール、広報媒体等の利用

### （覚書の締結）

第5条 甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じ、別に覚書により定めるものとする。

### （秘密保持）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(旧協定の失効)

第8条 甲乙間で締結した「大規模災害時における電力復旧等に関する協定書」(平成22年8月4日付け)は本協定の締結日よりその効力を失うものとする。

(協議)

第9条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年9月14日

埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

甲 戸田市  
戸田市長

埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目14番2号

乙 東京電力パワーグリッド株式会社  
埼玉総支社  
埼玉総支社長

## 災害時等における家屋被害認定調査に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と埼玉土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、戸田市における地震、風水害その他の災害発生時（以下「災害時等」という。）における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲の市内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、円滑な支援協力が実施できることを目的とする。

### （支援協力の内容）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について支援協力を要請することができる。

（1）災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号）に基づき、甲の職員と連携した市内家屋の調査に関すること。

（2）甲が発行したり災証明について、市民からの相談に関すること。

### （支援協力要請の方法）

第3条 甲は乙に対し、前条に定める支援協力を受けようとする場合には、認定調査を実施する所在地及び該当宅名称等、必要事項を記載した「被害認定調査要請書」（別紙様式第1）をもって行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、事後速やかに被害認定調査要請書を提出するものとする。

### （支援協力の実施）

第4条 前条の規定により甲から支援要請を受けた乙は、被害認定調査要請承諾書（別紙様式第2）を提出するとともに速やかに認定調査を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を遅滞なく報告するものとする。

### （費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定により派遣された会員の人件費は負担しない。

2 乙が、甲の要請により認定調査に要した経費や資材の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

### （守秘義務）

第6条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

### （従事者の災害補償）

第7条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

### （有効期間）

第8条 この協定の有効期限は、協定の締結日から平成25年3月31日までとする。

ただし、この有効期間満了30日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年3月23日

戸田市上戸田1丁目18番1号

甲 戸田市  
戸田市長

さいたま市浦和区高砂4丁目14番1号

乙 埼玉土地家屋調査士会  
会長

## 災害における人員、物資等の輸送に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県トラック協会戸田・蕨支部（以下「乙」という。）は、災害時における人員、物資等の輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 戸田市地域防災計画の災害応急対策活動及び市町村等相互の応援措置のために、必要な貨物自動車運送事業用自動車（以下「事業用自動車」という。）の緊急輸送に関し必要な事項をこの協定で定め、緊急輸送が迅速かつ円滑に実施されることを目的とする。

## （要請）

第2条 甲は、緊急輸送を乙に要請する場合は、様式1「緊急輸送要請書」により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

## （実施）

第3条 乙は、甲からの緊急輸送要請があった場合、特別な理由がない限り他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し（以下「指定運送事業者」という。）、甲に対し事業用自動車を提供させるものとする。

## （報告）

第4条 乙は、前条の規定により緊急輸送を実施した場合は、甲に対し様式2「緊急輸送実施報告書」により報告するものとする。

## （運賃及び料金）

第5条 緊急輸送に要した運賃及び料金は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条の規定により国土交通大臣に届出した額によるものとし、補助者（8時間制）の費用は、実際に要した運送作業時間に単価を乗じた額を甲が負担するものとする。

## （事故等）

第6条 乙の提供した輸送車両が、故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は速やかに当該輸送車両を交換して、その緊急輸送を継続しなければならない。

2 災害時に起因する地盤のゆがみ、道路の寸断等により目的地まで辿り着けないなど安全な走行を確保できない場合は、乙より道路等の状況を甲に報告し、甲・乙協議のうえ対応を決めるものとする。

3 乙の事情とは異なる災害の影響で、車両の故障等により代替え車両が必要となった場合の費用は、甲が負担するものとする。

## （損害賠償及び紛争解決）

第7条 指定運送事業者は、緊急輸送中に甲及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。また、当該損害に関し紛争が生じた場合、早期解決のため誠実に対応するものとする。

## （災害補償）

第8条 緊急輸送中の従事者の責めに帰することができない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、指定運送業者が補償する。

## （災害時相互応援協定市等へ適用）

第9条 この協定は、甲が締結している災害相互応援協定市等の地域に地震、風水害等の災害が発生し、甲が災害応急対策活動を行うために事業用自動車による緊急輸送が必要となった場合についても適用する。

(連携)

第10条 第2条の規定に基づく緊急輸送要請書に係る事項の伝達を確実なものにするため、甲、乙は密接な連絡をとるものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定期間満了の30日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は協定の変更の申出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第12条 前各条に規定するもののほか、この協定の解釈に疑義が生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を所持する。

平成24年3月23日

戸田市上戸田1丁目18番1号

甲 戸田市  
戸田市長

蕨市錦町4丁目4番6号

乙 社団法人埼玉県トラック協会戸田・蕨支部  
支部長



## 災害時における応急対策業務に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と三ツ和総合建設業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣 旨）

第1条 この協定は、戸田市において震災、風水害、雪害、大規模火災・事故等（以下「災害」という。）が発生し、又は災害の発生が予測される場合において、甲が行う道路、河川、上・下水道施設、建築物等の応急措置及び障害物の除去等（以下「応急措置等」という。）について、乙が行う協力に対し、必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、応急措置等を行う場合において、甲のみでは十分な対応を図ることが困難と認めるときは、乙に協力を要請するものとする。

2 前項の協力を要請するときは、甲は乙に対し協力の内容を明らかにし、災害時協力要請書（第1号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭等により行うことができるものとする。

### （協力の内容）

第3条 乙は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、特別の理由がない限り、直ちに必要な資機材、人員等を提供し、甲の指示に従い応急措置等を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は応急措置等を実施後、状況を甲に連絡するとともに、完了後は速やかに完了報告書（第2号様式）による報告をしなければならない。

### （費用の負担）

第4条 前条の応急措置等に要した費用は、甲が負担する。

### （費用の請求）

第5条 乙は、応急措置等に関する業務を終了した後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費額を甲に請求するものとする。

### （損害賠償）

第6条 第3条の規定により、応急措置等に従事したものが、当該業務により死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該業務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けない者については、埼玉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和28年埼玉県市町村消防災害補償組合条例第2号）の基準に従い、これを補償するものとする。

### （報告の要請）

第7条 甲は、第3条第1項により提供を受けた資機材、人員等の状況を本協定締結後、必要に応じ乙に対して報告を求めることができる。

### （有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3カ月前までに甲又は乙のいずれかが解除の申出を行わない限り、1年間ずつ更新するものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議の上決定するものとする。

本協定締結の証しとして、本協定書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成24年4月1日

戸田市上戸田1丁目18番1号

甲 戸田市  
戸田市長

さいたま市大宮区上小町535番地

乙 三ツ和総合建設業協同組合  
代表理事

## 災害時要援護者の支援に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と 町会・自治会（以下「乙」という。）とは、災害時要援護者の支援に関し必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲と乙との協働により、災害時に援護を要する者（以下「災害時要援護者」という。）への支援活動を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

## （個別計画の作成及び提供）

第2条 甲は、災害時要援護者避難支援計画（以下「個別計画」という。）を作成し、乙にこれを提供するとともに必要な支援を行う。

2 個別計画に登載する者は、別表第1のいずれかに該当する者（施設入所者等を除く。）で、かつ、乙が行う次条に掲げる活動の対象者となること及び個別計画への登載と当該個別計画の乙への提供に同意した者とする。ただし、 町会・自治会の区域に居住する者に限る。

3 個別計画に登載する情報は、別表第1のとおりとする。

## （災害時要援護者支援）

第3条 乙は、個別計画に登載された災害時要援護者に対し、平常時は訪問等により防災関連情報の提供等を行い、別表第2の災害時には避難の情報提供や誘導、安否確認などの支援を実施可能な範囲において行う。ただし、災害時においては、支援を行う者が自己及びその家族の安全を確保した上で行うものとする。

2 前項に規定する支援を行うに当たっては、必要に応じ、民生委員・児童委員との連携を図るよう努めるものとする。

## （個別計画の管理等）

第4条 乙は、甲から提供された個別計画を管理・使用するに当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 個別計画の紛失、破損、改ざんその他の事故を防止すること。
- (2) 個別計画に関する個人情報の漏えいを防止すること。
- (3) 個別計画に登載されている個人情報を災害時要援護者支援以外の目的に使用しないこと。
- (4) 個別計画を複写しないこと。
- (5) 個別計画を保管・管理する者として個別計画管理責任者（以下「管理責任者」という。）を定め、その者の関与の下に乙の内部において個別計画を管理すること。
- (6) 管理責任者の住所、氏名等を戸田市災害時要援護者避難支援計画管理責任者届（第1号様式）により市に届け出ること。なお、管理責任者に変更があった場合及び管理責任者の住所、氏名等に変更があった場合も同様とする。
- (7) 個別計画の情報を第三者に提供しないこと。

(個別計画掲載者の削除)

第5条 個別計画に掲載されている者が、その掲載を辞退した場合には、甲は速やかに乙にその旨を連絡しなければならない。

2 前項の場合においては、乙は速やかに、個別計画からその者の情報を削除しなければならない。

(個別計画の返還)

第6条 乙は、個別計画の更新時、その他甲から個別計画の返還を求められた場合は、速やかに個別計画を甲に返還しなければならない。

(その他)

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年9月3日

戸田市上戸田1丁目18番1号  
甲 戸田市  
戸田市長

戸田市  
乙 町会・自治会  
会長

## 別表第1(第2条関係)

### 1 個別計画に登載する者

- ア 75歳以上のひとり暮らし高齢者又は75歳以上のみの高齢者世帯の世帯員である者(その者の近隣に、常時その者の様子を知り得る親族がいる者を除く。)
- イ 要介護度5又は4の認定を受けている者
- ウ 身体障害者手帳の交付を受けている者で当該手帳に身体障害者手帳1級又は2級と記載されている者
- エ 療育手帳の交付を受けている者で当該手帳に障害の程度が、 、A又はBと記載されている者
- オ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該手帳に障害の程度が1級又は2級と記載されている者
- カ 高齢者福祉サービスのうち、「食事」、「訪問理美容」、「移送」、「緊急時連絡システム」のいずれかのサービスを利用している者
- キ 障害者サービスのうち、「食事」、「緊急時連絡システム」のいずれかのサービスを利用している者
- ク その他避難支援が必要と認められる方

### 2 個別計画に登載する情報

- ア 氏名、住所、生年月日(年齢)、電話番号、同居家族の有無
- イ 障害の程度(身体障害者手帳、療育手帳、精神保健手帳)
- ウ 高齢者サービス利用状況
- エ 要介護状況(要介護状況区分)
- オ 避難支援者情報(避難支援者氏名、住所、電話番号、要援護者との関係)
- カ 地区担当民生委員情報(民生委員氏名、住所、電話番号)
- キ 町会・自治会名

別表第 2 ( 第 3 条関係 )

- 1 大規模災害が発生し又は発生するおそれがあり、市から避難準備情報の提供、避難勧告及び避難指示がなされたとき。
- 2 震度 6 弱以上の地震が発生したとき。
- 3 上記 1 及び 2 以外の場合で、震災による建物の倒壊や火災の発生、大規模水害などにより、避難の必要性が認められるとき。

## 災害時におけるし尿の汲み取り及び運搬に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と戸田環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時におけるし尿の汲み取り及び運搬（以下「業務等」という。）に関して次のとおり協定を締結する。

### （趣 旨）

第1条 この協定は、戸田市において発生した震災、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要事項を定めるものとする。

### （要 請）

第2条 甲は、戸田市内に災害が発生し、緊急に業務等が必要であると認められるときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 甲は、乙に対し業務等を要請する場合は、災害時し尿汲み取り等協力要請（様式第1号）により乙に対して、次の事項を明らかにして協力要請するものとする。

ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日要請書を提出するものとする。

（1）業務の内容及び期間

（2）汲み取りの必要な場所及び施設

（3）汲み取ったし尿の搬出先

（4）その他必要な事項

3 乙は、前項の規定による甲からの要請を受けた時は、必要な人員、車両等を調達し、可能な限り業務等を実施するものとする。

### （業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請に協力する場合は、業務等を要請された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、業務等を行うこととする。

2 甲は、乙の業務等が円滑に行われるように必要な措置を講ずることとする。

3 乙は、業務等の実施に当たり、周囲の生活環境に十分配慮することとする。

4 乙は、業務等が終了したときは、速やかにその実施状況について災害時し尿汲み取り等実施状況報告書（様式第2号）により甲に報告する。

### （費用の負担）

第4条 この協定により、甲の要請に基づき、乙が業務等を実施した場合掲げる経費は甲の負担とする。

2 前項の経費は、災害発生直前におけるし尿等の汲み取り運搬に係る適正価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

### （請求及び支払）

第5条 乙は、前条の規定により、業務等の費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、その日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後、速やかに支払うものとする。

( 損害補償 )

第6条 第3条の規定により、業務等に従事したものが、死亡、負傷、もしくは疾病にかかり、又は負傷、疾病による死亡、もしくは障害者となった場合で、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用を受けない者については、埼玉県市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和28年埼玉県市町村消防災害補償組合条例第2号)の基準に従いこれを保障するものとする。

( 有効期間 )

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定期間終了の日の3か月前までに、甲又は乙のいずれから書面による解約の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降、この例によるものとする。

( 協 議 )

第8条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年12月14日

甲 戸田市上戸田1丁目18番1号  
戸田市  
戸田市長

乙 戸田市大字美女木1035番1号  
戸田環境整備事業協同組合  
理事長



## 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人戸田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害ボランティアセンターの設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における効果的なボランティア活動を推進するため、戸田市地域防災計画にもとづき、災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（センターの設置等）

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙はセンターを設置するものとする。

- (1) 甲がセンターの設置の必要があると判断し、乙に要請したとき
- (2) 乙がセンターの設置の必要があると判断したとき

2 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上決定するものとする。

（設置の要請等）

第4条 甲は、前条第1項第1号の規定により乙にセンターの設置を要請するときは、日時、場所その他センターの設置に関し必要な事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合には、口頭、電話等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

2 乙は、前項の規定によりセンターを設置したとき、又は前条第1項第2号の規定によりセンターを設置したときは、文書をもって甲に報告するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合には、口頭、電話等により報告し、後日文書をもって処理するものとする。

（センターの設置場所）

第5条 センターの設置場所は、戸田市ボランティア・市民活動支援センター（戸田市上戸田1丁目18番1号、市役所敷地内）とする。ただし、災害等の状況により、当該箇所での設置が困難な場合は、甲乙協議の上これに代わる設置場所を確保するものとする。

2 甲は、著しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つ現地ボランティアセンターを設置する必要があると乙が認めるときは、乙の要請により、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第6条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、市内外からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターその他各種団体等の協力の下に運営を行うものとする。

（協力の要請）

第7条 乙は、単独ではセンターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（連携及び協力）

第8条 甲及び乙は、相互に連携・協力しながらセンターの設置、運営等に関して、必要な業務を実施するものとする。

（センターの業務）

第9条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
  - (2) 災害ボランティアの受け入れ
  - (3) 災害ボランティアニーズの把握と需給調整（コーディネート）
  - (4) 災害ボランティア活動の安全管理
  - (5) 災害ボランティア活動に必要な物品等の調達、管理
  - (6) 戸田市災害対策本部等との連絡調整及び情報の共有化
  - (7) その他センターの活動に必要な業務
- （資機材等の確保）

第10条 甲及び乙は、相互に協力して災害時におけるボランティア活動に必要な資機材等を確保するものとする。

（費用負担）

第11条 センターの拠点設置費用等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営する災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。

3 乙は、前2項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

（請求及び支払）

第12条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

3 支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき5年間保管するものとする。

（損害補償）

第13条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害の補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

2 前項のボランティア保険の加入にかかる費用については、ボランティアの自己負担とする。

（報告）

第14条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（平常時における体制整備）

第15条 乙は、平常時から、第9条各号に規定する業務について備えるとともに、関係機関及び関係団体との間にネットワークを整備しておくものとする。

2 甲は、前項に定める乙の活動に関し、必要な範囲で支援を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成に努めるものとする。

（個人情報の取扱い）

第 16 条 乙は、この協定にもとづき設置するセンターの運営に関して発生する個人情報の取扱いについては、社会福祉法人戸田市社会福祉協議会個人情報保護規程（平成 14 年規程第 21 号）にもとづき、適切に管理するものとする。

（協議）

第 17 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

（有効期間）

第 18 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、当該期間の満了の日の 3 か月前までに、甲又は乙から書面による協定の解除等の申出がないときは、1 年間延期されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が押印の上、各自がその 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 1 1 月 1 日

埼玉県戸田市上戸田 1 丁目 1 8 番 1 号

甲 戸 田 市  
戸 田 市 長

埼玉県戸田市大字上戸田 5 番地の 6

乙 社会福祉法人 戸田市社会福祉協議会  
会 長

## A E D (自動体外式除細動器) による応急処置に関する協定書

### (趣 旨)

第1条 戸田市(以下「甲」という。)と戸田環境整備事業協同組合(以下「乙」という。)は、安全で安心して暮らせるまちづくりの一環としてA E D(自動体外式除細動器)(以下「A E D」という。)による応急処置を推進していくため、次のとおり協定を締結する。

### (協 力)

第2条 市内でA E Dを必要としている傷病者が発生している場所に、乙の所有するA E D積載車両が通りかかった場合は、積極的に応急処置に協力する。

2 乙は、A E D積載車両に努めて救命講習等の修了者を乗務させる。

3 甲は、乙の従業員に対するA E Dの取扱訓練及び救命講習の開催に協力する。

### (費用の負担)

第3条 乙の所有する車両へのA E Dの設置、維持、管理及び応急処置のために、車載のA E Dを使用した場合に要した費用は、乙が負担する。

### (期 間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれからも協定解消の申し出がない限り同一の内容をもって更に1年間継続するものとし、以後この例による。

2 前項の解消は、有効期間満了の1箇月前までに相手方に申し出るものとする。

### (協 議)

第5条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成21年7月1日

甲 戸田市上戸田1丁目18番1号  
戸田市  
戸田市長

乙 戸田市大字美女木1035番地の1  
戸田環境整備事業協同組合  
理事長

## 災害時における医療救護活動に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と、社団法人蕨戸田市医師会（以下「乙」という。）は、戸田市内に地震、台風その他の災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）における医療救護活動について、次の条項のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、戸田市地域防災計画に基づき、災害時に甲は乙の協力を得て傷病者に対して医療救護活動を行うことを目的とする。

（医療救護チームの派遣）

第2条 甲は、災害時に救護活動の必要が生じた場合、乙に対し医療救護チームの派遣を要請することができる。

（医療救護チームの業務）

第3条 医療救護チームの業務は次のとおりとする。

- （1） 傷病者に対する応急処置
- （2） トリアージ
- （3） 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定
- （4） 死亡の確認

（医療救護チームの輸送）

第4条 医療救護チームの輸送は、原則甲が行うものとする。

（救護所の設置）

第5条 甲は、災害の規模により必要と認めるときは、避難所等における安全な場所に救護所を設置する。

2 甲が、必要と認めるときは、随時、救護所を増設する。

（災害時医療救護マネジメントセンターの設置）

第6条 甲は、救護活動を円滑に進めるため、災害対策本部の傍に災害時医療救護マネジメントセンター（以下「マネジメントセンター」という。）を設置する。

2 乙は、マネジメントセンターへ医師を派遣することとする。

3 マネジメントセンターは、災害対策本部と救護所との連携を図ることとする。

（医薬品等の備蓄及び輸送）

第7条 医療救護チームは、甲が用意する医薬品等を使用するものとする。

2 医薬品等の輸送は、原則甲が行う。

3 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（医療費の負担）

第8条 救護所における医療費は無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、患者負担とする。

(費用弁償等)

第9条 第2条の規定に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担する。

- (1) 医療救護チームの派遣に係る経費
- (2) 医療救護チームが携行した医薬品等に係る経費
- (3) 後方医療施設において医療救護活動により生じた施設、設備の損傷に係る経費
- (4) 医療救護チームの医師、看護師及び、その関係者(事務職等)が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用弁償等の額については、別に定める。

3 第1項第4号に規定する扶助費については、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)の定めるところによる。

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(細則)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙が協議のうえ定める。

(協定の効力)

第13条 この協定は、協定締結の日からその効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年1月20日

戸田市上戸田1丁目18番1号

甲 戸田市  
市長

戸田市大字新曽1295番地の3

乙 社団法人 蕨戸田市医師会  
会長

## 災害時における応急医薬品供給等の協力に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と、一般社団法人戸田市薬剤師会（以下「乙」という。）は、戸田市内に地震、台風その他の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）における医薬品等の供給について、次の条項のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時に医薬品等の供給、調剤、服薬指導、及び医薬品管理その他の医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請をするときは、事務の内容、その他必要な事項を乙に通知するものとする。

（協力の実施）

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、速やかに協力するものとする。

（経費の負担）

第3条 甲は、乙から協力をを受けたときは、その経費を負担するものとする。

（供給価格）

第4条 医薬品の供給価格は、災害及び緊急時直前における価格を基準として、供給時に、甲乙協議のうえ定める。

（要請の手続き）

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（報告の要請）

第6条 甲は、災害及び緊急時に供給できる医薬品等の数量について、本協定後必要がある都度、乙に対して報告を求めることができる。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は、疑義が生じた事項については、甲、乙が協議のうえ定める。

（協定の効力）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年7月28日

戸田市上戸田1丁目18番1号

甲 戸田市  
戸田市長

戸田市下前1丁目9番25号

乙 一般社団法人戸田市薬剤師会  
会 長

## 災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と公益社団法人埼玉県接骨師会（以下「乙」という。）とは、戸田市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、傷病者の応急処置活動に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、戸田市において災害が発生した場合、甲が乙の協力を得て傷病者に対しての応急処置活動について必要な事項を定めることを目的とする。

## （協力要請）

第2条 甲は、戸田市において災害が発生し、応急処置活動の必要性が生じた場合、乙に対して公益社団法人埼玉県接骨師会浦和支部を中心とした柔道整復師、また、それが不可能な場合は所属する柔道整復師の派遣を要請するものとする。

## （協力内容）

第3条 乙は、甲の前条に基づく要請があった場合は、戸田市地域防災計画に定められた救護所において、戸田市地域防災計画における医療救護チームと連携を保ち柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定に基づく業務を行うものとする。

## （指揮命令）

第4条 乙の協定に係わる指揮命令及び連絡調整については、甲の指定する者が行い、応急手当に係わる必要な指示については、医療救護チームの医師が行うものとする。

## （衛生材料等の確保）

第5条 乙が使用する衛生材料等は、乙が携行するもののほか、原則として甲が確保するものとする。

## （応急処置費）

第6条 救護所における応急処置費は、無料とする。

2 搬送先の接骨院等における応急処置費は、患者負担とする。

## （費用弁償等）

第7条 第2条の規定に基づき、乙が応急処置活動等を実施した場合に要する衛生材料等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用弁償等の額については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

## （災害補償）

第8条 応急処置活動実施中に従事者の責めに帰することができない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときは、傷害保険に加入した従事者が補償する。

ただし、埼玉縣市町村総合事務組合同規約（平成18年7月14日指令市第745号）が適用される場合は、当該規約に基づき補償するものとする。

## （協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。



この協定の成立を証するため、本協議書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年8月20日

戸田市上戸田1丁目18番1号  
甲 戸田市  
戸田市長

さいたま市北区宮原町1丁目166番地6  
乙 公益社団法人 埼玉県接骨師会  
会 長

## 災害時における歯科医療救護活動に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と、一般社団法人蕨戸田歯科医師会（以下「乙」という。）は、戸田市内に地震、台風その他の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）における歯科医療救護活動について、次の条項のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、戸田市地域防災計画に基づき、災害時に甲は乙の協力を得て被災者に対して歯科医療救護活動を行うことを目的とする。

（歯科医療救護チームの派遣）

第2条 甲は、災害時に救護活動の必要が生じた場合、乙に対し歯科医療救護チームの派遣を要請することができる。

（歯科医療救護チームの業務）

第3条 歯科医療救護チームの業務は次のとおりとする。

- （1）被災者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供
- （2）被災者の後方医療機関への搬送の要否
- （3）被災者に対する口腔ケア活動
- （4）検視・検案に際しての法歯学上の身元確認等の協力
- （5）その他歯科医療救護に関する必要な措置

（歯科医療救護チームの輸送）

第4条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護チームの輸送について必要な措置をとるものとする。

（使用する医薬品等）

第5条 歯科医療救護チームが使用する医薬品等は、当該歯科医療救護チームが携行するもののほか、必要に応じて甲が用意するものとする。

（医療費の負担）

第6条 第3条の業務に関わる医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、患者負担とする。

（費用弁償等）

第7条 第2条の規定に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担する。

- （1）歯科医療救護チームの派遣に係る経費
- （2）歯科医療救護チームが携行した医薬品等に係る経費
- （3）歯科医療救護チームの歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士及び、その関係者（事務職等）が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- （4）前3号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める経費の額については、埼玉県と一般社団法人埼玉県歯科医師会が平成26年4月21日付で締結した災害時の歯科医療救護に関する協定実施細則に準ずる。

（訓練）

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙が協議のうえ定める。

(協定の効力)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年5月25日

埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

甲 戸田市

戸田市長

埼玉県戸田市上戸田3丁目3番4号

乙 一般社団法人蕨戸田歯科医師会

会 長

## 災害時における動物救護活動に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と、公益社団法人埼玉県獣医師会南支部（以下「乙」という。）は、大規模な地震、洪水及びその他の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）における動物救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、戸田市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における動物救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第2条 動物救護活動の対象となる動物（以下「対象動物」という。）は、一般家庭で飼育され、又は飼い主が不明な犬、猫及びその他小動物等とする。

（協力要請等）

第3条 甲は、災害時に、動物救護活動を実施する必要がある場合は、文書により乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、事後に遅滞なく文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合は、動物救護活動を行うものとする。ただし、やむを得ない事由のある場合はこの限りではない。

3 乙は、緊急を要すると判断した場合は、甲の要請の有無にかかわらず、動物救護活動を行うことができる。

4 乙は、前項の規定により、動物救護活動を行った場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（活動場所）

第4条 動物救護活動は、甲が指定する避難所又は災害現場等に設置する対象動物の飼育スペース若しくは乙の会員が保有する施設において実施するものとする。

（動物救護活動）

第5条 乙の行う動物救護活動の内容は、次のとおりとする。

（1）負傷した対象動物への応急手当

（2）被災した対象動物の保護及び管理

（3）被災した対象動物の飼い主に対する支援及び指導

（4）避難所等における飼育スペース設置の協力

（5）被災した対象動物に係る総合窓口設置の協力

（6）被災した対象動物の後方獣医療施設への転送の要否及び順位の決定

（7）対象動物の死亡確認

（8）飼い主が不明な対象動物の個体識別補助

（9）甲が行う動物救護活動に対する指導及び公衆衛生活動

（10）被災した動物に関する情報の収集及び提供

（11）医薬品、ペットフード、ケージ等の動物救護活動に必要な物資等の確保

（活動の終了）

第6条 乙は、動物救護活動の必要がなくなったと判断したときには、甲と協議して動物救護活動を終了するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、乙が実施した動物救護活動に要した経費のうち、次に掲げるものを負担するものとする。

- (1) 動物救護活動に伴う、獣医師・獣医療関係者の派遣等に要する経費
  - (2) 動物救護活動に使用した、動物用医薬品、ペットフード、ケージ等の実費
- 2 前項の規定による負担額については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(平常時の対応)

第8条 甲及び乙は、平常時から、災害時の対応について飼い主に対し啓発等を行うほか、災害が発生した場合は、円滑な動物救護活動を実施することができるよう連絡を密にするものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及び指示等を行う連絡責任者及び事務担当者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

(個人情報等の保護)

第10条 甲及び乙は、本協定により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。

(訓練の参加)

第11条 乙は、甲が実施する訓練に参加するよう努める。なお、乙の訓練参加に係る経費は乙の負担とする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から翌年の3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対してこの協定を更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、この協定の有効期間を同一の条件で更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び協定の解釈について疑義が生じた時は、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年11月9日

埼玉県戸田市上戸田一丁目18番1号

甲 戸田市  
戸田市長

埼玉県朝霞市東弁財3丁目16-13

乙 公益社団法人埼玉県獣医師会南支部  
支部長

## 災害時における避難に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、戸田競艇組合(以下「甲」という。)が管理する施設を、災害発生時に戸田市(以下「乙」という。)が住民の緊急的避難地として使用できること、また、緊急一時避難所及び避難場所の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (避難地)

第2条 乙が甲の管理する戸田競艇場の施設を緊急一時避難所として使用する区域(以下「避難所」という。)及び、駐車場をはじめとした避難場所として使用する区域(以下「避難場所」という。)は、甲の指定する場所とする。

### (平常時の運営)

第3条 平常時の運営等については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 避難所及び避難場所の維持管理は、甲が行うものとする。
- (2) 甲及び乙は、毎年1回以上現地において双方立ち会いのもと、避難所及び避難場所の状況等を確認するものとする。
- (3) 甲及び乙は、互いに災害発生時の連絡先を確認するものとする。また、災害発生時の連絡先を変更した場合は、速やかに連絡するものとする。

### (災害時の運営)

第4条 甲及び乙は、それぞれ協力して避難所及び避難場所を有効に活用し、防災関係機関との協力体制のもと、被害の軽減化を図るものとする。

### (訓練等)

第6条 甲は、乙が防災訓練等のため避難所及び避難場所の使用を申し入れたときは、協力するものとする。

### (経費負担)

第7条 避難所及び避難場所の維持管理、関連消耗品の補充等にかかる経費は甲が負担する。ただし、乙が使用した場合における消耗品の補充等や乙の過失により破損した防災施設の修繕等に係る経費は乙が負担する。

### (新たな区域の設置等)

第8条 甲が新たに使用する区域を設置する場合、あるいは使用する区域を変更する場合は、甲乙協議を行うものとする。

### (協定の有効期間及び更新)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも特段の申し出がない限り、本協定は毎年更新されるものとする。

### (その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成21年11月5日

戸田市戸田公園8番22号

甲 戸田競艇組合  
事務局長

戸田市上戸田1-18-1

乙 戸 田 市  
戸田市長

## 災害時の一時避難場所の提供に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と三井不動産株式会社（以下「乙」という。）は、つぎのとおり協定を締結する。

### （趣 旨）

第1条 本協定は、戸田市域に地震、風水害等による大規模災害が発生した時の一時避難場所の提供について必要な事項を定めるものとする

### （協力内容）

第2条 甲は、乙のララガーデン川口立体駐車場を一時避難場所として提供することについて、乙に協力を要請することができ、乙はこの要請に対し可能な限り協力するものとする。

### （支援要請の手引き）

第3条 前条の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

### （連絡責任者）

第4条 一時避難場所の提供に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。但し、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

### （災害補償）

第5条 第2条の規定により従事した者が、当該業務により死亡、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は当該業務による負傷もしくは疾病により死亡、もしくは障害者となった場合で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50条）の適用の受けない者については、埼玉県市町村消防団員等公務災害補償条例の基準に従いこれを保障するものとする。

### （履行義務の免除）

第6条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

### （有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成23年5月9日から平成24年3月31日迄とする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

### （協議事項）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。



平成23年5月9日

甲 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号  
埼玉県戸田市  
戸田市長

乙 東京都中央区日本橋室町3-1-20  
三井不動産株式会社  
商業施設本部  
商業施設運営事業部長

## 災害時の一時避難場所の提供に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、戸田市域に地震、風水害等による大規模災害が発生した時の一時避難場所の提供について必要な事項を定めるものとする。

### （協力内容）

第2条 甲は、乙の日本下水道事業団研修センターを一時避難場所として提供することについて、乙に協力を要請することができ、乙はこの要請に対し可能な限り協力するものとする。

### （支援要請の手引き）

第3条 前条の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

### （連絡責任者）

第4条 一時避難場所の提供に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

### （災害補償）

第5条 第2条の規定により従事した者が、当該業務により死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該業務による負傷若しくは疾病により死亡、若しくは障害者となった場合で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50条）の適用の受けない者については、埼玉県市町村消防団員等公務災害補償条例の基準に従いこれを保障するものとする。

### （費用負担）

第6条 甲の要請に基づき乙が提供する施設の費用の負担については、甲乙がその都度協議して決定する。

2 第1条に規定する協力の実施により、乙が提供した施設にかかる代金以外の運送料その他経費については、甲が負担するものとする。

### （履行业務の免除）

第7条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行业務の一部又は全部を免除することができるものとする。

### （有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、締結した日から1年とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手側に協定を延長しない旨の申し出を行わない場合は、この協定は更に1年間延長するものとし、以後の期間についても同様とする。

### （協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年4月1日

甲 戸田市上戸田1丁目18番1号  
戸田市  
戸田市長

乙 戸田市下笹目5141  
日本下水道事業団研修センター  
所 長

## 地震災害時における帰宅困難者対応に関する協定書

埼玉県戸田市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社大宮支社（以下「乙」という。）とは、地震災害時における帰宅困難者対応に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合における、帰宅困難者対応に関する甲乙相互の協力について必要な事項を定めることを目的とする。

2 本協定が適用される乙の駅の範囲は、戸田公園駅、戸田駅、北戸田駅とする。

## （災害の範囲）

第2条 本協定において「地震災害」とは、大規模地震災害特別措置法（昭和53年法律第73号）に規定する被害をいう。また、「帰宅困難者」とは、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合に、自宅が遠距離にあること等により帰宅することができない人をいう。

## （安全の確保）

第3条 甲及び乙は、人命を守るために安全を最優先に行動することとする。

## （避難誘導）

第4条 甲及び乙は、地震災害が発生した際に、以下のとおり対応することを定める。

(1) 乙は、地震災害時に乙が必要と認めるときは、甲が指定する一時滞在施設及び避難所（以下「一時滞在施設等」という。）に帰宅困難者を案内することができる。乙は、一時滞在施設等への案内を行うにあたり、経路を示す地図の配布や駅頭での掲示等、必要な情報提供を行うこととする。また、乙は、駅構内の安全確認を行うこととする。

(2) 乙は、前号の安全確認の結果、駅を一時滞在场所として提供できると乙が判断した場合は、駅施設の構造上可能な範囲で帰宅困難者の一定数を受け入れるものとする。また、駅で受け入れることができない帰宅困難者については、一時滞在施設等の開設準備が整い次第、案内を行うことができる。

2 甲及び乙は、一時滞在施設等への誘導のために人員が必要な場合、相互に協力して必要な人員を提供することとする。

## （情報共有）

第5条 甲及び乙は、地震災害により帰宅困難者が発生し又はその恐れがあると判断したときは、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有を図るよう努めるものとする。

2 甲は、乙から帰宅困難者の発生連絡を受けた場合は、警察及び消防等との情報の共有を図るよう努めるものとする。

3 乙は、運行状況等、その他必要な情報を甲に提供するものとする。

4 甲は、一時滞在施設等の開設状況等、その他必要な情報を提供するものとする。

5 甲及び乙は、乙が運行する交通の途絶が一部解消されるまで、随時、相互に連絡を行うものとする。

(トイレ、公衆電話の提供)

第6条 乙は、安全を確保したうえで、可能な限り、帰宅困難者が駅のトイレ及び公衆電話を使用できるように努めるものとする。

(平常時からの備え)

第7条 甲及び乙は、地震災害の発生に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度、相手方に連絡するものとする。

3 甲は、一時滞在施設等を変更した場合は、乙に通知することとする。

4 甲及び乙は、地震災害時に円滑な連携が図れるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙は甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

(協議)

第8条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(協定の解除)

第9条 本協定を甲又は乙の一方の都合により解除する場合は、その3か月前までに相手方に予告通知をしたうえで、甲乙協議のうえ解除するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が書面で本協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年5月1日

甲 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号  
戸田市  
市長

乙 埼玉県さいたま市大宮区錦町434番地4  
東日本旅客鉄道株式会社大宮支社  
執行役員大宮支社長

## 災害時の一時避難場所の提供に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と北戸田ファーストゲートタワー管理組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （趣 旨）

第1条 本協定は、戸田市域に地震、風水害等による大規模災害が発生し、道路や公共交通機関の機能不全のため帰宅が困難となった地域外からの通勤通学者及び避難者（以下、「帰宅困難者等」という。）に対し、乙の施設を一時避難場所として提供することについての必要な事項を定めるものとする。

### （協力内容）

第2条 甲は、帰宅困難者等に対し、乙のコミュニティスクエア（集会室） キッズスクエア、ライブラリーラウンジ及び集会室廊下（別添図面参照）を一時避難場所として開放し、トイレ、水道水及び毛布（コミュニティスクエアの倉庫に保管）を提供することについて、乙に協力を要請することができ、乙はこの要請に対し、協力するものとする。

### （支援要請）

第3条 前条の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

### （連絡責任者）

第4条 一時避難場所の提供に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

### （開設期間）

第5条 一時避難所の開設期間は、第3条の支援要請があった日から3日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙双方で協議の上、開設期間を延長することができるものとする。

### （災害補償）

第6条 第2条の規定により従事した者が、負傷し、若しくは、疾病にかかり、又は負傷若しくは、疾病により死亡、若しくは障害者となった場合で、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用の受けない者は、埼玉縣市町村消防団員等公務災害補償条例の基準に従い補償するものとする。

### （履行義務の免除）

第7条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から北戸田駅東1街区市街地再開発事業による施設建築物が存在するまでとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年8月21日

甲 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号  
埼玉県戸田市  
戸田市長

乙 埼玉県戸田市新曽2220番地1  
北戸田ファーストゲートタワー管理組合  
理事長

## 災害時の要配慮者等の受入に関する協定書

戸田市（以下、「甲」という。）と社会福祉法人戸田わかき会（以下、「乙」という。）は、障害者等であって、避難所生活に支障をきたす災害時要援護者（以下、「要配慮者等」という。）を乙の運営する「わかき」（以下、「福祉施設」という。）への受入について、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、戸田市域における地震、風水害等による災害発生時（別表第1の災害発生時）に、福祉施設で要配慮者等を受け入れることについて、必要な事項を定めるものとする。

## （要配慮者等の受け入れ等）

第2条 甲は、通常の避難所生活に支障をきたすと判断した要配慮者等の受入を乙に要請し、乙は可能な限りこれを受け入れるものとする。

## （支援要請）

第3条 前条の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

## （連絡責任者）

第4条 要配慮者等の受入に関する事項の伝達を円滑に行うために、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

## （開設期間）

第5条 この協定における福祉施設での受入期間は、災害発生時から甲の市指定避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情がある場合は、甲乙双方協議の上、受入期間を延長することができるものとする。

## （管理運営）

第6条 乙は、福祉施設に受け入れた要配慮者等に対し、次に掲げる対応に努めるものとする。

- (1) 要配慮者等の避難生活の支援及び要配慮者等からの相談等に応じる支援員等の配置
- (2) 要配慮者等の身体状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 要配慮者等の受入及び避難生活の支援等に係る実績報告（別記様式）及び費用に係る毎月の請求（次条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付するものとする。）

## （費用等）

第7条 甲は、乙に対し、前条に掲げる業務に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1) 支援員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 要配慮者等に要する食費
- (3) その他、乙が直接支払を行ったものに要した費用



(協力体制)

第8条 乙は、要配慮者等の支援員等に不足が生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、支援員等の確保に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙並びに支援員等は、本協定に関する業務により知り得た要配慮者等又はその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲及び乙いずれからも何らの申出がないときは、当該有効期間満了の日から更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びその他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲乙双方が誠意を持って協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年11月10日

埼玉県戸田市上戸田一丁目18番1号

(甲) 埼玉県戸田市  
戸田市長

埼玉県戸田市大字新曽1522番地1

(乙) 社会福祉法人戸田わかさ会  
理事長

別表第 1 ( 第 1 条関係 )

- 1 大規模災害が発生し又は発生するおそれがあり、市から避難準備情報の提供、避難勧告及び避難指示がなされたとき。
- 2 震度 6 弱以上の地震が発生した時。
- 3 上記 1 及び 2 以外の場合で、震災による建物の倒壊や火災の発生、大規模水害等により、避難の必要性が認められるとき。

## 災害時の一時避難場所の提供に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

### (趣 旨)

第1条 本協定は、戸田市域に地震、風水害等による大規模災害が発生した時の一時避難場所の提供について必要な事項を定めるものとする。

### (協力内容)

第2条 甲は、乙の立体駐車場施設を緊急車両等の一時避難場所として提供することについて、乙に協力を要請することができ、乙はこの要請に対し可能な限り協力するものとする。

### (支援要請の手続き)

第3条 前条の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

### (連絡責任者)

第4条 一時避難場所の提供に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。但し、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

### (災害補償)

第5条 第2条の規定により従事した者が、当該業務により死亡、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は当該業務による負傷もしくは疾病により死亡、もしくは障害者となった場合で、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50条)の適用の受けない者については、埼玉県市町村消防団員等公務災害補償条例の基準に従いこれを保障するものとする。

### (履行義務の免除)

第6条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

### (有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結日から平成27年3月31日迄とする。

ただし、この期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

### (協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 2 6 年 1 月 2 8 日

甲 埼玉県戸田市上戸田 1 丁目 18 番 1 号  
埼玉県戸田市  
戸田市長

乙 埼玉県戸田市川岸 1 丁目 1 番 29 号  
ヤマト運輸株式会社北東京主管支店  
支店長

## 災害時の要配慮者等の受入に関する協定書

戸田市（以下、「甲」という。）と社会福祉法人戸田市社会福祉事業団（以下、「乙」という。）は、高齢者又は障害者であって、避難所生活に支障をきたす災害時要配慮者（以下、「要配慮者等」という。）を乙の運営する「戸田市立健康福祉の杜及びにじの杜」（以下、「福祉施設」という。）への受入について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、戸田市域における地震、風水害等による災害発生時（別表第1の災害発生時）に、福祉施設で要配慮者等を受け入れることについて、必要な事項を定めるものとする。

（要配慮者等の受入れ等）

第2条 甲は、通常の避難所生活に支障をきたすと判断した要配慮者等の受入を乙に要請し、乙は可能な限りこれを受け入れるものとする。

（支援要請）

第3条 前条の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者等）

第4条 要配慮者等の受入に関する事項の伝達を円滑に行うために、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（開設期間）

第5条 この協定における福祉施設での受入期間は、災害発生時から甲の市指定避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情がある場合は、甲乙双方協議の上、受入期間を延長することができるものとする。

（管理運営）

第6条 乙は、福祉施設に受け入れた要配慮者等に対し、次に掲げる対応に努めるものとする。

（1）要配慮者等の避難生活の支援及び要配慮者等からの相談等に応じる介護者等の配置

（2）要配慮者等の身体状況の応急対応できる体制の確保

（3）要配慮者等の受入及び避難生活の支援等に係る実績報告（別記様式）及び費用に係る毎月の請求（次条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付するものとする。）

（費用等）

第7条 甲は、乙に対し、前条に掲げる業務に要した費用であって、次に掲げるものについて支払いをするものとする。

（1）介護者等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

（2）要配慮者等に要する食費

（3）その他、乙が直接支払を行ったものに要した費用

（協力体制）

第8条 乙は、要配慮者等の介護者等に不足が生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、介護者等の確保に努めるものとする。

( 個人情報保護 )

第 9 条 甲及び乙並びに介護者等は、本協定に関する業務により知り得た要配慮者等又はその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

( 有効期間 )

第 10 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年とする。ただし、有効期間満了の日の 1 箇月前までに、甲及び乙いずれからも何らの申出がないときは、当該有効期間満了の日から更に 1 年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

( 協定の解除 )

第 11 条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

( 疑義の解決 )

第 12 条 この協定に定めのない事項及びその他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲乙双方が誠意を持って協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 28 年 1 月 13 日

埼玉県戸田市上戸田一丁目 18 番 1 号

( 甲 ) 埼玉県戸田市  
戸田市長

埼玉県戸田市大字上戸田 5 番地の 7

( 乙 ) 社会福祉法人戸田市社会福祉事業団  
理事長

別表第 1 ( 第 1 条関係 )

- 1 大規模災害が発生し又は発生するおそれがあり、市から避難準備情報の提供、避難勧告及び避難指示がなされたとき。
- 2 震度 6 弱以上の地震が発生したとき。
- 3 上記 1 及び 2 以外の場合で、震災による建物の倒壊や火災の発生、大規模水害等により、避難の必要性が認められるとき。



## 災害時の一時避難場所の提供に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）とJA全農青果センター株式会社東京センター（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

### （趣 旨）

第1条 本協定は、戸田市域に地震、風水害等による大規模災害が発生したときの一時避難場所の提供について必要な事項を定めるものとする。

### （協力内容）

第2条 甲は、乙の立体駐車場施設を緊急車両等の一時避難場所として提供することについて、乙に協力を要請することができ、乙はこの要請に対し可能な限り協力するものとする。

### （支援要請の手続き）

第3条 前条の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

### （連絡責任者）

第4条 一時避難場所の提供に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。但し、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

### （災害補償）

第5条 第2条の規定により従事した者が、当該業務により死亡、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は当該業務による負傷もしくは疾病により死亡、もしくは障害者となった場合で、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50条)の適用の受けない者については、埼玉県市町村消防団員等公務災害補償条例の基準に従いこれを保障するものとする。

### （履行義務の免除）

第6条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

### （有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結日から平成29年3月31日までとする。但し、この期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

### （協議事項）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。



この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 28 年 3 月 1 日

甲 埼玉県戸田市上戸田 1 丁目 18 番 1 号  
戸田市  
戸田市長

乙 埼玉県戸田市大字美女木 1141 番地  
J A 全農青果センター株式会社東京センター  
常務取締役場長

## 災害時の物資の供給及び一時避難場所の提供に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）とロイヤルホームセンター株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （趣 旨）

第1条 本協定は、戸田市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定める災害が発生した場合において、物資の供給及び一時避難場所の提供について必要な事項を定めるものとする。

### （協力内容）

第2条 甲は、乙に対し次の事項について協力を要請することができ、乙はこの要請に対し可能な限り協力するものとする。

- （1） 乙は、乙の店舗及び乙の関係機関において保有する生活必需品物資等を供給すること。
- （2） 乙は、乙の所有する災害活動用物資器材を提供すること。
- （3） 乙は、乙の店舗において、被災者に対し避難場所、自動車等の駐車場所、飲料水、トイレ等を提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めがない事項について、必要に応じて相互に協力を要請することができるものとする。

### （支援要請の手引き）

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

### （連絡責任者）

第4条 第2条の規定による協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。但し、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

### （経費の負担）

第5条 第2条第1項及び同条第2項に規定する協力の実施に要した物資の対価及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

### （代金の支払）

第6条 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(円滑な運用)

第7条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うと共に相互連携を図るための訓練を定期的に行うものとする。

(履行義務の免除)

第8条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、令和3年3月23日から令和3年3月31日迄とする。但し、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月23日

甲 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号  
戸田市  
戸田市長

乙 大阪府大阪市西区阿波座1丁目5番16号  
ロイヤルホームセンター株式会社  
代表取締役

## 災害時における防災活動協力に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と株式会社ビバホーム（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、戸田市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の協力要請に基づき乙が運営、管理又は保有する施設及び物資を、災害時の支援のために提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （対象敷地）

第2条 本協定の対象となる施設は次のとおりとする。

所在地：ビバモール蕨錦町（以下「本件店舗」という。）の駐車場（以下「本件駐車場」という。）  
管理者：株式会社ビバホーム

### （協力内容）

第3条 災害時において、甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができ、乙はこの要請に対して、乙の本件店舗における営業又は管理に支障のない範囲において、可能な限り協力するものとする。

（1）乙は、本件駐車場を、甲の所有する公用自動車（大型車両を除く。以下「公用自動車」という）の一時避難場所として甲に提供すること。なお、公用自動車の最大駐車台数は50台とする。

（2）乙は、スーパービバホーム蕨錦町店において乙が取り扱っている物資（以下「本件物資」という）を供給すること。

2 甲及び乙は、前項に定めがない事項について、必要に応じて相互に協力を要請することができるものとする。

### （支援要請）

第4条 甲は、乙に対して前条の要請を行う場合、乙に対する書面を提出することにより行うものとする。ただし、緊急の場合で書面による要請ができないときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

### （物資の運搬、引き渡し）

第5条 甲に対する本件物資の引き渡し場所は、原則、本件店舗とし、甲の職員又は甲の指定する者が本件物資を確認の上引き取り、運搬を行うものとする。ただし、乙が運搬可能な場合は、乙の事前の承諾を得た上、甲の指定する場所に乙が本件物資を運搬するものとする。

2 乙は、本件物資を甲の職員又は甲の指定する者に引き渡すものとし、当該引き渡しをもって、甲乙間における本件物資の引き渡しの完了とする。

### （経費の負担）

第6条 本件物資の対価（消費税込）及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 本件物資の対価は、災害発生時直前の乙の販売価格（乙の顧客向け価格）を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

甲：戸田市 危機管理防災課長

乙：スーパービバホーム蕨錦町 店長（以下「店長」という）及び

乙の総務部門を主管する部門の部門長

2 第4条に基づき、甲が乙に対し、第3条第1項（1）に定める要請をする場合、甲は、甲が本件駐車場を使用する日の前日までに、乙の総務部門を主管する部門の部門長及び店長（以下総称して「連絡責任者」という）に対し、メールまたは電話にて事前に公用自動車の駐車台数を連絡するものとする。

3 前項に基づき、連絡責任者が甲から連絡を受けた後、乙において本件駐車場の駐車場所を確定した上、その旨を戸田市に連絡（以下「本件連絡」という）する。

4 甲は乙から本件連絡を受けた後、甲は公用自動車を本件駐車場へ避難させるものとする。

（損害賠償）

第8条 甲の要請により乙が本件駐車場を提供した際、甲の責めに帰すべき事由により汚損、損傷等の損害が生じた場合、甲は乙に対し、当該損害にかかる賠償の責めを負うものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除又は変更の申し出がないときは、さらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年11月1日

甲 埼玉県戸田市上戸田一丁目18番1号  
戸田市  
戸田市長

乙 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目 1 3 番 1 号  
株式会社ビバホーム  
代表取締役社長

## 災害に係る情報発信等に関する協定

戸田市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

### 第1条（本協定の目的）

本協定は、戸田市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、戸田市が戸田市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ戸田市の行政機能の低下を軽減させるため、戸田市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

### 第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、戸田市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、戸田市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、戸田市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 戸田市が、戸田市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 戸田市が、戸田市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 戸田市が、災害発生時の戸田市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 戸田市が、戸田市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて戸田市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
  - (7) 戸田市が、戸田市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 戸田市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、戸田市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

### 第3条（費用）

前条に基づく戸田市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

### 第4条（情報の周知）

ヤフーは、戸田市から提供を受ける情報について、戸田市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

### 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、戸田市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

### 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

### 第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、戸田市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、戸田市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年9月10日

戸田市：戸田市上戸田一丁目18番1号  
戸田市  
戸田市長

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号  
ヤフー株式会社  
代表取締役



## 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

戸田市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

### （用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。)第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

- 2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

### （特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

- 2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。
- 3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

### （通信機器等の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

- 2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

### （電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

### （移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

- 2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

(利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成27年2月20日

甲 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

戸田市

戸 田 市 長

乙 埼玉県さいたま市浦和区常盤5丁目8番17号

東日本電信電話株式会社

取締役 埼玉事業部長

## 防災啓発情報の発信の相互協力に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）とNTTタウンページ株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害及びその他の自然災害等に対する防災啓発情報の発信の相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、市民一人ひとりの防災意識の醸成を図り、もって地域防災力の向上に繋げるために、甲と乙が地震、風水害及びその他の自然災害等に対する防災啓発情報の発信について、相互に連携を図ることができるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

## （発信の方法）

第2条 乙は、東日本電信電話株式会社（以下、「NTT東日本」という。）若しくは西日本電信電話株式会社（以下、「NTT西日本」という。）が発行又は乙が編集・発行・運営する媒体（以下、「媒体」という。）に甲が提供する防災啓発情報を掲載して、防災啓発情報を発信する。

## （媒体の種類）

第3条 前条の媒体については、以下に掲げるものとする。

- (1) タウンページ
- (2) 防災啓発情報を取りまとめた冊子等の紙媒体
- (3) iタウンページ等のWEBサイト

## （手続）

第4条 乙は、甲に対し、防災啓発情報の提供を求めることができる。この場合、乙は、防災啓発情報を掲載する媒体の種類、掲載期間、配布範囲等を甲に明示するものとする。

2 甲は、乙から前項の要請を受けた場合、その都度、乙と協議の上、防災啓発情報を乙に提供する。

3 乙は、前項により防災啓発情報の提供を受けた場合は、媒体に掲載するものとし、掲載するにあたっては、乙は、甲の同意の上で、提供を受けた情報を取捨選択、加工、編集等を行うことができるものとする。

4 乙は、甲に対し、校正段階において防災啓発情報が掲載された原稿を提示する。甲は、提示を受けた原稿に対し、防災啓発情報の趣旨・内容が適切に記載されるために意見を述べることもできるとし、乙は、甲の意見に応えるよう努めるものとする。

5 前項の場合において、乙が甲の意見に応えるために別表に定める発行部数及び発行回数を超える場合は、甲及び乙は協議の上、双方の費用負担を決定する。

6 前二項により、甲、乙の協議が整わない場合、甲は乙の防災啓発情報の発信の中止を求めることができる。

## （発信情報に関する責任）

第5条 防災啓発情報を発信したことにより第三者からの苦情及び何らかの問題が生じた場合は、甲及び乙は、これらの解決のために協力し対応するものとする。

## （発信の変更・中止）

第6条 乙は、防災啓発情報の発信について、相当な事情がある場合は、甲と協議の上、その全部又は一部を変更又は中止することができる。

(著作権)

第7条 甲が提供する防災啓発情報を記載した媒体の著作権は甲に帰属することとし、乙が提供を受けた防災啓発情報を本協定に定める以外の他の媒体に利用する場合は、予めその目的・方法・範囲・期間を明らかにした上で甲の承諾を得るものとする。

2 乙が防災啓発情報に関して作成した記事・画像等の著作権は、NTT東日本、NTT西日本若しくは乙又は乙に使用許諾権を付与した第三者に著作権が帰属することとし、甲が他の媒体に利用する場合は、予めその目的・方法・範囲・期間を明らかにした上でNTT東日本、NTT西日本若しくは乙又は乙に使用許諾権を付与した第三者の承諾を得るものとする。

3 前2項に基づき、甲又は乙が、相手方から提供を受けた著作物を利用する場合は、前2項に基づき承諾を受けた目的・方法・範囲・期間を超えて利用することはできない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 甲及び乙は、この協定により生ずる権利や義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、予め相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙は、防災啓発情報以外に、本協定の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を他に漏らしてはならず、本協定の遂行にのみ使用することとする。また、この協定が終了した後も同様とする。

(有効期間及び更新)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の2箇月前までに、甲及び乙のいずれからも何らの申出がないときは、当該有効期間満了の日から更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(連絡責任者)

第11条 防災啓発情報の発信に関する事項の伝達を円滑に行うために、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。なお、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(その他)

第12条 甲乙間で、本協定の内容又は解釈に疑義若しくは紛争が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通保有する。

平成27年6月2日

甲 埼玉県戸田市上戸田一丁目18番1号

戸田市

戸田市長

乙 東京都港区虎ノ門三丁目8番8号

NTTタウンページ株式会社

代表取締役社長

別表（第3条関係）

発行部数	発行回数	配布時期	配布対象世帯
69,000部 (予定)	年1回	11月	戸田市内のポストイン可能家庭、企業へ配布。

## 災害時における放送等に関する協定書

戸田市(以下「甲」という。 )と、株式会社ジェイコム川口戸田(以下「乙」という。 )は、災害および防災に関する情報(以下「災害情報」という。 )の放送等に関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。 )を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、戸田市の区域内で災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。 )において、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定める。

### (災害情報の提供及び要請)

第2条 甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

### (要請の手続き)

第3条 甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム関東メディアセンターに要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 依頼する放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

2 前項の要請の連絡先は、別紙1のとおり定めるものとする。

3 要請は災害情報放送要請書(第1号様式)により、メールおよびファックスを用いて行う。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

### (災害情報の放送)

第4条 乙は、第2条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

### (情報の活用)

第5条 甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報(コミュニティ情報、施設情報、安心安全情報等)および第2条で乙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えることができるものとする。

(協力体制の整備)

第6条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結した日から1年とする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

(その他)

第9条 甲乙間で締結していた以下の協定は本協定により廃止するものとする。

- (1) 防災行政無線等放送の自治体情報をデータ放送での放送に関する協定(平成24年8月27日)
- (2) 災害情報等の広報に関する協定(平成25年5月23日)  
ただし、自治体情報のデータ放送での放送は平成28年3月31日まで利用できるものとする。

本協定書は、2通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年2月1日

甲 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号  
戸田市  
戸田市長

乙 埼玉県川口市並木1丁目17番12号  
株式会社ジェイコム川口戸田  
代表取締役社長



## 災害によるガス関連事故に際する緊急速報発信ツールの活用に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と東京瓦斯株式会社（以下「乙」という。）は、防災行政無線、防災情報メール、及びその他甲所有の広報ツール（以下、総称して「緊急速報発信ツール等」という。）の利用について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲の区域内において、乙による都市ガス（以下「ガス」という。）の供給に関する何らかの問題が生じ、市民の安全に問題が生じる恐れがある場合（以下「ガスの安全に関わる事象」という。）に、市民に情報を迅速かつ的確に伝達するため、甲が緊急速報発信ツール等を用いて情報を発信することについて基本的な事項を定め、もって市民の安全確保と不安の軽減を図ることを目的とする。

### （発信の依頼）

第2条 乙は、災害、事故、乙の所有するガス供給設備の故障等により、ガスの安全に関わる事象が発生した場合には、甲乙協議の上別に定めるところにより、緊急速報発信ツール等による情報発信（以下「発信」という。）を甲に依頼する。（以下「発信の依頼」という。）

- 2 乙は、前項の規定により甲に発信の依頼を行うときは、早急に市民からの問い合わせに対応するための問い合わせ先電話番号を依頼書に明記しなければならない。

### （発信の実施）

第3条 甲は、前条の規定に基づく乙からの依頼を受けた場合は、甲乙協議の上、発信を行う。ただし、発信が困難となるやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項に定めるもののほか、発信に関し必要な事項は、甲乙協議の上別に定める。
- 3 甲は、ガスの安全に関わる事象に関し市民に正確な情報を伝え、もって市民の安全を確保するため、乙からの依頼事項に記載された発信内容を正確に発信するよう努めなければならない。
- 4 甲は、乙からの依頼があっても発信が困難となるやむを得ない事情があるときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

### （発信による問い合わせ対応）

第4条 前条の規定に基づき、甲が行った発信による市民からの問い合わせ対応は、乙が行うものとする。

### （連絡責任者）

第5条 甲乙は、発信の依頼および実施に関する連絡を确实かつ円滑に行うことができるように連絡責任者を置くこととする。

- 2 前項の連絡責任者およびその職務は、別紙「緊急速報発信ツールの活用に関する運用要領」（以下「運用要領」という。）に定めるものとする。

### （協議）

第6条 この協定書及び運用要領に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

( 専属的合意管轄 )

第 7 条 本協定に関連し紛争が生じた場合には、東京簡易裁判所または東京地方裁判所 ( 本庁 ) を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

( 有効期間及び更新 )

第 8 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年とする。ただし、有効期間満了の日の 1 箇月前までに、甲及び乙のいずれからも何らの申出がないときは、当該有効期間満了の日から更に 1 年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各 1 通を保有する。

平成 2 8 年 2 月 3 日

甲 埼玉県戸田市上戸田 1 丁目 1 8 番 1 号  
戸田市  
戸田市長

乙 埼玉県さいたま市南区别所 7 丁目 1 番地 1 号  
東京瓦斯株式会社埼玉支社  
支社長

## 避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定書

戸田市(以下「甲」という。 )と、東電タウンプランニング株式会社 埼玉総支社(以下「乙」という。 )は、戸田市内における避難場所誘導案内付電柱広告(以下「広告」という。 )の掲出について、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、戸田市内に広告を掲出することにより、市民等に対し災害時における避難場所の周知をすることを目的とする。

### (定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難場所誘導案内付電柱広告 乙の実施している電柱広告事業において、民間企業などの電柱広告(巻広告)と併せて避難場所の誘導案内表示を記載するものをいう。
- (2) 避難場所 甲が定める避難場所をいう。
- (3) 広告主 本協定の趣旨に賛同する民間企業などをいう。

### (避難場所の情報提供)

第3条 甲は、広告の掲出のために必要な避難場所の情報を乙に提供し、本協定の目的の実現に必要な指導・協力を行うものとする。

### (乙の業務)

第4条 乙は次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- (1) この協定の趣旨に賛同する広告主を募り、第6条に基づき広告の掲出ならびに維持管理を行うこと。
- (2) 広告の掲出状況について、掲出状況の変更時及び甲が求める時に報告を行うこと。
- (3) 避難場所の変更等により、広告の表示に訂正が生じた場合は、甲と協議のもと必要な処置を講ずること。

### (広告の仕様)

第5条 広告の仕様は、「避難場所誘導案内付電柱広告デザイン」を基本とする。

### (広告の掲出)

第6条 広告に表示する避難場所については、広告掲出場所から極力近距離の避難場所とする。但し、地域の状況により、これにより難しい場合には、甲の判断に基づき決定する。

2 広告の掲出については、甲乙協議の上、法令等を遵守すると共に公序良俗に反しないものとする。

(経費)

第7条 広告の掲出にあたり、必要な経費は広告主および乙が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項又は協定の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙が書面をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印のうえ、各1通を所有するものとする。

平成28年 2月 5日

甲 戸田市上戸田一丁目18番1号  
戸田市

戸田市長

乙 さいたま市北区日進町二丁目520番地  
東電タウンプランニング株式会社 埼玉総支社

総支社長

## 災害発生時における戸田市と郵便局の協力に関する覚書

戸田市(以下「甲」という。)と郵便局(別表に掲げるものをいい、以下「乙」という)は、戸田市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり覚書を締結する。

### (定義)

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

### (協力要請)

第2条 甲及び乙は、戸田市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(乙が車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項<sup>(注)</sup>

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

### (協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

### (経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

### (災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

### (情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この覚書に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 戸田市危機管理防災課長

乙 日本郵便株式会社 蕨郵便局長(総務部長)

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この覚書の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この覚書を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

(附則)

本覚書締結により、「災害時における戸田市と蕨郵便局との協定に関する覚書」(平成10年1月16日締結)は廃止する。

令和3年7月7日

甲 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

戸田市

戸田市長

乙 埼玉県蕨市中央5丁目8番21号

日本郵便株式会社 蕨郵便局

局長

埼玉県さいたま市桜区田島6丁目2番25号

日本郵便株式会社 浦和田島郵便局

局長

(別表)

郵便局一覧表

日本郵便株式会社 蕨郵便局	埼玉県蕨市中央 5-8-21
日本郵便株式会社 戸田本町郵便局	埼玉県戸田市本町 1-1-2
日本郵便株式会社 戸田笹目郵便局	埼玉県戸田市笹目 2-24-10
日本郵便株式会社 戸田美女木郵便局	埼玉県戸田市美女木 2-22-7
日本郵便株式会社 戸田喜沢郵便局	埼玉県戸田市喜沢 2-39-11
日本郵便株式会社 戸田新曽南郵便局	埼玉県戸田市新曽南 2-2-29
日本郵便株式会社 上戸田郵便局	埼玉県戸田市上戸田 3-26-18
日本郵便株式会社 戸田新曽郵便局	埼玉県戸田市新曽 2079-1
日本郵便株式会社 戸田美女木東郵便局	埼玉県戸田市美女木東 1-2-24
日本郵便株式会社 戸田公園駅前郵便局	埼玉県戸田市本町 4-11-8

## 災害時における葬祭協力等に関する協定書

埼玉県戸田市（以下「甲」という。）と埼玉葬祭業協同組合（以下「乙」という。）及び全日本葬祭業協同組合連合会（以下「丙」という。）は、地震・風水害その他の災害等（以下「災害等」という。）が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の収容・保全・処置・安置・搬送等の協力（以下「葬祭協力等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害等が発生した場合において、甲が乙及び丙に対して葬祭協力等を要請できること及び、その場合の手続きについて定めることを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害等が発生し、葬祭協力等を必要とする時は、乙及び丙に対し葬祭協力等を要請できるものとする。但し、災害等の規模が甚大ではない場合は乙が、災害等が甚大な場合、又は、乙が災害等により葬祭協力等を行えない場合は丙が協力するものとする。

### （要請の手続き）

第3条 前条の規定による要請は要請書（様式1）により行うものとする。但し、緊急を要する時は、次に掲げる事項を口頭又は電話その他の方法により連絡するものとし、事後に甲は要請書（様式1）を乙及び丙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する葬祭協力等の内容
- (4) 履行期間及び履行場所
- (5) その他の要請を行うための事項

### （葬祭協力等の従事者）

第4条 甲の要請により、葬祭協力等に従事する乙及び乙の派遣する乙の組合員又は、丙及び丙の派遣する丙の所属員は、甲が指定した場所において従事するものとする。

### （報告）

第5条 乙及び丙は、前条の規定に基づき協力した時は、事後に、次に掲げる事項を記した報告書（様式2）を甲に提出するものとする。但し、葬祭協力等が数箇月にまたがる場合は、終了した月毎に集計して報告するものとする。

- (1) 葬祭用品の品目及び数量
- (2) 遺体収容施設の場所及び名称、収容期間、収容体数、遺体の保全、処置の体数
- (3) 履行期間及び履行場所
- (4) 乙の組合長の氏名及び従事者名簿、または、丙の所属長の氏名及び従事者名簿
- (5) 霊柩車の台数及び搬送報告書
- (6) その他の必要事項



(経費の負担)

第6条 甲の要請に基づき、乙及び丙が前条に定める葬祭協力等に要した経費は、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙の組合員及び丙の所属員は、葬祭協力等の実績を集計し、甲に請求するものとする。

(経費の支払い)

第8条 甲は前条の規定に基づき乙及び丙から経費の請求があった場合は、その内容を検査のうえ、乙及び丙に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の価格並びに使用した施設等の使用料等は、災害救助法(昭和22年法律第118号)の基準額及び災害の発生直前における市場の適正な価額を基準とし、甲及び乙、丙が協議して定めるものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙及び丙は、災害時における円滑な葬祭協力等が図れるよう広域応援体制及び伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては危機管理防災課長、乙にあっては埼玉葬祭業協同組合理事長、丙にあっては全日本葬祭業協同組合連合会会長とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙及び丙は、葬祭協力等の活動中に災害情報を確認した時は、速やかに甲に連絡するものとする。

(協力内容の変更連絡)

第13条 甲は、葬祭協力等の活動が図れるよう、葬祭用品の供給場所、遺体安置所、霊柩車待機場所等に関し、重要な変更が生じた場合、乙及び丙に連絡するものとする。

(協定実施の円滑化)

第14条 この協定の実施に基づく協力が、円滑に行われるよう定期的に関係者で協議を実施するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の2箇月前までに、甲及び乙、丙のいずれからも何らの申出がないときは、当該有効期間満了の日から更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(定めのない事項の処理)

第16条 この協定に関し、定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙、丙で協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を3通作成し、各々署名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月7日

埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号  
甲 埼玉県戸田市  
戸田市長

埼玉県比企郡小川町大字増尾532番地1株花友内  
乙 埼玉葬祭業協同組合  
理事長

東京都港区港南2丁目4番地12号港南YKビル4階  
丙 全日本葬祭業協同組合連合会  
会長

## 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

## （定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、戸田市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、戸田市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

## （地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
  - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
  - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

## （地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

( 地図製品等の利用等 )

第 5 条 甲は、第 1 条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第 3 条又は第 4 条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第 1 項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

( 情報交換 )

第 6 条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

( 有効期間 )

第 7 条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から 1 年間とする。但し、当該有効期間満了の 3 ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に 1 年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

( 協 議 )

第 8 条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 30 年 8 月 22 日

埼玉県戸田市上戸田一丁目 1 8 番 1 号

甲 戸田市  
戸田市長

埼玉県さいたま市大宮区土手町 1 丁目 2 番地

乙 株式会社ゼンリン  
関東エリアグループ長

## 災害時におけるLPガス等の提供に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と埼玉県LPガス協会川口支部（以下「乙」という。）は、災害時における甲が所有する公共施設に必要なLPガス及びガス器具（以下「LPガス等」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、戸田市内に大規模な災害が発生し、甚大な被害が生じた場合において、公共施設に必要なLPガス等の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （支援の要請）

第2条 甲は、災害が発生し、LPガス等の調達が必要となったときは、要請地域等、必要事項を記載した要請書（別紙様式1）にて乙に支援を要請することができるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することができるものとし、事後に遅滞なく要請書を提出する。

### （支援の実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定による支援要請があったときは、特別の理由がない限り、要請承諾書（別紙様式2）を提出するとともに乙に属する組合員の中から事業者を指定し他に優先して甲の利用に供することができるようにするものとする。

### （費用の負担）

第4条 乙が、甲の要請により提供したLPガス等の費用については甲が負担する。

2 前項に要する費用の額は、平常時における標準的な価格により、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

### （費用の請求）

第5条 乙は、前条の費用を甲に対して、甲の指定する書面により請求する。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認したうえ適当と認めるときは、速やかに費用を乙に支払うものとする。

### （協定の期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間満了の日の1箇月前までに甲乙いずれかからの協定解消の申し出がないときは、さらに1年間有効期限を延長するものとし、以後期間満了となる場合も同様とする。

### （協議）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年2月18日

埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

甲 戸田市  
戸田市長

埼玉県川口市南鳩ヶ谷5丁目34番10号

乙 埼玉県LPガス協会川口支部  
支部長

## 災害時における被災者支援に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と埼玉県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、戸田市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のために行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （行政書士業務相談の範囲）

第2条 この協定において行政書士業務相談とは次に掲げる事項とする。

- （1） 罹災証明書申請書類に関する相談
- （2） 自動車登録申請書類に関する相談
- （3） 相続関係書類に関する相談
- （4） 許認可申請書類に関する相談
- （5） 権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- （6） その他行政書士法に定める業務に関する相談

2 前項の規定による行政書士業務相談のほか、甲が要請する事項について、乙は可能な限りにおいて実施するものとする。

### （行政書士業務相談の対象者）

第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、以下のとおりとする。

- （1） 災害により被害を受けた戸田市内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- （2） 災害により戸田市外から同市内に避難した者
- （3） 前各号の者の親族、介護者又は現に支援にあたっている者で甲又は乙が必要と認めた者

### （支援業務の要請）

第4条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して第2条に規定する行政書士業務相談の実施を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、原則として別記様式「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに要請書を送付するものとする。

### （行政書士の派遣）

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、速やかに乙の会員の中から行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。



(相談場所の調整及び広報)

第6条 甲は、災害時において、乙に協力を要請する際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

(報告)

第7条 乙は、行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められた時は、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

(費用)

第8条 行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、行政書士業務相談を円滑に実施できるよう、連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するほか、平常時から必要な情報交換及び資料の提供を行うとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年1月6日

甲 戸田市上戸田1丁目18番1号

戸田市

市長

乙 さいたま市浦和区仲町3丁目11番11号

埼玉県行政書士会

会長

## 災害時等における燃料の供給等に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と埼玉県石油商業組合戸田支部（以下「乙」という。）とは、災害時等における燃料供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、戸田市内で災害が発生した場合又は発生するおそれが生じた場合（以下「災害時等」という。）において、被災者及び避難者に対する救援の円滑化を図るため、甲と乙が協力し、災害時等の燃料等の優先供給を円滑に行うことを目的とする。

### （協力の内容）

第2条 災害時等において、甲は、乙及び乙の組合員（以下「乙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができる。

- (1) 甲が指定する緊急車両等への燃料の優先給油
- (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への燃料の優先提供
- (3) 前2号で規定する燃料を除く乙等が取り扱う物資の供給等

2 前項の要請は、「燃料の供給等要請書（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

### （支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施するよう努めなければならない。ただし、乙は、通信の途絶等により甲が乙に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するよう組合員に指導するものとする。

2 前項の規定により支援を実施した場合は、甲からの第1条第1項の規定に基づく協力要請があったものとみなす。

### （報告手続）

第4条 乙は、乙等が第1条第1項各号の協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書（別記第2号様式）を提出するものとする。

### （経費負担）

第5条 本協定に基づき、乙等が甲に供給した燃料等の対価及び乙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として、甲が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲と乙等が協議の上、決定するものとする。

### （費用の支払）

第6条 甲は、乙等からの正当な請求書を受領したときは、甲の会計規則等、関係法令に則り、その費用を速やかに支払わなければならない。

(事故等)

第7条 乙等は、本協定に基づく燃料の供給等に際し、やむを得ない事由が発生し共有を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第8条 乙等が本協定に基づき行った業務により生じた損害の負担は、甲と乙等が協議の上、定めるものとする。

(協力体制の構築)

第9条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために、「連絡体制表(別記第3号様式)」により双方通知するものとし、変更があった場合についても同様とする。

2 甲及び乙は、災害時等における円滑な協力体制を整備するため、平時より必要に応じて、相互の防災対策の整備状況等について、情報の交換等を行うものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日前3ヶ月前の間に甲乙いずれからも特段の申出がないときは、有効期間の日の翌日から1年間本協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項及び協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して、定めるものとする。

この協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙署名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年3月23日

埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

甲 戸田市  
戸田市長

埼玉県戸田市美女木6丁目1番29号

乙 埼玉県石油商業組合戸田支部  
支部長

## 災害時における無人航空機による協力に関する協定書

戸田市（以下「甲」という。）と一般社団法人災害対策建設協会「JAPAN47」（以下「乙」という。）は、災害時等における無人航空機による協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲において災害が発生又は発生するおそれがある場合に、乙が甲の要請に基づき実施する無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第2項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による協力について必要な事項を定めることを目的とする。

### （対象となる事態）

第2条 この協定の対象となる事態は、以下のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、甲が戸田市地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置したとき
- (2) その他必要により甲が要請した場合

### （協力内容）

第3条 協力内容は、無人航空機を活用して行う以下の活動（以下「協力活動」という。）とする。

- (1) 被災状況等の情報収集及び調査
- (2) その他必要により甲が要請した内容

### （協力要請）

第4条 甲は、必要があると認めるときは乙に対し協力活動を要請することができる。

- 2 甲からの乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

### （安全の確保）

第5条 乙は協力活動の実施にあたり、関係法令を遵守すると共に十分に安全確認を行うものとする。

なお、無人航空機の操縦は、国土交通省航空局が示す「無人航空機の講習団体及び管理団体一覧」に記載された講習団体等の講習終了者、または同等の技能を有する者が行うものとする。

- 2 乙は安全に協力活動を実施できないと判断したときは、その活動を中止するものとする。
- 3 甲は乙が安全に協力活動を実施できるよう十分配慮するものとする。

### （活動報告等）

第6条 乙は協力活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかにその実施した活動内容等を甲に報告するものとする。

- 2 災害時における乙の協力活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

### （著作権の譲渡）

第7条 乙は甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法第17条第1項に規定する著作権人格権をいう。）を行使しないものとする。

2 前項の著作権は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

（経費の負担）

第8条 乙の協力活動の実施に要した経費は、乙が負担する。ただし、第3条の規定による協力に要した費用は、要請時における料金を基準として甲が負担する。

2 協力活動を実施するにあたり、資機材追加の必要性など特別な事情が発生するときは、費用負担について甲乙協議の上、決定するものとする

（損害賠償）

第9条 協力要請に伴い、乙および無人航空機に生じた損害（第三者に対する損害を含む。）の補償の取り扱いは、以下のとおりとする。

(1) 乙が事故等により、自ら被りまたは第三者に与えた損害については乙が補償する。

(2) 乙は協力活動の実施にあたり、必要な保険（損害賠償等）に加入している無人航空機を使用するものとし、協力活動中に無人航空機に損害が生じた場合は、各自加入保険等により、対応することとする。

（防災訓練の協力）

第10条 乙は、甲からの要請により防災訓練等の協力をすることができる。

2 前項の協力は、無償にて行うものとする。ただし、損害については前条によるものとする。

（連絡体制）

第11条 甲乙はこの協定に係る連絡責任者を協定締結後、速やかに連絡先及び連絡責任者等を相手方に報告するものとし、変更があった際には直ちに相手方に報告するものとする。

（秘密の保持等）

第12条 乙は業務上知り得た秘密を甲の許可なく他人に漏らしてはならないものとする。

（協定の期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間満了の日の1箇月前までに甲乙いずれかからの協定解消の申し出がないときは、さらに1年間有効期限を延長するものとし、以後期間満了となる場合も同様とする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自1通

を保有する。

令和3年3月26日

埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

甲 戸田市  
戸田市長

愛知県弥富市荷之上町来家293番1号

乙 一般社団法人 災害対策建設協会 J A P A N 4 7  
代表理事

## 災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書

戸田市(以下「甲」という。 )と株式会社デベロップ(以下「乙」という。 )と株式会社武蔵野銀行(以下「丙」という。 )は、災害時におけるコンテナモジュール(以下「移動式宿泊施設等」という。 )の提供について、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害(以下「災害」という。 )が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲の要請に応じ、乙がその保有又は管理する移動式宿泊施設等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (協力の内容)

第2条 災害時に、甲から要請があったとき、乙は特段の理由がない限り保有又は管理する移動式宿泊施設等の優先的な提供に協力するものとする。

- 2 移動式宿泊施設等の運営は甲が主体となつて行うものとし、乙は可能な限り甲に協力するものとする。
- 3 丙は、甲及び乙と連携し、この協定に係る市民への周知・啓発について協力するものとする。

### (要請の手続)

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力を要請するときは、文書をもつて行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電子メール等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

- 2 丙は、甲又は乙の要請により、災害時における市内外のコンテナモジュールの設置候補地の紹介について協力するものとする。

### (移動式宿泊施設等の引渡し)

第4条 移動式宿泊施設等は甲が指定する場所へ乙が搬入し、甲の派遣した職員が当該移動式宿泊施設等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

### (移動式宿泊施設等の返却)

第5条 甲は、移動式宿泊施設等の使用が終了したときは、速やかに乙の確認を受けた上で返還するものとする。

### (費用の負担及び支払い)

第6条 甲は、移動式宿泊施設等の提供に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、又、移動式宿泊施設等の維持、管理費用等を勘案し、甲と乙が協議の上、算出した額とする。

- 2 甲は、前項の費用について、乙から請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

### (移動式宿泊施設等の破損等の対応)

第7条 災害時の使用における移動式宿泊施設等の破損、汚損等については、甲と乙の協議により、決定

した復旧費用を甲が負担するものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲、乙及び丙は、この協定に係る連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」(別紙)により相手方に報告するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1か月前までに甲乙丙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙3者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月18日

甲 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号  
戸田市  
戸田市長

乙 千葉県市川市市川一丁目4番10号市川ビル8階  
株式会社デベロップ  
代表取締役

丙 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-8  
株式会社武蔵野銀行  
頭取



## 災害時における損害調査結果の提供及び利用に関する覚書

戸田市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、乙の損害調査結果の提供及び利用について、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

### （本覚書の目的）

第1条 本覚書は、戸田市内で発生した災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定める災害により生活基盤に被害を受けた住民（市外在住で戸田市内に住家を所有する者を含む。以下同じ。）の生活を早期に再建するため、損害調査結果の提供及び利用に関して必要な項目を定める。

### （損害調査結果の提供及び利用）

第2条 乙は甲に対し、自然災害による甲の住民の被害に関する以下の各号に定める事項（以下「本調査結果」という。）を提供する。ただし、提供の方法、時期その他必要な事項については、甲及び乙が別途協議の上、決定するものとする。

- （1） 住民から提供を受けたデータ及び情報
- （2） 乙が行った損害調査に関するデータ及び情報
- （3） その他甲と乙が合意した事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、住民から本調査結果の提供についての依頼及び承諾を得られない場合には、甲に対して本調査結果を提供する義務を負わないものとする。

3 甲は、乙の事前の同意がない限り、乙から提供された本調査結果を被災者支援（以下「本目的」という。）にのみ利用できるものとし、他の目的のために利用しないものとする。

4 甲は乙に対し、乙から甲への本調査結果の提供に関する対価の支払いを要しないものとする。本調査結果の提供及び利用に関して生じた費用は、各自が負担するものとする。

### （法令の遵守）

第3条 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他一切の法令を遵守するものとする。

2 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令で必要とされる手続きの履践並びに前条第2項の住民の依頼及び承諾の取得のため、相互に協力するものとする。

### （被害認定の判断）

第4条 甲は、本調査結果の利用の有無にかかわらず、甲の判断により災害に係る住家の被害認定を行うものとする。

2 甲は、本調査結果の利用に関連して甲またはその住民に損害または損失が生じた場合であっても、乙に故意または重過失がない限り、乙に対して損害または損失の賠償または補償を求めないものとする。

### （有効期間）

第5条 本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から令和5年3月31日までとする。

- 2 甲または乙から相手方に対し、前項に定める有効期間の満了日の1ヶ月前までに本覚書を解除する旨の書面による申し出がない場合、本覚書は同じ条件でさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。
- 3 本覚書が終了（理由の如何を問わない。）した場合であっても、第3条、第4条、第6条、及び第7条の規定はなお効力を有するものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、本覚書に関連して知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という。）を厳に秘密として保持するものとする。甲及び乙は、法令に基づく場合を除き、秘密情報を第三者へ開示、提供、公表または漏洩等してはならないものとする。

- 2 甲または乙が法令に基づいて秘密情報を第三者に開示等した場合、相手方に対し、開示した内容及び被開示者その他必要な事項を通知するものとする。ただし、法令により相手方に通知することができない事項については、この限りではない。

（協議）

第7条 甲及び乙は、本覚書に定めのない事項または本覚書の解釈に関し疑義が生じた場合には、誠意をもって協議を行い、これを解決するものとする。

本覚書の成立を証するため本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年3月18日

甲：埼玉県戸田市上戸田一丁目18番1号  
戸田市  
戸田市長

乙：埼玉県さいたま市大宮区東町二丁目20番  
三井住友海上火災保険株式会社  
埼玉支店長

# 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領

平成 18 年 6 月 15 日 18 総食第 294 号 制定

## 第 1 趣 旨

この要領は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）が発動された場合（災害救助法が発動され救助を行う場合又は国民保護法が発動され救援を行う場合をいう。以下同じ。）における食糧管理特別会計に属する物品のうち政府倉庫、政府サイロ及び農林水産省指定倉庫（以下「倉庫」という。）に保管されている米穀、災害対策用乾パン及び乾燥米飯（以下「災害救助用米穀等」という。）の都道府県知事（以下「知事」という。）への緊急引渡手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 事前の協定等

1 地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄にあつては沖縄総合事務局長をいう。以下「地方農政事務所長等」という。）は、災害補助法又は国民保護法が発動された場合において、知事並びに災害救助法第 30 条及び国民保護法第 76 条に基づく市町村長（特別区の区長を含む。以下「市町村長等」という。）から緊急の要請に依りて引き渡す災害救助用米穀等の引渡しに関し、あらかじめ、地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局、北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄にあつては沖縄総合事務局をいう。以下「地方農政事務所等」という。）が所在する知事との間で第 3 に定める事項のほか、市町村長等が直接要請する場合等に関する次の事項について協定を結結しておくものとする。

(1) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法又は国民保護法が発動された場合に当該期間中に緊急に引渡しを受けなければならない数量の災害援助用米穀について、地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課長及び地方農政事務所等の地域課長（以下「地域課長等」という。）又は倉庫の責任者（政府倉庫の物品出納官を含む。以下同じ。）に対して直接引渡しを要請することができること。

(2) 知事は、市町村長等が(1)により災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合には、当該市町村長が引渡しを受けた災害救助用米穀等の全数量について所定の価格により買い受けること。

なお、この場合の価格については、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として、決定することを原則とする。

(3) 災害救助用米穀等の売買代金の延納措置（以下「延納措置」という。）については、次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとする。

### ア 災害救助法が発動された場合

延納措置の期間については、原則として 30 日以内とする。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合においては、3 ヶ月以内とする。これらの期間については、地方農政事務所等が知事との協議の上、決定するものとする。

(ア) 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと

(イ) 自衛隊の派遣が行われていること

(ウ) 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、総合食料局長がやむをえないと認めること

イ 国民保護法が発動された場合

延納措置の期間については、3ヵ月以内とし、地方農政事務所長等が知事と協議の上、決定するものとする。

(4) 災害救助用米穀等として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品(損傷品等)の引渡しは行わないものとする。

ただし、知事又は知事若しくは市町村長等が支持する者(知事又は市町村長等が取扱業者として指定した卸売業者等をいう。以下「引受人」という。)が該当事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀等として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため知事又は引受人からの引渡しの要請があった場合は、当該事故品を引渡して差し支えないものとする。

2 1の協定が成立した場合には、地方農政事務所等は管下の地域課長等及び農林水産省指定倉庫業者に対し、知事は市町村長に対し、それぞれの内容等を周知徹底させておくものとする。

### 第3 知事又は市町村長等に対する災害救助用米穀等の引渡し

1 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う場合の手続きは次のとおりとする。

(1) 地方農政事務所長等は、知事から災害救助用米穀等の緊急引渡しについて要請を受け、知事に対する直接売却を決定した場合は、直ちに知事に対し延納売却を行うものとする。

この場合における売却契約の締結は、災害救助法又は国民保護法の発動に伴う応急食糧売却の売買契約書及び延納措置について(平成16年4月1日付け15総合大2911号総合食料局長通知)に基づき、地方農政事務所等の分担契約担当官が行うものとする。

(2) 知事に対する地方農政事務所等の災害救助用米穀等引渡事務は、荷渡指図書及び出庫証による物品の引渡要領(昭和35年4月7日付け食糧第2232号(経理)食糧庁長官通知。以下「引渡要領」という。)に定めるところにより行うものとする。

ただし、次に掲げる場合は、地方農政事務所等の分任物品管理官(以下「分任物品管理官」という。)が発行する荷受指図書(出庫証を含む。以下同じ。)は概数によって発行することができるものとする。

ア 災害区域の倉庫から災害救助用米穀等を出庫する場合であって正品在庫数量が不明確なとき。

イ 災害区域別に災害救助用米穀等の必要量の変動が予想されるとき。

2 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合の手続きは次のとおりとする。

(1) 分任物品管理官と倉庫並びに地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課及び地方農政事務所等の地域課(以下「地域課等」という。)との間に連絡がつく場合

ア 分任物品管理官は、荷渡し指図書を発行・交付して引渡しをする時間的余裕がない(荷渡し指図書を交付しても、当該荷渡し指図書の呈示を受けて災害救助用米穀等の引渡しを行うことが困難な場合を含む。)と認めた場合は、荷渡し指図書によることなく知事又は引受人に対して災害救助用米穀等を引渡すものとする。

イ 分任物品管理官は、アにより災害救助用米穀等を引渡す場合は、倉庫の責任者に対し、電話又は他の通信方法により当該災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等荷渡指図書に記載すべき事項を明確に指示するとともに、倉庫を管轄する地域課長等に対し、指示の内容を連絡するものとする。

ただし、１の（２）のただし書に掲げる事由に該当する場合は、概数による指示を行うことができるものとする。

なお、倉庫の責任者及び地域課長等は、分任物品管理官から指示のあった内容等を記録しておくものとする。

ウ 倉庫の責任者は、イの分任物品管理官の指示に基づき知事又は取引人に対して災害救助用米穀等の引渡しを行う場合は、知事又は取引人から引渡しに係る災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等を明らかにした受領書を必ず徴するものとする。

エ 分任物品管理官及び地域課長等は、ウにより災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、必要に応じ、地方農政事務所等の職員を立ち合わせるものとする。

（２） 分任物品管理官と倉庫及び地域課長等との間に連絡がつかない場合

ア 市町村長等から地域課長等に対して緊急な引渡しを要請する場合

（ア） 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引取りを必要とする場合は、当該地域を管轄する地域課長等（地域課長等に連絡の取れない場合は、当該地域課長等の保管業務担当者である地域農政事務所等の職員。以下「保管業務担当職員」という。）に対して、文章により要請を行うものとする。

（イ） 保管業務担当職員は、市町村長等から（ア）により要請を受けた場合であって、当該要請内容を検討の上、適当と認めた場合は、その旨を市町村長等に通知するとともに、倉庫の責任者に対して災害救助用の米穀等の引渡しの支持を（１）のイに準じて行うものとする。

（ウ） 倉庫の責任者は、（イ）による保管業務担当職員の指示に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際しては、（１）のウに準じて市町村長等から受領書を徴するものとする。

（エ） 保管業務担当職員は、（ウ）により災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、自ら立ち会うか又は地域課長等の職員に立ち合わせるものとする。

イ 市町村長等からの倉庫の責任者に対して緊急な引渡しを直接要請する場合

（ア） 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引取りを必要とするにもかかわらず保管業務担当職員に対して連絡が取れない場合は、倉庫の責任者に対して、文書により緊急な引渡しを要請することができるものとする。

（イ） 倉庫の責任者は、（ア）による市町村長等の要請書に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際して、（１）のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。

なお、この場合、倉庫の責任者は、トラック番号その他当該引渡しの実を証する事項及び引渡時の立会者等を記録しておくものと記録しておくものとする。

（ウ） 倉庫の責任者は保管業務担当職員に対して連絡が付き次第、速やかに（イ）による災害救助用米穀等の引渡しの実及び状況を報告するものとする。

ウ 市町村長等が緊急な引渡しを要請できる災害救助用米穀等の数量は、被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食に必要な数量とするものとする。

エ 分任物品管理官に対する地域課長等の報告

地域課長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを行った場合は、速やかに分任物品管理官に対してあらかじめ分任物品管理官の定める様式により当該引渡災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

オ 知事に対する市町村長等の報告

市町村長等は、アはイにより災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合は、速やかに、知事に対して、当該引渡しを受けた災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

#### 第4 売買契約書の整備

- 1 分任物品管理官は、第3の1の(2)のただし書きにより概数による荷渡指図書が発行された場合において、実際の引渡しに応じて内容を改定する必要がある場合又は第3の2により荷渡指図書によることなく引渡しが行われた場合は、知事と実引渡月日ごとに実引渡数量をもって、売買契約の改定又は締結を行うものとする。
- 2 分任物品管理官は、1の売買契約の締結に当たっては知事から「日別、倉庫別買受数量明細書」を徴し、これと第3の2の(2)のエの地域課長からの報告等を照合するものとする。

#### 第5 荷渡指図書の発行等事務整理

- 1 分任物品管理官は、第3の2により荷渡指図書を発行・交付していない場合は、速やかに第4の1により売買契約を締結した日付で荷渡指図書を発行し、知事に交付するものとする。
- 2 1により荷渡指図書を発行・交付した場合の事務処理は、次によるほか、引渡要領の定めるところによるものとする。
  - (1) 分任物品管理官は荷渡指図書の裏面に、引渡物品受領確認印(知事)を徴した上荷渡通知書及び払出命令書とともに地域課長等に送付するものとする。
  - (2) 地域課長等は、(1)により送付を受けた荷渡指図書及び荷渡通知書を倉庫の責任者に回付するものとする。
  - (3) 倉庫責任者は、(2)により荷渡指図書及び荷渡通知書の回付を受けた場合は、知事又は引取人から受領書と照合の上、引渡報告書を作成し、これを地域課長等に提出するものとする。

# 戸田市災害弔慰金の支給等に関する条例

		昭和49年10月7日 条例第44号
改正	昭和50年9月22日 条例第28号	昭和52年9月26日 条例第46号
	昭和53年6月22日 条例第20号	昭和56年9月28日 条例第28号
	昭和57年12月23日 条例第41号	昭和62年3月31日 条例第6号
	平成3年12月21日 条例第34号	平成23年12月26日 条例第23号
	平成31年3月29日 条例第12号	令和元年10月1日 条例第24号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

## 第2章 災害弔慰金の支給

### (災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

### (災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条に規定する死亡した者(以下「死亡者」という。)の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫

## オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

### (災害弔慰金の額)

第5条 死亡者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

### (死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

### (支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

### (支給の手續)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

## 第3章 災害障害見舞金の支給

### (災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

### (災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。



(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当りの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての損害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)がなく、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年条例第46号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月7日から適用する。

附 則(昭和53年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年1月14日から適用する。

附 則(昭和56年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年12月14日から適用する。

附 則(昭和57年条例第41号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

(戸田市災害見舞金等支給条例の一部改正)

2 戸田市災害見舞金等支給条例(昭和43年条例第10号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(昭和62年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する

附 則(平成3年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成31年条例第12号)

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例による改正後の戸田市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 ( 令和元年条例第 2 4 号 )

この条例は、公布の日から施行する。

# 戸田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 10 月 7 日 規則第 46 号  
改正 昭和 57 年 12 月 23 日 規則第 34 号  
平成 18 年 3 月 31 日 規則第 18 号  
平成 31 年 3 月 29 日 規則第 18 号  
令和元年 10 月 1 日 規則第 15 号

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 44 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第 2 章 災害弔慰金の支給

### (支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下この章において同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。以下この章において同じ。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### (必要書類の提出)

第 3 条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

## 第 3 章 災害障害見舞金の支給

### (支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### (必要書類の提出)

第 5 条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（第1号様式）を提出させるものとする。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

（借入れの申込み）

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

- （1）借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- （2）貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- （3）貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- （4）保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- （1）世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- （2）被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- （3）その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付け決定通知書（第3号様式）を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付け不承認決定通知書（第4号様式）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付け決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した災害援護資金借用書）（第5号様式）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

( 繰上償還の申出 )

第 1 2 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書( 第 6 号様式 )を市長に提出するものとする。

( 償還金の支払猶予 )

第 1 3 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書( 第 7 号様式 )を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書( 第 8 号様式 )を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書( 第 9 号様式 )を、当該借受人に交付するものとする。

( 違約金の支払免除 )

第 1 4 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書( 第 1 0 号様式 )を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書( 第 1 1 号様式 )を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書( 第 1 2 号様式 )を、当該借受人に交付するものとする。

( 償還免除 )

第 1 5 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者( 以下「償還免除申請者」という。 )は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書( 第 1 3 号様式 )を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

( 1 ) 借受人の死亡を証する書類

( 2 ) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

( 3 ) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書( 第 1 4 号様式 )を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書( 第 1 5 号様式 )を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

( 督 促 )

第 1 6 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

( 氏名又は住所の変更届等 )

第 1 7 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を市長に氏名等変更届( 第 1 6 号様式 )により提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第 1 8 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（昭和57年規則第34号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

### 附 則（平成18年規則第18号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に印刷されている様式及び様式を出力する電子計算機のプログラムが対応するまでの間については、取り繕って使用することができるものとする。

## 戸田市災害見舞金等支給条例

昭和43年3月29日 条例第10号

改正 昭和49年7月1日 条例第34号 昭和49年10月7日 条例第50号

昭和52年3月31日 条例第29号 昭和57年12月23日 条例第41号

昭和58年3月28日 条例第10号 平成24年3月27日 条例第8号

### (目的)

第1条 この条例は、市民が火災等により、災害を受けたときに、被災者又はその遺族に、災害見舞金又は弔慰金(以下「見舞金等」という。)を支給し、市民の生活安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (災害の種類)

第2条 災害の種類は、次のとおりとする。

- (1) 火災
- (2) 風水害
- (3) 地震
- (4) ガス等による爆発

### (見舞金等)

第3条 見舞金等は、次の表の区分に従い支給する。ただし、戸田市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第44号)第3条及び第9条に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金が支給されるときは、見舞金等は支給しない。

区 分	見 舞 金 等	
	単 身 世 帯	2 人 以 上 世 帯
全焼、全壊、流失	70,000 円	100,000 円
半焼、半壊	30,000 円	50,000 円
床上浸水	20,000 円	40,000 円
部分焼 火災による 水 損	20,000 円	40,000 円
死 亡	100,000 円	
負 傷 (全治2週間以上の傷害)	40,000 円	

2 前項の見舞金等の支給対象となる建物は、現に居住する建物とする。



( 受給資格及び要件 )

第 4 条 災害見舞金の受給資格は、市内で発生した第 2 条の災害で、かつ、災害発生時に市内に居住し、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の規定により本市の住民基本台帳に記録された者でなければならない。

2 弔慰金の受給範囲及び順位等は、戸田市災害弔慰金の支給等に関する条例第 4 条の例による。

( 届出及び支給 )

第 5 条 第 3 条の規定による見舞金等の給付を受けようとする者は、災証明書又は医師の診断書を添えて、災害を受けた日から 1 5 日以内に市長に届出なければならない。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の届出を受けたときは、その事由を確認し、支給の可否を決定しなければならない。

3 見舞金等の支給は、前項の決定後速やかに行うものとする。

( 給付の決定の取消 )

第 6 条 市長は、見舞金等の支給額を決定した後において次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、これを取り消しすることができる。

( 1 ) 故意に給付の事由を生じせしめたとき

( 2 ) 届出の内容に偽りがあったとき

( 見舞金等の返還 )

第 7 条 市長は、前条の規定により取り消した見舞金等が、すでに支給されていたときは、その全額又はその一部を返還させることができる。

( 委 任 )

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 4 9 年条例第 3 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 4 9 年条例第 5 0 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 5 2 年条例第 2 9 号）

この条例は、昭和 5 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 7 年条例第 4 1 号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 5 8 年条例第 1 0 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 8 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 24 年 7 月 9 日（以下「施行日」という。）から施行する。

## 生活福祉資金貸付制度要綱

### 第1 目的

この要綱は、低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

### 第2 実施主体

- 1 生活福祉資金（以下「資金」という。）の貸付けは、社会福祉法第110条第1項に規定する都道府県社会福祉協議会（以下「都道府県社協」という。）が行うものとする。
- 2 都道府県社協は、資金の貸付業務の一部を当該都道府県の区域内にある社会福祉法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）に委託することができる。

### 第3 貸付対象

資金の貸付けの対象となる世帯は、次の各号に掲げる世帯とする。

ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が属する世帯を除くものとする。

- (1) 資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより自立自活できると認められる世帯であって、自立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるもの（以下「低所得世帯」という。）
- (2) 次に掲げる身体障害者、知的障害者又は精神障害者（以下「障害者」という。）の属する世帯（以下「障害者世帯」という。）
  - ア 身体障害者福祉法第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者
  - イ 「療育手帳制度について」（昭和48年厚生事務次官通知）別紙療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受けている者（現に障害者自立支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者を含む。）
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（現に障害者自立支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者を含む。）
- (3) 65歳以上の高齢者の属する世帯（以下「高齢者世帯」という。）

### 第4 資金の種類

資金の種類は、次の4種類とする。

#### 1 総合支援資金

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯であって、次のいずれの条件にも該当する世帯に対し、(1)から(3)に掲げる費用として貸し付ける資金をいう。

- ア 低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- イ 資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）の本人確認が可能であること
- ウ 現に住居を有していること又は住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当（以下「住宅手当」という。）の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- エ 実施主体及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること
- オ 実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
- カ 失業等給付、就職安定資金融資、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと

( 1 ) 生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用

( 2 ) 住宅入居費

敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用

( 3 ) 一時生活再建費

生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用

2 福祉資金

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）に対し、次の各号に掲げる費用として貸し付ける資金をいう。

( 1 ) 福祉費

日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる費用

( 2 ) 緊急小口資金

次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用

ア 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき

イ 給与等の盗難又は紛失によって生活費が必要なとき

ウ 火災等被災によって生活費が必要なとき

エ その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき

3 教育支援資金

低所得世帯に対し、次の各号に掲げる費用として貸し付ける資金をいう。

( 1 ) 教育支援費

低所得世帯に属する者が学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。以下「高等学校」という。）、大学（短期大学及び専修学校の専門課程を含む。）又は高等専門学校に就学するのに必要な経費

( 2 ) 就学支度費

低所得世帯に属する者が高等学校、大学（短期大学及び専修学校の専門課程を含む。）又は高等専門学校への入学に際し必要な経費

#### 4 不動産担保型生活資金

次の各号に掲げる資金をいう。

##### (1) 不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯であって、次のいずれにも該当する世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金

ア 借入申込者が単独で所有している居住用不動産(同居の配偶者とともに連帯して資金の貸付けを受けようとする場合に限り、当該配偶者と共有している不動産を含む。)に居住している世帯であること

イ 借入申込者が所有している居住用不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと

ウ 借入申込者に配偶者又は借入申込者若しくは配偶者の親以外の同居人がいないこと

エ 借入申込者の属する世帯の構成員が原則として65歳以上であること

オ 借入申込者の属する世帯が市町村民税非課税程度の低所得世帯であること

##### (2) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯であって、次のいずれにも該当する世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金

ア 借入申込者が単独で概ね500万円以上の資産価値の居住用不動産(借入申込者の配偶者とともに連帯して資金の貸付けを受けようとする場合に限り、当該配偶者と共有している不動産を含む。)を所有していること

イ 借入申込者が所有している居住用不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと

ウ 借入申込者及び配偶者が原則として65歳以上であること

エ 借入申込者の属する世帯が、本制度を利用しなければ、生活保護の受給を要することとなる要保護世帯であると保護の実施機関(生活保護法第19条第4項に規定する保護の実施機関をいう。以下同じ。)が認めた世帯であること

#### 第5 貸付金額の限度

貸し付ける資金(以下「貸付金」という。)の額は、次に掲げるとおりとする。なお、貸付限度額は、都道府県社協の会長(以下「都道府県社協会長」という。)が借入申込者の資金の用途や必要性、償還能力等を十分勘案し決定するものとする。

##### 1 総合支援資金

###### (1) 生活支援費

二人以上の世帯は月額200,000円以内。単身世帯は月額150,000円以内。また、貸付期間(貸付金を交付する期間をいう。以下同じ。)は、12月以内の期間とする。ただし、当該期間内であっても、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)が自立した生活を営むことが可能となった場合には、貸付けを行わないものとする。

###### (2) 住宅入居費

400,000円以内

( 3 ) 一時生活再建費

600,000円以内

2 福祉資金

( 1 ) 福祉費

5,800,000円以内。なお、資金目的に応じた貸付上限額の目安は別に定めるものとする。

( 2 ) 緊急小口資金

100,000円以内

3 教育支援資金

( 1 ) 教育支援費

ア 高等学校

月額35,000円以内

イ 高等専門学校

月額60,000円以内

ウ 短期大学(専修学校専門課程を含む。)

月額60,000円以内

エ 大学

月額65,000円以内

( 2 ) 就学支度費

500,000円以内

4 不動産担保型生活資金

( 1 ) 不動産担保型生活資金

ア 本資金の借入申込者が現に居住している建物及び土地のうち土地(以下「本件土地」という。)の評価額の7割を標準として都道府県社協会長が定めた額。

イ 1月当たりの貸付額は、300,000円以内で都道府県社協会長及び借入申込者が契約により定めた額

( 2 ) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

ア 本資金の借入申込者が現に所有している居住用不動産(以下「本件不動産」という。)の評価額の7割(集合住宅の場合は5割)を標準として都道府県社協会長が定めた額

イ 1月当たりの貸付額は、当該世帯の貸付基本額の範囲内で都道府県社協会長及び借入申込者が契約により定めた額

ウ 前号の貸付基本額は、当該世帯の最低生活費等を勘案し、保護の実施機関が定めた額とする。

5 貸付限度額の特例

貸付限度額について、特に必要と認められるときは、厚生労働大臣が特別の措置を講ずることができるものとする。

## 第6 貸付けの方法

### 1 貸付金の据置期間及び償還期限

貸付金の据置期間及び償還期限は、次表のとおりとする。ただし、災害を受けたことにより、総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、次表の規定にかかわらず、据置期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。

資金の種類		据置期間	償還期限
総合支援資金	生活支援費	最終貸付日から6月以内	据置期間経過後20年以内
	住宅入居費	貸付けの日（生活支援費とあわせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日）から6月以内	
	一時生活再建費		
福祉資金	福祉費	貸付けの日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6月以内	据置期間経過後20年以内
	緊急小口資金	貸付けの日から2月以内	据置期間経過後8月以内
教育支援資金	教育支援費	卒業後6月以内	据置期間経過後20年以内
	就学支度費		
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	契約の終了後3月以内	据置期間終了時
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金		

### 2 貸付金の利率

(1) 総合支援資金及び福祉費の貸付金の利率は、連帯保証人を立てる場合は無利子とし、連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後年1.5パーセントとする。

(2) 緊急小口資金及び教育支援資金は、無利子とする。

(3) 不動産担保型生活資金（第4の4の(1)に規定する「不動産担保型生活資金」をいう。以下同じ。）及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付金の利率は、都道府県社協会長が年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）ごとに、年3パーセント又は当該年度における4月1日（当日が金融機関等休業日の場合はその翌営業日）時点の銀行の長期プライムレートのいずれか低い方を基準として定めるものとする。

(4) 不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付金の利子は、初回の貸付金の交付日の属する月から起算して36月ごとの期間中の貸付金の総額ごとに、当該期間の最終日

(当該期間の途中で貸付けを停止した場合は、当該貸付停止日)の翌日から当該貸付金の償還期限までの間、日数により計算して付するものとする。

### 3 貸付けの特例

貸付金の据置期間、償還期限及び利率について、特に必要と認められるときは、厚生労働大臣が特別の措置を講ずることができるものとする。

### 4 貸付金の交付

貸付金の交付は、一括、分割又は月決めの交付の方法によるものとする。ただし、総合支援資金のうち生活支援費、不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金については次の方法によるものとする。

(1) 生活支援費貸付金は、原則として1月ごとに交付するものとする。

(2) 不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金

ア 貸付期間は、貸付元利金(貸付金とその利子を合計した金額をいう。以下同じ。)が貸付限度額に達するまでの期間とする。

イ 不動産担保型生活資金の貸付金は、原則として3月ごとに交付するものとする。ウ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付金は、原則として1月ごとに交付するものとする。

### 5 貸付金の償還

(1) 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金の貸付金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。ただし、借受人は、いつでも繰上償還することができる。

(2) 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金の貸付金の償還は、元金均等償還の方法によることを原則とする。

## 第7 連帯借受人

1 借入を希望する世帯に属する者が就職、転職、就学又は技能を習得するために、福祉費又は教育支援資金の借入申込を行うに当たっては、当該者が借受人となった場合は、生計中心者が連帯債務を負担する借受人(以下「連帯借受人」という。)として加わらなければならない。ただし、生計中心者が借受人となった場合は、当該者が連帯借受人として加わらなければならない。

2 1により連帯借受人を立てた場合には、原則として連帯保証人は必要としないものとする。この場合、第6の2の(1)においては、連帯保証人を立てたものとみなす。

## 第8 連帯保証人

1 借入申込者は、原則として連帯保証人を立てるものとする。ただし、連帯保証人を立てない場合でも、資金の貸付けを受けることができるものとする。

2 緊急小口資金又は要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付けを受けようとするときは、連帯保証人を必要としないものとする。

3 不動産担保型生活資金の連帯保証人については、第17の1の規定による。



- 4 連帯保証人は、原則として1名とする。
- 5 連帯保証人は、借受人と別世帯に属する者であって、原則として借受人と同一都道府県に居住し、かつ、その世帯の生活の安定に熱意を有する者とする。ただし、貸付対象世帯の状況から同一都道府県に居住する連帯保証人が得られない場合には、この限りでない。
- 6 借受人又は借入申込者は、他の借受人又は借入申込者の連帯保証人となることはできない。

## 第9 重複貸付及び再貸付

### 1 重複貸付

同一世帯に対して資金(資金ごとに細分された経費の種類を含む。以下同じ。)を同時に貸し付ける場合には、資金の性格から判断して貸し付けられるものとする。

### 2 再貸付

同種の資金の再度にわたる貸付けは、次の各号の場合に限り行うことができる。この場合において、特に借受世帯の償還能力を勘案し貸し付けるものとする。

- (1) 借受人又は借受人の属する世帯が災害その他やむを得ない事情にあると認められるとき
- (2) 借受人の自立更生を促進するために特に必要があると認められるとき

## 第10 貸付決定及び契約締結

- 1 都道府県社協会長は、借入申込者(要保護世帯向け不動産担保型生活資金の借入申込者の場合は、本制度の利用に関してあらかじめ保護の実施機関から通知を受けている者に限る。)から資金の借入れの申込みがあったときは、申込みの内容を審査し、貸付けの決定をするものとする。
- 2 都道府県社協会長は、資金の貸付けを決定したときは、借入申込者に対し貸付決定通知書を交付し、貸付けに係る契約を締結(以下「貸付契約」という。)するとともに、借入申込者から借用書の提出を受けるものとする。

## 第11 借受人等の責務

- 1 借受人は、借入の目的に即した資金の使用や市町村社協及び都道府県社協、民生委員が行う必要な相談支援により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を送れるよう努めなければならない。
- 2 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金の借受人は、あらかじめ償還計画を策定し、都道府県社協会長との契約に定める償還方法により、償還期限までに貸付金を償還しなければならない。
- 3 借受人、連帯借受人、連帯保証人は市町村社協及び都道府県社協から、契約で定めた内容等に関する問い合わせを受けたとき又は定期的な報告を求められたときは、回答又は報告を行わなければならない。
- 4 不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金の借受人は、都道府県社協会長の承認を受けずに居住用不動産の譲渡、居住用不動産に対する賃借権等の利用権又は抵当権等の担保権の設定、居住用不動産の損壊その他居住用不動産に係る一切の法律上及び事実上の処分をしてはならない。

- 5 不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金の借受人は、都道府県社協会長の求めがあれば、本件土地及び本件不動産の再評価その他貸付けの実施に必要な調査に協力しなければならない。
- 6 不動産担保型生活資金の借受人は、都道府県社協会長の承認を受けずに配偶者又は借受人若しくは配偶者の親以外の者を同居させてはならない。
- 7 借受人、連帯借受人、連帯保証人、又は借受人が要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用することに同意した推定相続人(不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金の借入申込者の相続が開始した場合に相続人となるべき者をいう。以下同じ。)は次のいずれかに該当する場合は、直ちに都道府県社協会長に届け出なければならない。
- (1) 借受人の氏名に変更があったとき
  - (2) 借受人が就職等による自立又は必要な資金の融通を他から受ける等して、貸付けの目的を達成したとき
  - (3) 借受人が生活保護受給を開始したとき
  - (4) 借受人が転居し、又は入院若しくは社会福祉施設等への入所等により居住用不動産を長期間にわたり不在にするとき
  - (5) 借受人が仮差押若しくは仮処分(以下「民事保全」という。)又は強制執行若しくは競売(以下「民事執行」という。)の申立てを受けたとき
  - (6) 借受人が破産又は民事再生手続開始(以下「破産等」という。)の申立てを受け、又は申立てをしたとき
  - (7) 借受人に関し成年後見、保佐又は補助開始の審判、任意後見監督人選任の審判その他借受人の身の状況に著しい変更があったとき
  - (8) 借受人が死亡したとき
  - (9) 連帯借受人又は連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき
  - (10) 連帯借受人又は連帯保証人の状況に著しい変更があったとき
  - (11) 不動産担保型生活資金の貸付けにおいて次の変更等があったとき
    - ア 借受人の推定相続人の範囲に変更があったとき
    - イ 同居者の転出入その他借受人の属する世帯の状況に著しい変更があったとき
    - ウ 居住用不動産が法令により収用又は使用されたとき
    - エ 滅失、損壊その他の事由によって居住用不動産の価値が著しく減少したとき
  - (12) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付けにおいて次の変更等があったとき
    - ア 借受人の推定相続人の範囲に変更があったことを知ったとき
    - イ 借受人の推定相続人の氏名又は住所に変更があったことを知ったとき
    - ウ 貸付けを受けた時点において世帯に属していた者以外の者を同居させようとするとき
    - エ 本件不動産が法令により収用又は使用されたとき
    - オ 滅失、損壊その他の事由によって本件不動産の価値が著しく減少したとき
  - (13) その他都道府県社協会長が定めた事由が生じたとき
- 8 その他、借受人、連帯借受人及び連帯保証人は、都道府県社協会長との契約に定める条件を遵守しなければならない。

## 第12 一時償還及び貸付けの停止及び解約

- 1 都道府県社協会長は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求し、又は将来に向かって貸付けを停止し若しくは貸付契約を解約することができる。
  - (1) 借受人が貸付金の用途をみだりに変更し、又は他に流用したとき
  - (2) 借受人が虚偽の申込みその他不正な手段により貸付けを受けたとき
  - (3) 借受人がその責務に違反したとき
  - (4) 借受人が借受期間中に就職等による自立又は必要な資金の融通を他から受ける等して、貸付けの目的を達成したと認められるとき
  - (5) 借受人が貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき
  - (6) 借受人が生活保護受給を開始したとき
  - (7) 借受人が民事保全又は民事執行の申立てを受けたとき
  - (8) 借受人が破産等の申立てをし、又は申立てを受けたとき
  - (9) 不動産担保型生活資金又は要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付けにおいて次のいずれかの変更等があったとき
    - ア 借受人が転居等により居住用不動産に居住しなくなったとき
    - イ 居住用不動産が法令に基づき収用又は使用されたとき
    - ウ 滅失、損壊その他の事由によって居住用不動産の価値が著しく減少したとき
  - (10) 借受人が都道府県社協会長から求められた貸付限度額の変更に応じないとき
  - (11) 借受人又は借受人の属する世帯の者が暴力団員であることが判明したとき
  - (12) その他貸付け又は貸付契約を継続しがたい事由が生じたとき
- 2 生活支援費の貸付けにおいて、都道府県社協会長は、借受人が貸付期間中に一時的に他の公的給付又は公的な貸付けを受け、生活費をまかなうことができる場合には、当該給付又は貸付けを受けている間は、貸付けを停止するものとする。
- 3 不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付けの場合は、都道府県社協会長は、貸付元利金が貸付限度額に達したときは、貸付けを停止するものとする。
- 4 借受人は、都道府県社協会長に申し出て貸付けの停止を求め、又は貸付契約を解約することができる。

## 第13 延滞利息

- 1 都道府県社協会長は、借受人が貸付元利金を定められた償還期限までに償還しなかったときは、延滞元金につき年10.75パーセントの率をもって、当該償還期限の翌日から償還した日までの日数により計算した延滞利息を徴収する。ただし当該償還期限までに償還しなかったことについて、災害その他やむを得ない事由があると認められるとき又は不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金において償還のために行う居住用不動産の換価に日時を要すると認められるときは、この限りでない。

- 2 都道府県社協会長は、前項により計算した延滞利子がこれを徴収するのに要する費用に満たないと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

#### 第14 貸付金の償還猶予

- 1 都道府県社協会長は、借受人又は借受人の属する世帯が災害その他やむを得ない事由により償還期限までに貸付元利金を償還することが著しく困難になったと認められるときは借受人又は連帯保証人の申請に基づき貸付元利金の償還を猶予することができる。
- 2 都道府県社協会長は、教育支援資金に係る貸付金の償還期日において、当該資金の貸付けにより入学又は就学をした者が高等学校、大学若しくは高等専門学校に就学しているときは、貸付元利金の償還を猶予することができる。
- 3 都道府県社協会長は、不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金の借受人が死亡した場合であって、配偶者から承継の申出があった場合には、貸付契約の承継の決定をするまでの間について、当該配偶者の申請に基づき貸付元利金の償還を猶予することができる。
- 4 都道府県社協会長は、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付元利金が貸付限度額に達した後借受人が死亡した場合であって、配偶者が死亡するまでの間、当該配偶者の申請に基づき貸付元利金の償還を猶予することができる。
- 5 都道府県社協会長は、貸付元利金の償還を猶予した場合であっても、借受人が民事保全、民事執行若しくは破産等の申立てを受け、又は破産等の申立てをしたときその他必要があると認めるときは、償還の猶予を取り消すことができる。

#### 第15 償還免除

都道府県社協会長は、死亡その他やむを得ない事由により貸付元利金（延滞利子を含む。）を償還することができなくなったと認められるときは、貸付元利金（延滞利子を含む。）の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。

#### 第16 民生委員の役割

民生委員は、民生委員法第14条の職務内容に関する規定に基づき、都道府県社協及び市町村社協と緊密に連携し、本貸付事業の運営についても積極的に協力するものとする。具体的には、

- (1) 都道府県社協及び市町村社協、福祉事務所等関係機関と連携した本制度の広報・周知活動
- (2) 本制度の利用に関する情報提供、助言
- (3) 都道府県社協及び市町村社協の要請に基づく、借入申込者及び借受人の属する世帯の調査及び生活実態の把握
- (4) 借受人の自立更生に関する生活全般にわたる相談支援

等であり、借受人及び借入申込者の生活自立が図られるよう、民生委員の相談支援を通じたきめ細やかな対応が期待される。

## 第17 不動産担保型生活資金の貸付け

### 1 償還担保措置

#### (1) 不動産担保型生活資金

- ア 借入申込者は、都道府県社協会長のために所有している居住用不動産に関し根抵当権を設定し、登記をするものとする。
- イ 借入申込者は、都道府県社協会長のために所有している居住用不動産に関し代物弁済の予約に応じ、所有権移転請求権保全のための仮登記をするものとする。
- ウ 借入申込者は、その推定相続人の中から1名を連帯保証人として立てなければならない。
- エ 連帯保証人は、借受人と連帯して債務を負担するものとする。
- オ 連帯保証人の責任は、借入申込者が居住用不動産に設定した根抵当権の極度額を限度とする。
- カ 借入申込者は、貸付契約を締結することに関し、その連帯保証人以外の推定相続人の同意を得るよう努めなければならない。

#### (2) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

- ア 借入申込者は、都道府県社協会長のために本件不動産に関し根抵当権を設定し、登記をするものとする。
- イ 保護の実施機関は、本制度の利用について、推定相続人に対し必要な説明を行うよう努めるものとする。その際、本制度の利用についての同意を得るよう努めるものとし、同意が得られない場合であっても、本制度の趣旨等について必要な説明を行うものとする。

### 2 推定相続人の異動

#### (1) 不動産担保型生活資金

- ア 推定相続人がいなかった借受人に貸付契約の締結から終了までの間(以下「契約期間中」という。)に推定相続人が生じた場合は、当該推定相続人の中から1名を連帯保証人として立てなければならない。
- イ 契約期間中に連帯保証人が死亡又は破産したときは、借受人は推定相続人の中から代替りの連帯保証人を立てなければならない。
- ウ 契約期間中に連帯保証人が借受人の推定相続人でなくなったときは、借受人は推定相続人の中から新たに連帯保証人を立てなければならない。この場合において、当該推定相続人でなくなった連帯保証人の責任は、1の(1)のオの規定にかかわらず、新たな連帯保証人が保証契約を締結した時点までに貸し付けた貸付金及びその利子の償還を限度とする。
- エ 契約期間中に借受人に新たな推定相続人が生じた場合は、1の(1)のカの規定を準用する。

#### (2) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金契約期間中に借受人に新たな推定相続人が生じた場合については、1の(2)のイの規定を準用する。

### 3 不動産の再評価

- (1) 都道府県社協会長は、各単位期間ごとに本件土地又は本件不動産の再評価を行うものとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、都道府県社協会長は、滅失、損壊その他の事由によって本件不動産の価値が著しく減少したおそれがあると認めるときは、本件土地又は本件不動産の再評価を行うものとする。
- (3) 都道府県社協会長は、本件土地又は本件不動産の再評価を行った場合において、必要があると認めるときは、借受人に対し貸付限度額の変更を求めるものとする。

#### 4 契約の終了

貸付契約は、次のいずれかの事由が生じた場合に終了する。ただし、(1)については、5の規定に基づく貸付契約の承継が行われた場合は、この限りでない。

- (1) 借受人(連帯借受人がいる場合は借受人及び連帯借受人)が死亡したとき
- (2) 都道府県社協会長が貸付契約を解約したとき
- (3) 借受人が貸付契約を解約したとき

#### 5 貸付契約の承継

- (1) 借受人が死亡した場合であって、次のいずれにも該当する場合は、借受人の配偶者は都道府県社協会長と貸付金の承継に係る契約(以下「承継契約」という。)を締結し、貸付契約の承継を行うことができる。

ア 原則として配偶者が従来借受人と同居していたこと

イ 配偶者が居住用不動産を単独で相続し、登記をしていること

ウ 原則として配偶者が居住用不動産に引き続いて居住する予定であること

エ 借受人に係る貸付元利金が、承継の申し出があったときに行う再評価により算定した貸付限度額に達していないこと

- (2) 承継契約が締結された場合は、借受人の死亡時に遡って貸付契約は継続していたものとみなす。この場合において、借受人の死亡後、承継契約が締結されるまでの間に配偶者に対し貸し付けるべき資金は、承継契約の締結後速やかに交付するものとする。

#### 6 費用負担

- (1) 資金の借入申込みに必要な本件土地又は本件不動産の評価(再評価を除く。)、担保物件の登記(変更登記を除く。)にかかる費用は、不動産担保型生活資金の貸付けにおいては、借受人が負担するものとし、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付けにおいては、保護の実施機関が負担するものとする。

- (2) 再評価に係る不動産の評価、担保物権の変更登記、居住用不動産の処分その他の貸付契約に係る費用は、不動産担保型生活資金の貸付けのときは、借受人が負担するものとし、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付けのときは、都道府県社協が負担するものとする。

- (3) 上記(1)(2)以外に要するその他の費用は、借受人が負担するものとする。

#### 第18 その他

この要綱中「市町村社協」とあるのは、都の特別区及び指定都市の区の存する区域の社会福祉協議会については「区社協」と、社会福祉協議会が結成されていない市町村においては「市町村民生委員協議会」とそれぞれ読み替えるものとする。

#### 第19 経過措置

平成2年8月14日厚生省発社第398号厚生事務次官通知「生活福祉資金の貸付けについて」、平成13年12月17日厚生労働省発社援第537号本職通知「生活福祉資金(離職者支援資金)の貸付けについて」、平成14年12月24日厚生労働省発社援第1224001号本職通知「生活福祉資金(長期生活支援資金)の貸付けについて」、平成19年3月27日厚生労働省発社援第0327002

号本職通知「生活福祉資金（要保護世帯向け長期生活支援資金）の貸付けについて」に基づき貸し付けられた資金は、なお従前の例による。

## 戸田市自主防災組織防災器材等整備補助金交付要綱

平成3年4月27日

告示第61号

改正 平成4年12月22日告示第127号

平成7年4月28日告示第54号

平成8年4月26日告示第60号

平成9年4月24日告示第48号

平成17年6月30日告示第97号

平成23年2月28日告示第30号

平成25年5月16日告示第123号

平成26年7月24日告示第206号

平成27年7月23日告示第212号

平成30年5月21日告示第178号

令和元年6月21日告示第68号

戸田市自主防災組織防災器材等整備補助金交付要綱（昭和54年告示第60号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、市内の自主防災組織の育成強化を図るため、自主防災組織が防災活動を行う上で必要な防災器材等の整備事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、もって市民の防災意識の向上を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付及び手続等に関しては、この要綱に定めるもののほか戸田市補助金等交付規則（平成21年規則第6号）に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、地域の防災活動を行うため、町会、自治会を単位として、市民が自主的に組織した団体をいう。

（補助対象防災器材等）

第3条 毎年度内の補助対象とする防災器材等及び数量の範囲は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、自主防災組織が整備した前条の防災器材等の購入費に3分の2を乗じた額（当該金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

2 都市再生機構の補助金対象事業とされた防災倉庫の補助金の額は、前項に定める額に都市再生機構の補助金を加えた額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の長は、防災器材等整備補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。



(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合において、当該申請が適当であると認めるときは、防災器材等整備補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(補助事業の内容変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた自主防災組織の長は、防災器材等の整備の内容を変更又は中止しようとするときは、遅滞なく防災器材等整備変更・中止申請書(第3号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた自主防災組織の長は、防災器材等の整備が完了したときは、速やかに防災器材等整備実績報告書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、防災器材等整備補助金確定通知書(第5号様式)により、当該自主防災組織の長に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。

2 自主防災組織の長は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、防災器材等整備補助金請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年告示第127号)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成7年告示第54号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年告示第60号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年告示第48号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年告示第97号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年告示第30号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年告示第123号)

この告示は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成26年告示第206号）

この告示は、平成26年7月24日から施行する。

附 則（平成27年告示第212号）

この告示は、平成27年7月23日から施行する。

附 則（平成30年告示第178号）

この告示は、平成30年5月21日から施行する。

附 則（令和元年告示第68号）

この告示は、令和元年6月21日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象防災器材等及び数量

品名		数量
電池メガホン	ハンディタイプ	2
	ハンズフリータイプ	
トランジスタラジオ	手巻き式	1
作業服（男性用又は女性用）	上着	10
	ズボン	10
作業帽		10
雨合羽		10
防寒服		10
ビブス		10
ヘルメット		10
移動キャスター付救助工具セット		1
とび口		2
消火バケツ		5
バール		2
カケヤ		2
剣スコップ		2
ハンマー		2
2連伸縮はしご		2
のこぎり		2
救助ロープ		2
油圧ジャッキ		2
チェーンソー		1

緊急運搬救助具	車いす	1
	非常用階段避難車	
	牽引式車いす補助装置	1
可搬式スタンドパイプ		1
四つ折り担架		2
救急箱	大	1
	小	1
	詰め替え用(20人分)	1
防水シート		5
バック毛布		5
強カライト	通常タイプ	2
	ヘッドライト	
避難誘導旗		2
メガホン		5
トラロープ		2
鍋(直径48cm)		2
ミニ釜(3升)・かまどセット		1
鋳物ガスコンロ		2
ポリタンク(20L)		2
やかん(10L)		2
腕章		10
防災倉庫		1
テント	ワンタッチ式	2
	大	
	小	
発電機		1
投光器		1
アルミ折り畳み式リアカー		1
ガソリン携行缶(20L)		2
授乳・着替え用テント (プライベートテント)	大	1
	小	
水中ポンプ		1

(注) 防災倉庫は、未整備の自主防災会を優先するものとする。



## 5 . 被害履歴



### 近年の風水害による戸田市域の被害履歴

発生年月日	災害の原因	総雨量	被害
昭和 49 年 7 月 20 日 (1974 年)	集中豪雨	49mm	床上浸水 1 戸、床下浸水 21 戸、道路冠水 2 箇所
昭和 50 年 10 月 5 日 (1975 年)	台風第 13 号	63mm	床上浸水 1 戸、床下浸水 19 戸、道路冠水 9 箇所
昭和 50 年 11 月 7 日 (1975 年)	集中豪雨	67mm	床下浸水 4 戸
昭和 52 年 5 月 15 日 (1977 年)	集中豪雨	63mm	床下浸水 3 戸
昭和 52 年 8 月 13 日 (1977 年)	集中豪雨	90mm	床下浸水 7 戸
昭和 52 年 8 月 18 日 (1977 年)	集中豪雨	51.5mm	床上浸水 2 戸、床下浸水 99 戸
昭和 52 年 8 月 19 日 (1977 年)	集中豪雨	78.5mm	床上浸水 17 戸、床下浸水 177 戸
昭和 52 年 9 月 19 日 (1977 年)	台風第 11 号	79mm	床下浸水 4 戸、道路冠水 4 箇所
昭和 53 年 4 月 6 日 (1978 年)	集中豪雨	48mm	床上浸水 13 戸、床下浸水 78 戸、道路冠水 29 箇所
昭和 54 年 3 月 24 日 (1979 年)	集中豪雨	45.5mm	床下浸水 9 戸
昭和 54 年 5 月 8 日 (1979 年)	集中豪雨	50.5mm	床下浸水 17 戸、道路冠水 12 箇所
昭和 54 年 5 月 15 日 (1979 年)	集中豪雨	59mm	床下浸水 12 戸、道路冠水 7 箇所
昭和 54 年 8 月 3 日 (1979 年)	集中豪雨	36mm	床下浸水 5 戸、道路冠水 5 箇所
昭和 54 年 10 月 7 日 (1979 年)	台風第 18 号	80mm	床下浸水 1 戸
昭和 56 年 10 月 22 日 (1981 年)	台風第 24 号	152.5mm	床上浸水 12 戸、床下浸水 200 戸、道路冠水 52 箇所
昭和 57 年 4 月 15 日 (1982 年)	集中豪雨	53.5mm	床下浸水 9 戸、道路冠水 24 箇所
昭和 57 年 9 月 11 日~12 日 (1982 年)	台風第 18 号	174.4mm	床上浸水 93 戸、床下浸水 832 戸、建物半壊 1 戸、道路冠水 100 箇所
昭和 57 年 11 月 30 日 (1982 年)	集中豪雨	107mm	床下浸水 12 戸、道路冠水 26 箇所
昭和 60 年 6 月 30 日~7 月 1 日 (1985 年)	台風第 6 号	88.5mm	床下浸水 1 戸、宅地内浸水 1 戸、街路樹の倒壊 10 本、道路冠水 1 箇所
昭和 60 年 7 月 14 日 (1985 年)	集中豪雨	51.5mm	床上浸水 1 戸、床下浸水 4 戸
昭和 60 年 7 月 20 日 (1985 年)	集中豪雨	31mm	道路冠水 3 箇所
昭和 61 年 8 月 4 日 (1985 年)	台風第 10 号	170.5 mm	床上浸水 9 戸、床下浸水 27 戸、道路冠水 48 箇所、堤防の崩れ 10 箇所
平成 3 年 9 月 18 日~19 日 (1991 年)	台風第 18 号	218mm	床上浸水 43 戸、床下浸水 89 戸、河川溢水 5 箇所、道路冠水 71 箇所
平成 4 年 10 月 8 日~ 9 日 (1992 年)	集中豪雨	111.5mm	床下浸水 4 戸
平成 5 年 8 月 26 日~27 日 (1993 年)	台風第 11 号	160.5mm	床上浸水 3 戸、床下浸水 4 戸、道路冠水 16 箇所

発生年月日	災害の原因	総雨量	被害
平成 7 年 8 月 2 日 (1995 年)	集中豪雨	53mm	床下浸水 6 戸、道路冠水 9 箇所
平成 8 年 9 月 21 日~22 日 (1996 年)	台風第 17 号	151mm	床下浸水 1 戸、道路冠水 14 箇所、堤防亀裂 1 箇所
平成 9 年 5 月 17 日 (1997 年)	集中豪雨	58.5mm	床下浸水 9 戸、道路冠水 4 箇所
平成 9 年 6 月 28 日~29 日 (1997 年)	台風第 8 号	0.5mm	倒木等 6 箇所
平成 10 年 8 月 29 日~31 日 (1998 年)	台風第 4 号	201.1mm	床下浸水 1 戸、道路冠水 5 箇所、堤防崩れ 1 箇所
平成 10 年 9 月 15 日~16 日 (1998 年)	台風第 5 号	192.5mm	床上浸水 6 戸、床下浸水 9 戸、道路冠水 10 箇所
平成 11 年 7 月 21 日 (1999 年)	集中豪雨	114mm	床上浸水 14 戸、床下浸水 23 戸、道路冠水 59 箇所、 店舗浸水等 24 箇所、停電 2,090 戸
平成 12 年 7 月 7 日~ 8 日 (2000 年)	台風第 3 号	118mm	道路冠水 10 箇所、倒木・看板倒壊等 3 箇所
平成 12 年 8 月 9 日 (2000 年)	集中豪雨	50mm	床上浸水 2 戸、床下浸水 12 戸、道路冠水 9 箇所、 店舗浸水等 14 箇所
平成 13 年 7 月 18 日 (2001 年)	集中豪雨	91mm	道路冠水 5 箇所
平成 13 年 8 月 21 日~22 日 (2001 年)	台風第 11 号	82.5mm	道路冠水 7 箇所
平成 13 年 9 月 10 日~11 日 (2001 年)	台風第 15 号	118.5mm	道路冠水 1 箇所、倒木等 4 箇所
平成 14 年 7 月 10 日 (2002 年)	台風第 15 号	39mm	床上浸水 1 戸
平成 14 年 8 月 4 日 (2002 年)	集中豪雨	41mm	床上浸水 1 戸、床下浸水 2 戸、道路冠水 5 箇所
平成 16 年 9 月 30 日 (2004 年)	台風第 21 号	62mm	道路冠水 1 箇所
平成 16 年 10 月 9 日 (2004 年)	台風第 22 号	218mm	床下浸水 20 戸、道路冠水 35 箇所
平成 16 年 10 月 20 日 (2004 年)	台風第 23 号	167mm	道路冠水 10 箇所
平成 17 年 9 月 4 日 (2005 年)	集中豪雨	174mm	床上浸水 89 戸、床下浸水 114 戸、道路冠水 138 箇所
平成 18 年 5 月 24 日 (2006 年)	集中豪雨	83mm	床上浸水 11 戸、床下浸水 25 戸、道路冠水 45 箇所
平成 18 年 12 月 26 日~27 日 (2006 年)	集中豪雨	184 mm	床上浸水 1 戸、道路冠水 17 箇所
平成 19 年 9 月 5 日~ 7 日 (2007 年)	台風第 9 号	131 mm	土のう対応 4 箇所
平成 20 年 8 月 16 日 (2008 年)	集中豪雨	市役所 47.5mm 美笹支所 39.5mm	道路冠水 2 箇所
平成 21 年 8 月 10 日~11 日 (2009 年)	台風第 9 号	市役所 58.5mm 美笹支所 52mm	土のうに関する問合せ 2 件
平成 21 年 10 月 7 日~ 8 日 (2009 年)	台風第 18 号	122.5mm	床下浸水 1 戸、道路冠水 21 箇所、 土のう対応 2 箇所
平成 22 年 7 月 4 日 (2010 年)	集中豪雨	市役所 31mm 美笹支所 43.5mm	マンション入口冠水 1 箇所



発生年月日	災害の原因	総雨量	被害
平成 22 年 7 月 5 日 (2010 年)	集中豪雨	市役所 43.5mm 美笹支所 62.5mm	マンション入口冠水 1 箇所
平成 22 年 12 月 3 日 (2010 年)	集中豪雨	市役所 68mm 美笹支所 72mm	道路冠水 2 箇所
平成 23 年 8 月 26 日 (2011 年)	集中豪雨	市役所 98mm 美笹支所 63.5mm	床上浸水 3 戸、床下浸水 24 戸、道路冠水 71 箇所
平成 23 年 9 月 21 日 (2011 年)	台風第 15 号	市役所 120.5mm 美笹支所 146.0mm	負傷(軽傷) 1 名、倒木 17 本、 家屋一部破損 18 件
平成 24 年 6 月 19 日~20 日 (2012 年)	台風第 4 号	市役所 58.5mm 美笹支所 74.5mm	負傷(軽傷) 1 名、倒木 4 本、 倒木による停電約 300 世帯
平成 25 年 9 月 15 日~16 日 (2013 年)	台風第 18 号	市役所 157.5mm 美笹支所 173.0mm	床下浸水 1 戸、道路冠水 26 箇所、倒木等 3 箇所
平成 25 年 10 月 15 日~16 日 (2013 年)	台風第 26 号	市役所 169.0mm 美笹支所 200.0mm	床上浸水 1 戸、床下浸水 2 戸、道路冠水 29 箇所、 倒木・倒柱等 9 箇所
平成 25 年 10 月 25 日~26 日 (2013 年)	台風第 27 号 及び第 28 号	市役所 56.0mm 美笹支所 66.0mm	土のう対応 11 箇所
平成 26 年 6 月 5 日~ 8 日 (2014 年)	大雨	市役所 251.0mm 美笹支所 269.0mm	道路冠水 2 箇所
平成 26 年 6 月 25 日 (2014 年)	集中豪雨	市役所 67.0mm 美笹支所 90.5mm	床上浸水 2 戸、床下浸水 5 戸、地下駐車場浸水 2 箇所、道路冠水 33 箇所、 停電 1 件、車両閉じ込め救助要請 1 件
平成 26 年 10 月 6 日 (2014 年)	台風第 18 号	市役所 225.0mm 美笹支所 241.0mm	道路冠水 6 箇所
平成 27 年 9 月 9~10 日 (2015 年)	台風第 18 号	市役所 250.0mm 美笹支所 259.0mm	床下浸水 1 件、道路冠水 16 箇所
平成 28 年 8 月 22 日 (2016 年)	台風 9 号	市役所 132.0mm 美笹支所 149.5mm	床上浸水 2 件、床下浸水 27 件、道路冠水 108 箇所
平成 28 年 8 月 27 日 (2016 年)	集中豪雨	市役所 68.0mm 美笹支所 45.0mm	道路冠水 9 箇所
平成 29 年 8 月 19 日 (2017 年)	大雨	市役所 63.0mm 美笹支所 86.0mm	道路冠水 7 箇所
平成 29 年 10 月 19 日 (2017 年)	台風 21 号	市役所 203.0mm 美笹支所 239.0mm	道路冠水 1 箇所
平成 30 年 3 月 9 日 (2018 年)	大雨	市役所 124.0mm 美笹支所 134.5mm	道路冠水 5 箇所
平成 30 年 8 月 27 日 (2018 年)	大雨	市役所 74.5mm 美笹支所 74.5mm	道路冠水 8 箇所
平成 30 年 9 月 18 日 (2018 年)	大雨	市役所 78.0mm 美笹支所 48.0mm	床上浸水 3 件、床下浸水 2 件、道路冠水 44 箇所
平成 30 年 9 月 30 日~10 月 1 日 (2018 年)	台風 24 号	市役所 30.0mm 美笹支所 38.5mm	家屋一部破損 6 件、非住家被害 16 件、倒木 24 本

発生年月日	災害の原因	総雨量	被害
令和元年 9 月 8 日 (2019 年)	台風 15 号	市役所 56.0mm 美笹支所 95.0mm	住家被害 1 件、非住家被害 2 件、倒木 10 本
令和元年 10 月 12 日 ~ 10 月 13 日 (2019 年)	台風 19 号	237.0mm	軽症 2 名、床上浸水 125 件、床下浸水 49 件、越水・溢水 8 箇所、通行止め 18 箇所、一部地域停電
令和 2 年 8 月 13 日 (2020 年)	大雨	市役所 51.0mm 美笹支所 92.0mm	道路冠水 4 箇所
令和 5 年 6 月 2 日 ~ 6 月 3 日 (2023 年)	大雨	市役所 305.0mm 美笹支所 300.5mm	通行止め 2 箇所、床上浸水 9 件、床下浸水 2 件

主な地震による戸田市域の被害履歴

発生年	地震名	震源 ( M )	被害
弘仁 9 年 ( 818 年 )	弘仁地震	関東北部 M7.5 以上	武蔵国など 6 か国に地震、多数の百姓圧死。
慶安 2 年 ( 1649 年 )	慶安武蔵地震	川越近辺 M7.0	武蔵・下野地方において大きな被害が発生。
元禄 16 年 ( 1703 年 )	元禄地震	相模湾 M7.9~8.2	小田原での被害が甚大で、東海道は川崎から小田原まで全滅状態。江戸周辺でも被害は大きく、蕨において震度 5 を記録。
安政 2 年 ( 1855 年 )	安政江戸地震	江戸 M6.9±0.1	江戸下町で被害が大きかった。市内における被害は不明だが、震度 5~6 と推定される。
大正 12 年 9 月 1 日 ( 1923 年 )	関東地震	相模湾 M7.9	市内の被害は、住宅の全潰 142 戸、半潰 148 戸、破損 763 戸、非住宅の全潰 153 棟、半潰 137 棟、破損 800 棟、死者 3 人、負傷者 4 人。震度は 5~6。
昭和 6 年 9 月 21 日 ( 1931 年 )	西埼玉地震	M6.9	埼玉県では死傷者 125 人、住宅の全潰 63 戸、半潰 123 戸、市内では震度 4~5。
昭和 43 年 7 月 1 日 ( 1968 年 )	埼玉県中部	M6.1	東京で負傷 6 名、家屋一部破損 15 件、非住宅破損 1 件、栃木で負傷 1 名。
平成元年 2 月 19 日 ( 1989 年 )	茨城県南西部	M5.6	熊谷で震度 3、負傷者 2 名、火災 2 件、塀、壁、車、窓ガラス等破損。
平成 16 年 10 月 23 日 ( 2004 年 )	新潟中越地震	M6.5	戸田市震度 4。大きな被害は発生せず。
平成 17 年 2 月 16 日 ( 2005 年 )	茨城県南部	M5.3	戸田市震度 4。大きな被害は発生せず。
平成 17 年 7 月 23 日 ( 2005 年 )	千葉県北西部	M6.0	戸田市震度 4。大きな被害は発生せず。
平成 17 年 8 月 16 日 ( 2005 年 )	宮城県沖	M7.2	戸田市震度 4。大きな被害は発生せず。
平成 17 年 10 月 16 日 ( 2005 年 )	茨城県南部	M5.1	戸田市震度 4。住宅設備一部破損 1 件、エレベーター閉じこめ 1 件。
平成 23 年 3 月 11 日 ( 2011 年 )	東北地方太平洋沖	M9.0	戸田市内震度 5 強。負傷(軽傷)7 名、建物損壊等 101 件、エレベーター閉じこめ数件。
平成 24 年 12 月 7 日 ( 2012 年 )	三陸沖	M7.3	戸田市震度 4。大きな被害は発生せず。
平成 25 年 11 月 10 日 ( 2013 年 )	茨城県南部	M5.5	戸田市震度 4。大きな被害は発生せず。
平成 26 年 9 月 16 日 ( 2014 年 )	茨城県南部	M5.6	戸田市震度 4。大きな被害は発生せず。
平成 27 年 5 月 30 日 ( 2015 年 )	小笠原諸島西方沖	M8.1	戸田市震度 4。ライフライン被害 1 件、家庭用水道にごり水発生 6 件、排水溝の水漏れ 1 件。
平成 28 年 5 月 16 日 ( 2016 年 )	茨城県南部	M5.6	戸田市震度 4。大きな被害は発生せず。
平成 28 年 7 月 17 日 ( 2016 年 )	茨城県南部	M5.0	戸田市震度 4
令和 3 年 2 月 13 日 ( 2021 年 )	福島県沖	M7.1	戸田市震度 4
令和 3 年 10 月 7 日 ( 2021 年 )	千葉県北西部	M5.9	戸田市震度 4



## 6 . その他一覧



## 防災行政無線局一覧

### 固定系（子局）(1)

番号	受信所名	受信所住所	分割放送	備考
1	喜沢小学校	喜沢 1-48-6	A	
2	喜沢中学校	喜沢南 1-6-29	B	
3	東部福祉センター	下前 1-2-20	B	
4	上町第二公園	下戸田 2-19	-	280MHz
5	戸田市消防署東部分署	下前 1-14-20	A	スピーカーはマンション戸田橋に設置
6	戸田南小学校	本町 4-8-2	B	
7	消防団第 5 分団詰所	川岸 2-6-18	A	
8	戸田中学校	本町 5-8-46	A	
9	戸田第一小学校	上戸田 3-7-5	B	
10	新曽第二区画整理事業 47-1 街区	大字新曽 14	B	
11	新曽沖内児童遊園地	大字新曽 261-2	-	280MHz
12	パークプレイス	本町 3-11-15	B	
13	新曽ポンプ場	新曽南 3-1	A	
14	芦原ちびっ子広場	大字新曽 1604	-	280MHz
15	新曽中学校	大字新曽 1448	B	
16	新曽福祉センター	大字新曽 1395	B	
17	新曽小学校	新曽南 2-13-8	A	
18	北部公園	笹目北町 9-5	-	280MHz
19	水道 5 号井戸	笹目 1-13-21	-	280MHz
20	新曽南 4 丁目児童遊園地	新曽南 4-5	-	280MHz
21	蕨戸田衛生センター	大字美女木 978-1	A	
22	美女木小学校	美女木 2-33-1	B	
23	重瀬公園	美女木 1-22	-	280MHz
24	藪雨公園	美女木 3-12	-	280MHz
25	柳坪公園	笹目 4-22	B	
26	笹目東小学校	笹目 3-17-12	A	
27	笹目南公園	笹目南町 16	-	280MHz
28	美谷本小学校	美女木 7-11-3	A	
29	美笹中学校	美女木 5-12-6	B	
30	笹目小学校	笹目 6-9-1	A	
31	早瀬公園	笹目 8-5	-	280MHz
32	センコー(株)戸田第 1 P D センター	早瀬 1-7-30	A	
33	後第二公園	喜沢 1-8	B	
34	喜沢第二公園	喜沢 2-17	B	
35	中町公園	中町 1-11	A	スピーカー 1 台は後第一公園に設置
36	喜沢南 2 丁目児童遊園地	喜沢南 2-6	A	
37	下前公園	下前 2-10	A	
38	児童センターこどもの国	本町 1-17-7	A	

固定系（子局）(2)

番号	受信所名	受信所住所	分割放送	備考
39	元蕨第二公園	上戸田 2-11	A	
40	上戸田 5 丁目用悪水路敷	上戸田 5-3-18	A	
41	大前公園	本町 2-15	B	
42	南町児童遊園地	南町 4-15	B	
43	戸田市消防本部	大字新曽 1875-1	A	
44	谷口北公園	笹目北町 4	B	
45	氷川町 2 丁目児童遊園地	氷川町 2-11	A	
46	根木橋児童遊園地	笹目南町 21	B	
47	惣右衛門公園	笹目 1-38	A	
48	砂場公園	美女木 4-14	A	
49	美女木公園	美女木 2-20	A	
50	番匠免公園	美女木 8-6	B	
51	修行目公園	美女木 6-4	A	
52	天王公園	笹目 5-19	B	
53	下町公園	笹目 6-26	A	
54	夏浜公園	笹目 7-9	A	
55	戸田第二小学校	喜沢南 2-2-37	A	
56	戸田第一スカイハイツ敷地	喜沢南 1-4-17	B	
57	北戸田住宅敷地内公園	美女木東 1-2-25	B	
58	早瀬第一地下道西	笹目 8-15-27 先	B	
59	笹目南公園北	笹目南町 23-12 先	A	
60	消防団第 4 分団詰所	中町 1-21-1	B	
61	早瀬 2 丁目水路敷	早瀬 2-25	A	
62	芦原小学校	大字新曽 1961	-	280MHz
63	戸田市役所	上戸田 1-18-1	A	
64	戸田東中学校	下戸田 1-11-5	A	
65	川岸 3 丁目遊園地	川岸 3-7	B	
66	向田児童遊園地	大字美女木 1117	B	
67	馬場ふれあい公園	新曽南 2-2	B	
68	新曽北児童遊園地	大字新曽 2342	B	
69	山宮公園	笹目 4-29	A	
70	心身障害者福祉センター	川岸 2-4-8	B	
71	新曽北小学校	大字新曽 1367	B	
72	山宮北公園	笹目 4-44	B	
73	新田口公園	上戸田 5-28	A	
74	根木橋公園	笹目 2-22	B	
75	新田公園	美女木 3-1	A	
76	笹目川親水公園	氷川町 3-14 地先	B	
77	美女木東地下道南	美女木東 1-5 地先	B	

令和 3 年 4 月 1 日現在



## 指定緊急避難場所及び指定避難所に指定される施設の概要

### 指定避難所一覧

地区		施設名	所在地	電話	防災用施設			収容能力	
					災害用 井戸	耐震性 貯水槽	防災備 蓄倉庫	避難所面積 (m <sup>2</sup> )	収容人員 (人)
下 戸 田 地 区	1	喜沢小学校	喜沢 1-48-6	442-6383		-		848	424
	2	喜沢中学校	喜沢南 1-6-29	444-6400		-		1,799	899
	3	戸田第二小学校	喜沢南 2-2-37	442-2675				951	475
	4	戸田東小学校	下戸田 1-11-15	442-3911		-		912	456
	5	戸田東中学校	下戸田 1-11-15	442-5844		-		1,637	818
	6	東部福祉センター	下前 1-2-20	443-1021	-	-		798	399
	7	心身障害者福祉センター	川岸 2-4-8	445-1828		-		456	228
上 戸 田 地 区	8	児童センターこどもの国	本町 1-17-7	443-2387	-	-		750	373
	9	戸田南小学校	本町 4-8-2	442-6384		-		884	442
	10	戸田中学校	本町 5-8-46	442-2627		-		1,773	886
	11	<sup>3</sup> 戸田公園管理事務所	戸田公園 5-27	442-2424				368	184
	12	<sup>3</sup> 埼玉県戸田艇庫第一艇庫	戸田公園 4-2	442-2424	-	-	-	127	63
	13	上戸田地域交流センター	上戸田 2-21-1	441-6551	-	-		730	365
	14	戸田第一小学校	上戸田 3-7-5	442-2268				924	462
	15	戸田市文化会館	上戸田 4-8-1	445-1311	-	-	-	1,695	847
新 曽 地 区	16	新曽小学校	新曽南 2-13-8	442-2774		-		889	444
	17	戸田翔陽高等学校	大字新曽 1093	442-4963	-	-	-	1,766	883
	18	新曽北小学校	大字新曽 1367	442-3849		-		848	424
	19	スポ-ツセンター	大字新曽 1286	443-3523				2,480	1,240
	20	新曽福祉センター	大字新曽 1395	445-1811		-		189	94
	21	新曽中学校	大字新曽 1448	443-4512		-		2,072	1,036
	22	芦原小学校	大字新曽 1961	420-2226		-		1,171	585
笹 目 地 区	23	児童センタープリムローズ	笹目 2-19-14	422-1033	-	-	-	276	138
	24	笹目東小学校	笹目 3-17-12	421-6674		-		848	424
	25	笹目中学校	笹目 4-38-1	421-1462				1,905	952
	26	笹目小学校	笹目 6-9-1	421-3524		-		850	425
美 女 木 地 区	27	美女木小学校	美女木 2-33-1	421-1037		-		852	426
	28	南稜高等学校	美女木 4-23-4	421-1211	-			2,086	1,043
	29	西部福祉センター	美女木 5-2-16	421-3024		-		494	247
	30	美笹中学校	美女木 5-12-6	421-3011				2,541	1,270
	31	美谷本小学校	美女木 7-11-3	421-3010		-		856	428
-	32	笹目コミュニティセンター	笹目 3-12-1	422-9988	福祉避難施設				
	33	福祉保健センター	大字上戸田 5番地の6	446-6484	福祉避難施設				
	34	戸田かけはし高等特別支援学校	新曽 1093-1	229-7919	福祉避難施設				

- 1 洪水時・内水はん濫時における避難所は指定していません。(全施設が浸水又は水没する恐れがあるため)
- 2 印は「指定緊急避難場所」との兼用施設です。(21箇所)
- 3 洪水時・内水はん濫時は、使用不可としています。(水没する恐れがあるため)
- 4 避難所面積は、施設内の会議室、体育館等の合計であり、原則として学校の教室等は使わないものとします。
- 5 収容人員は、緊急対応期の段階での就寝可能な面積として2m<sup>2</sup>/人として算定しています。

### 指定緊急避難場所一覧

NO	施設名	面積(m <sup>2</sup> )	所在地
1	惣右衛門公園	13,685	笹目 1-38
2	新田公園	12,610	美女木 3-1
3	笹目公園	16,352	笹目 7-1
4	戸田公園高台広場	7,217	戸田公園 6
5	戸田公園観覧席	439.6	戸田公園 6

浄水場施設一覧（給水能力）

施設名称	東部浄水場	中部浄水場	西部浄水場
所在地	中町2丁目21番15号	下前1丁目7番5号	笹目2丁目23番地の25
敷地面積	3,656.17(m <sup>2</sup> )	2,322.00(m <sup>2</sup> )	7,520.03(m <sup>2</sup> )
給水区域	東部地域及び中央地域	同左	西部地域及び中央地域
給水能力	24,400(m <sup>3</sup> /日)	6,600(m <sup>3</sup> /日)	32,800(m <sup>3</sup> /日)
配水池	1池 7,500(m <sup>3</sup> )	2池 3,600(m <sup>3</sup> )	4池 18,200(m <sup>3</sup> )
配水ポンプ	3台	4台	5台
水源	県営水道水	県営水道水及び深井戸	県営水道水及び深井戸
深井戸	-	5本	5本

耐震性貯水槽（飲料水兼用 100m<sup>3</sup>型・非常災害用井戸）の設置場所

地 区	設 置 場 所
下 戸 田 地 区	戸田第二小学校
上 戸 田 地 区	戸田第一小学校・戸田公園管理事務所
新 曽 地 区	スポーツセンター
笹 目 地 区	笹目中学校
美 女 木 地 区	美笹中学校・南稜高等学校

非常災害用井戸の設置場所

区 分	設 置 場 所
小 学 校 12 校	戸田第一小学校
	戸田第二小学校
	新曽小学校
	美谷本小学校
	笹目小学校
	戸田東小学校
	戸田南小学校
	喜沢小学校
	笹目東小学校
	新曽北小学校
	美女木小学校
	芦原小学校
中 学 校 6 校	戸田中学校
	戸田東中学校
	美笹中学校
	喜沢中学校
	新曽中学校
	笹目中学校
市公共施設 5 施設	戸田市役所
	新曽福祉センター
	西部福祉センター
	スポーツセンター
	心身障害者福祉センター
他の機関施設	戸田公園管理事務所
	国土交通省関東地方整備局 北首都国道事務所 戸田維持出張所
	戸田中央総合病院
	戸田競艇組合錬武館跡地

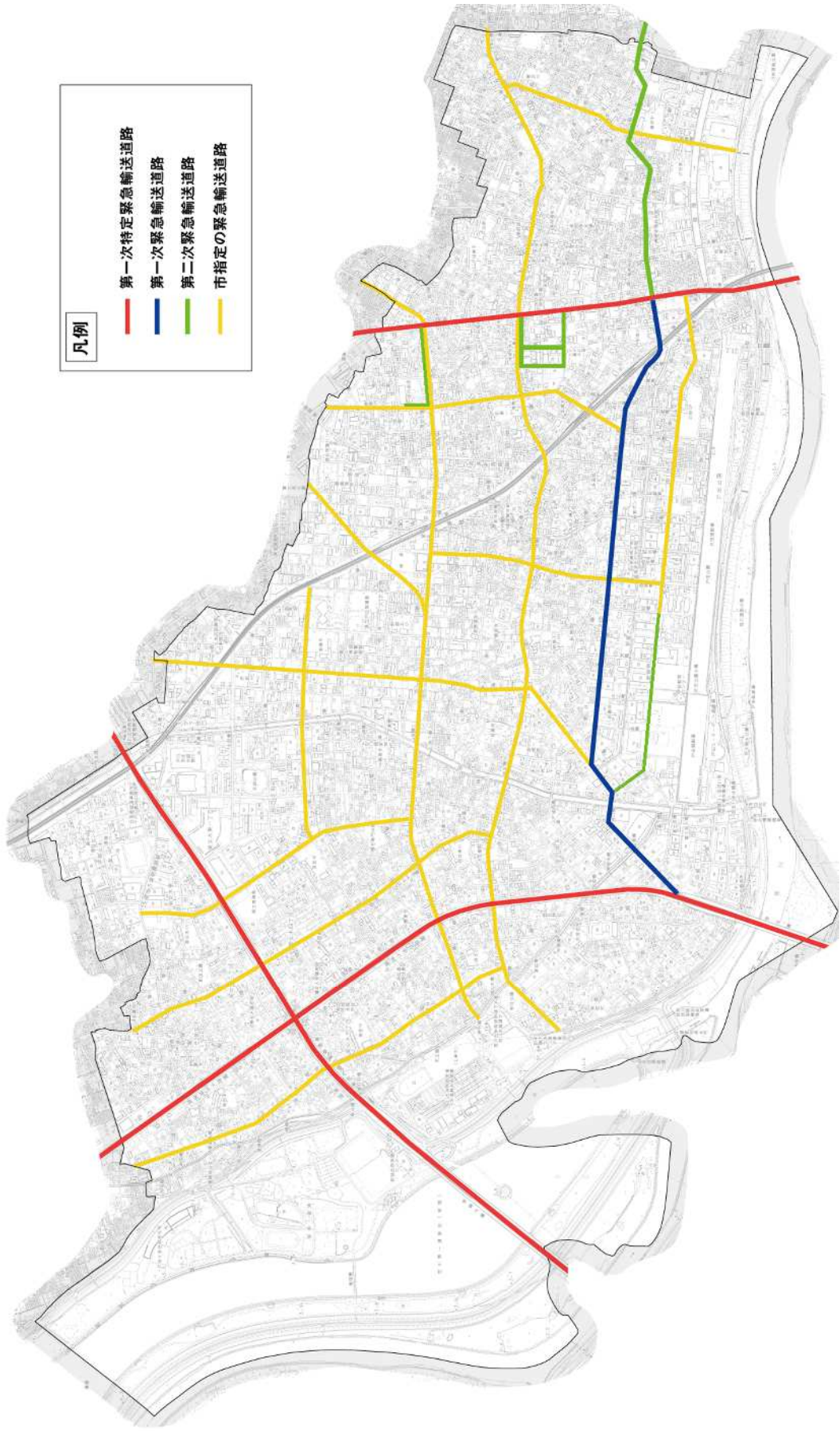
防災備蓄倉庫一覧

設 置 場 所
戸田第一小学校
戸田第二小学校
新曽小学校
美谷本小学校
笹目小学校
戸田東小学校
戸田南小学校
喜沢小学校
笹目東小学校
新曽北小学校
美女木小学校
芦原小学校
戸田中学校
戸田東中学校
美笹中学校
喜沢中学校
新曽中学校
笹目中学校
南稜高等学校
戸田市役所
戸田市役所新曽南庁舎
西部福祉センター
新曽福祉センター
東部福祉センター
上戸田福祉センター
スポーツセンター
心身障害者福祉センター
戸田公園管理事務所
山宮水防倉庫用地
福祉保健センタ -
児童センターこどもの国

市が指定する市内の緊急輸送道路一覧

道路管理者	区 分	路線数	延 長	備 考
市	市 道	27	26.8km	喜沢通り、喜沢中通り、市役所南通り、市役所通り、戸田中通り、大前橋通り、中央通り、新曾つつじ通り、北大通り、氷川町通り、西電話局通り、美笹通り 他
県	県 道	1		県道 68 号
国	国 道	3	8.2km	国道 17 号・国道 17 号新大宮バイパス、国道 298 号

# 戸田市緊急輸送道路網図



### ヘリコプター飛行場外離着陸場一覧

名 称	所在地
戸田市スポーツセンター	大字新首 1286
彩湖・道満グリーンパーク	大字重瀬 745 他
戸田公園高規格堤防	戸田公園4494-1

### 消防水利の現況

水利種別		設 置 数
消火栓	単口	1,223
	双口	450
防火水槽	20(m <sup>3</sup> )	2
	40(m <sup>3</sup> )	170
	60(m <sup>3</sup> )	28

令和2年4月1日現在

### 現有消防力

区 分		現 有 数
本署・分署		3
消防車両	動力ポンプ	4
	指揮車	1
	はしご自動車	2
	化学自動車	1
	救急自動車(非常用を除く)	4
	救助工作車	1
	特殊車両等	9
	非常用消防自動車等	2
人員	整備台数に対する人員	108
	千人の予防要員	7
	警防要員をもって充てる人員数	2
	通信員	9
	庶務の処理等の人員	15

令和2年4月1日現在

## 埼玉県災害ボランティア登録規約

### 第1 目的

この規約は、埼玉県内で大規模な災害が発生した際に被災地等でボランティアとして活動する意欲のある個人又は団体を「埼玉県災害ボランティア」として登録することに関し必要な事項を定め、災害時のボランティア活動の円滑な推進に資することを目的とする。

### 第2 登録機関

「埼玉県災害ボランティア」の登録機関は、埼玉県危機管理防災部危機管理課とする。

### 第3 登録事項

「埼玉県災害ボランティア」として登録する事項は、別表1のとおりとする。

### 第4 登録要件

「埼玉県災害ボランティア」として登録する個人又は団体は、以下の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 埼玉県内で大規模な災害が発生した際に、被災地等でボランティアとして活動する意欲のある個人又は団体であること。
- (2) 個人又は団体の代表者が、登録しようとする年度の4月1日現在で、15歳以上であること。
- (3) 別表1中の登録事項欄に示す各項目に係る個人情報のうち、公開区分欄で「必須」とされている個人情報及び「任意」とされている個人情報のうち公開を可とするものについては、「埼玉県災害ボランティア」として登録した個人又は団体（以下「登録者」という。）及び第7第1項に規定する防災機関等に提供されることを了承するものであること。
- (4) 本規約を遵守するものであること。

### 第5 登録の手続き

「埼玉県災害ボランティア」として登録を希望する個人又は団体は、「埼玉県災害ボランティア登録カード」（様式1又は様式2）（以下「登録カード」という。）に必要な事項を記入の上、登録機関に提出するものとする。

- 2 登録機関は、提出された登録カードの記載事項が第4の登録要件を満たしているか確認し、「埼玉県災害ボランティア」として登録する。
- 3 登録機関は、登録者に対し「埼玉県災害ボランティア登録証（以下「登録証」という。）」（様式3又は様式4）を交付する。

### 第6 登録の有効期限

登録の有効期限は、登録日から3年を経過した日の属する年度の年度末までとする。

- 2 登録機関は、登録者に対し、登録の有効期限の1か月前までに登録の更新手続きについて通知するものとする。

## 第7 登録者名簿の作成

登録機関は、災害時のボランティア活動を促進するため「埼玉県災害ボランティア登録者名簿」（以下「登録者名簿」という。）を作成し、登録者及び県ボランティア関係各課所室、県内市町村防災担当課、災害ボランティア関係機関（日本赤十字埼玉県支部、県社会福祉協議会等）に送付する。

- 2 登録機関は、登録者名簿を毎年更新する。

## 第8 登録者の心得

登録者は、災害時に被災地等でボランティア活動を行う場合は、被災地の行政機関、社会福祉協議会、自主防災組織等との連携に努めなければならない。

- 2 登録者は、平常時から登録者相互の交流を図るよう心がけるものとする。
- 3 登録者は、登録者名簿を本規約の目的以外のために使用したり又は登録者以外の者に譲渡若しくは貸与してはならない。

## 第9 研修等の実施

登録機関は、登録者に災害時におけるボランティア活動に関する研修及び情報提供を行う。

## 第10 登録の変更・取消し

登録者は、登録カードに記載した事項に変更が生じた場合又は登録の取り消しを希望する場合は様式5により登録機関に速やかに報告するものとする。

- 2 登録者は、登録を取り消した場合は、登録機関に登録者名簿を速やかに返却するものとする。

## 第11 登録のまっ消

登録機関は、登録者が以下に該当する行為を行った場合、登録をまっ消し速やかに登録者に通知する。

- (1) 登録者名簿を本規約の目的以外のために使用する行為又は登録者以外の者に譲渡若しくは貸与する行為。
- (2) 他の登録者を誹謗中傷する行為又は公序良俗に反する行為。

- 2 登録者は、登録をまっ消された場合は、登録者名簿を速やかに返却するものとする。

## 第12 費用弁償等

登録者は、県に対して、ボランティア活動の実施について報酬及び費用弁償を請求することはできない。

- 2 登録者は、県に対してボランティア活動中の事故等による損害について賠償を求めることはできない。
- 3 登録者は、「登録者名簿」の配布を原因とするトラブル等について賠償を求めることはできない。

## 第13 その他

県は、登録者が災害時におけるボランティア活動を行う際の事故等を補償するため、保険に加入する。



#### 第14 規約の発効

本規約は、平成12年 4月 1日から発効する。

本規約は、平成18年12月 1日から発効する。

別表1

登録者	登録事項	公開区分
個人	(1) 氏名 (2) 居住市町村 (3) 住所、電話番号、E-Mail アドレス (4) 資格・免許・特技等 (5) その他	必須 必須 任意 任意 非公開(原則)
団体	(1) 団体名 (2) 団体の構成人数、概要 (3) 事務所の所在地 (4) 事務所の連絡先 (5) 代表者氏名 (6) 代表者居住市町村 (7) 代表者住所、電話番号、E-Mail アドレス (8) その他	必須 任意 必須 任意 必須 必須 任意 非公開(原則)



## 7 . 様式・書式



# 発 生 速 報

市町村  
消防本部

日 時	受信	発信者	受信者
1	被害発生		
2	被害場所		
3	被害程度		
4	災害に対する 措 置		
5	その他必要 事 項		



# 被 害 状 況 調

市町村

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日	至 月 日	
報告区分	確 定		

区 分		被 害		区 分		被 害		
人的被害	死者	人		田畑被害	田	流出・埋没	ha	
	行方不明者	人			畑	冠水	ha	
	負傷者	重傷	人			田	流出・埋没	ha
		軽傷	人			畑	冠水	ha
住家被害	全壊	棟		道被路害	決壊	箇所		
		世帯			冠水	箇所		
	半壊	棟		その他被害	文教施設	箇所		
		世帯			病院	箇所		
	一部破損	棟			橋りょう	箇所		
		世帯			河川	箇所		
	床上浸水	棟			砂防	箇所		
		世帯			清掃施設	箇所		
	床下浸水	棟			崖くずれ	箇所		
		世帯			鉄道不通	箇所		
		人			被害船舶	隻		
		棟			水道	戸		
		世帯			電話	回線		
		人			電気	戸		
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟		り災世帯数		世帯	
		半壊(焼)	棟			り災者数	人	
	その他	全壊(焼)	棟	火災発生	建物	件		
		半壊(焼)	棟		危険物	件		
			その他		件			

区 分		被 害	市災 町害 村対 策本 部	名 称			
公立文教施設	千円			設 置	月	日	時
農林水産施設	千円			解 散	月	日	時
公共土木施設	千円				月	日	時
その他公共施設	千円						
小計	千円						
公立施設被害 市町村数	団体		災設 害置 対市 策町 本村 部数				
そ の 他	農産被害	千円	災適 害用 救市 助町 法村 名				
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円		計	団体		
	商工被害	千円					
その他	千円		消防職員出動延人数	人			
被害総額	千円		消防団員出動延人数	人			
備    考	1 災害発生場所						
	2 災害発生年月日						
	3 災害の種類概況						
	4 消防機関の活動状況						
	5 その他（避難の勧告・指示等の状況）						



# 水防活動実施報告書 第 報

令和 年 月 日

水防管理団体名
課所名
作成者
連絡先

出水の概況	川 水位 m 雨量 mm								
水防実施箇所	川 左岸・右岸 市 地先								
日時	自 月 日 時 ・ 至 月 日 時								
出勤人員(人)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">水防団員</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">消防団員</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">その他</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	水防団員	消防団員	その他	合計				
水防団員	消防団員	その他	合計						
水防作業の概況及び工法	作業準備 ・ 作業開始 ・ 作業中 ・ 作業完了								
被害箇所	堤防 ・ 高水敷 ・ 水門 ・ 樋管 ・ その他( )								
被害状況及び水防の状況	亀裂 ・ 漏水 ・ 法崩れ ・ 越水 ・ 溢水 ・ 破堤 ・ 洗掘 ・ その他( ) 原因は( ) ・ 調査中 ・ 不明 ) 今後、(大幅に拡大する ・ 拡大する ・ 小規模にとどまる ・ 調査中 ・ 不明)と見込まれる								
使用資機材	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">住民の協力</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">死傷者</td> <td></td> </tr> </table>		住民の協力			死傷者			
	住民の協力								
	死傷者								
避難情報の発令状況									

- 注 1 各水防管理団体は、水防を行った箇所毎に作成すること。  
 2 各水防管理団体は、速やかに所管県土整備事務所を経由して知事に報告すること。  
 3 平面図、横断図等は適宜添付すること。

活動内容報告書

令和〇〇年台風〇号における水防活動  
(〇〇県〇〇市消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇日)

〇概要 (例)

〇〇市消防団は、令和〇〇年8月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土のう積み(300袋)</li> <li>・避難誘導(20世帯)</li> <li>・排水作業(3件)</li> </ul>

水防活動または  
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)  
堤防巡視

水防活動または  
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)  
積み土のう工

水防活動または  
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)  
月の輪工

水防活動または  
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所  
地図

緊急通行車両等事前届出書・緊急通行車両等事前届出済書

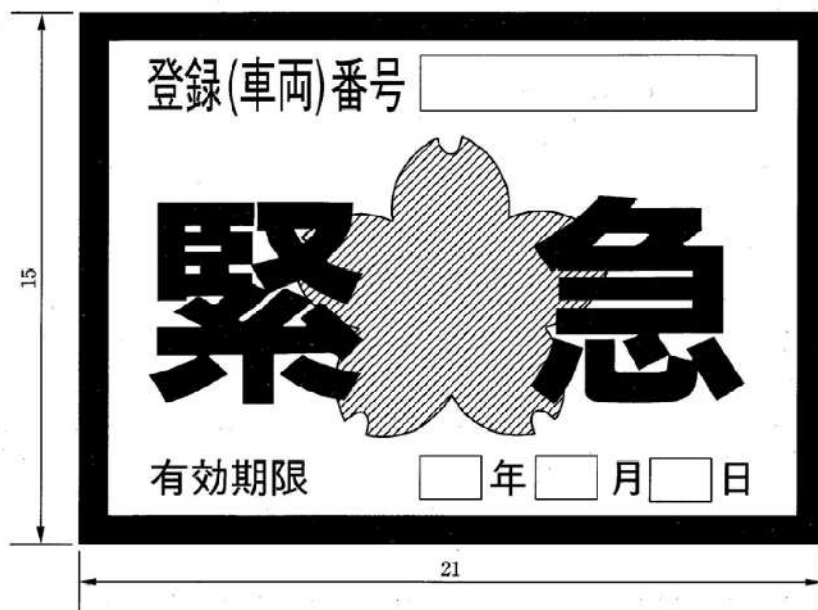
災害応急対策用 緊急通行車両等事前届出書 令和 年 月 日 (あて先) 埼玉県知事 申請者 機関等の所在地(住所) 機関等の名称 氏名 印 電話 ( ) 【担当係 担当者】		第 号 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 令和 年 月 日 埼玉県知事 印
番号標に表示されている番号		(注) 1 警戒宣言発令時 又は大規模災害発生に伴う交通規制が実施された場合には、この届出済証を災害対策本部又は支部に提出して、所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、再度申請し再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき (3) その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	災害対策基本法第50条に規定する災害応急対策	
使用者	住所	
	氏名	
出発地		
(注) この届出書は、作成の上、危機管理防災部(消防防災課)に提出してください。		

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とする。



## 緊急通行車両標章

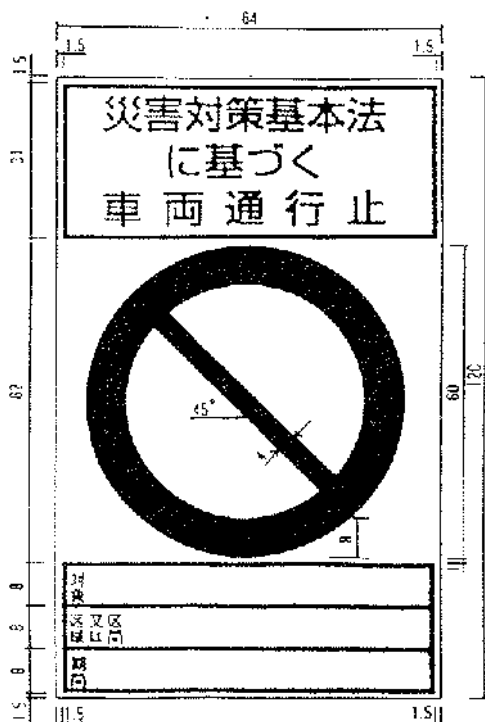
災害対策基本法施行令第33条2項に基づく緊急通行車両の標章



(備考)

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年月日」の文字を黒色、「登録(車両)番号」並びに「年月日」を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 車両通行止標示

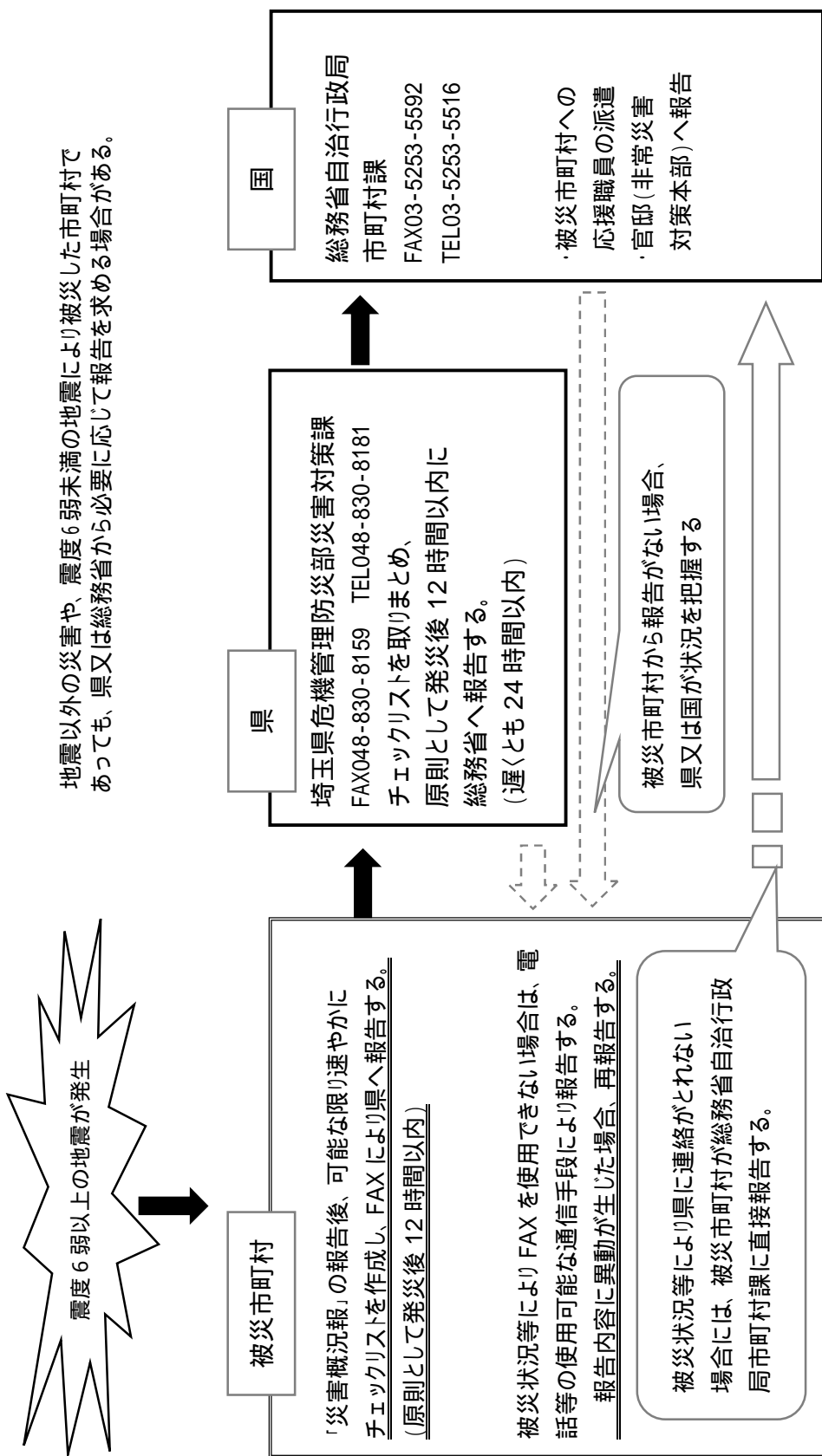


災害対策基本法施行令第32条に基づく緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限する場合の対象、区間及び期間を定める標示

(備考)

- 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

市町村行政機能の確保状況の把握フロー



## 市町村行政機能チェックリスト

**<送付先> 埼玉県災害対策課 (FAX 048-830-8159 TEL 048-830-8181)**

**都道府県はとりまとめ、総務省市町村課 (FAX 03-5253-5592 TEL 03-5253-5516) へ送付**

**市町村行政機能即報  
(チェックリスト)**

総務省受信者氏名

災害名 \_\_\_\_\_ (第 \_\_\_\_\_ 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	埼玉県
市町村	
報告者職名氏名	職名 氏名 都道府県等から派遣された者が記入する場合 (派遣元 _____ )

**1. トップマネジメントが機能しているか**

市町村長の安否は確認できたか

はい いいえ

はい いいえ

(市町村長不在の場合、代行者の職名氏名 \_\_\_\_\_ )

災害対策本部会議を定期的を開催しているか

はい いいえ

災害応急対策業務等(例:避難所運営、物資供給)(以下「業務等」とい  
う)の役割分担を行い、責任者が明確になっているか

はい いいえ

広報・報道対応を円滑に行えているか(プレスリリースの定例化等)

はい いいえ

特記事項

**2. 業務実施体制(人的体制)は整っているか**

職員は業務等を担うために適切に参集しているか

はい いいえ

はい いいえ

(職員の参集状況約 \_\_\_\_\_ % (業務等実施予定職員約 \_\_\_\_\_ 名中約 \_\_\_\_\_ 名参集))

職員(一般行政)の応援派遣要請は行ったか

はい いいえ

特記事項

**3. 業務実施環境(物的環境)は整っているか**

災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような

はい いいえ

損壊が生じているか

はい いいえ

主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか

はい いいえ

安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか  
(停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など)

はい いいえ

特記事項

第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く(原則として発災後 12 時間以内)、分かる範囲で記載し報告すること。